# 加工施設における保安規定の審査基準との整合性について

加工施設における	保安規定審査基準	
旧	新	保安規定関連条文
旧 加工事業者は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。)第22条第1項の規定に基づき、事業所ごとに保安規定を定め、原子力規制委員会の認可を受けることが義務付けられている。 これを受け、認可を受けようとする加工事業者は、核燃料物質の加工の事業に関する規則(昭和41年総理府令第37号。以下「加工規則」という。)第8条第1項において規定されている各項目について定め、申請書を提出することが求められている。 申請書を受理した原子力規制委員会は、加工事業者から申請された保安規定について、原子炉等規制法第22条第2項に定める認可要件「核燃料物質による災害の防止上十分でないと認められない」ことを確認するための審査を行うこととしている。	新加工事業者は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。)第22条第1項の規定に基づき、工場又は事業所ごとに保安規定を定め、加工施設の設置の工事に着手する前に原子力規制委員会の認可を受けることが義務付けられている。これを受け、認可を受けようとする加工事業者は、核燃料物質の加工の事業に関する規則(昭和41年総理府令第37号。以下「加工規則」という。)第8条第1項各号において規定されている事項について定め、申請書を提出することが求められている。申請書を受理した原子力規制委員会は、加工事業者から申請された保安規定について、原子炉等規制法第22条第2項に定める認可要件である・原子炉等規制法第13条第1項若しくは第16条第1項の許可を受けたところ又は同条第2項の規定により届け出たところによるものでないと認め	
したがって、保安規定の審査における基準を明確にする観点から、保安規定の認可の審査に当たって確認すべき事項を次のとおり定める。 (新設)	<ul> <li>られないこと         <ul> <li>・核燃料物質による災害の防止上十分でないと認められないこと</li> <li>を確認するための審査を行うこととしている。</li> </ul> </li> <li>したがって、保安規定の審査における基準を明確にする観点から、保安規定の認可の審査に当たって確認すべき事項を次のとおり定める。</li> <li>ただし、加工規則第8条第1項各号において定められている事項の中には、設置の工事に着手する段階で定めることが困難であり、かつ、これらをその段階で定めていなくても災害の防止上支障がない事項が存在することから、核燃料物質を初めて工場又は事業所に搬入するまでの間において適用される保安規定の審査に当たっては、これらの事項を定める時期が設定されていること及びその時期までにこれらの事項を定めることにより、災害の防止上支障がないものと認められることを審査において確認することとする。</li> </ul>	
加工規則第8条第1項第1号 関係法令及び保安規定の遵守のための体制	加工規則第8条第1項第1号 関係法令及び保安規定の遵守のための体制	(間は汁をエスドロウ担合の湯ウ)
<ul> <li>◯ 関係法令及び保安規定の遵守のための体制(経営責任者の関与を含む。)に関することについては、保安規定に基づき要領書、作業手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、これを遵守し、その位置付けが明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。</li> <li>○ 保安のための関係法令及び保安規定の遵守を確実に行うため、コンプライアンスに係る体制が確実に構築されていることが明確となっていること。</li> </ul>	1. 関係法令及び保安規定の遵守のための体制(経営責任者の関与を含む。)に関することについては、保安規定に基づき、要領書、 <u>手順書</u> その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、これを <u>遵守することが定められていること。また、これらの文書の位置付け</u> が明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。  2. 保安のための関係法令及び保安規定の遵守を確実に行うため、コンプライアンスに係る体制が確実に構築されていることが明確となっていること。	事業所で作業を行う従業員、臨時雇員及び請負会社従業員は、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物(以下「核燃料物質等」という。)の取扱いに関する安全を確保するため関係法令、及びこの規定を遵守しなければならない。
加工規則第8条第1項第2号 安全文化醸成のための体制	(#tlt/2/	
○ 安全文化を醸成するための体制(経営責任者の関与を含む。)に関することについては、保安規定に基づき要領書、作業手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、その位置付けが明確にされていること。 特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。	_ <u>(削除)</u>	第3条の2 削除 (安全文化の育成及び維持は保安活動の中で展開するものであることから品質マネジメントシステムの関連条文において規定。)
○ 保安の確保を最優先する価値観を組織の中で形成し、維持し、強化していく 当該組織としての文化を継続的に醸成するための体制を確実に構築することが 明確となっていること。 加工規則第8条第1項第3号 加工施設の品質保証		
<ul><li>加工規則第 0 末第 1 頃 第 3 ヶ 加工地 2 が 0 回 1 休 2 が 1 頃 第 3 ヶ 加工地 2 が 0 回 1 休 2 が 2 が 2 が 2 が 2 が 3 が 2 が 2 が 3 が 3 が</li></ul>	加工税則第 <b>6</b> 米第 <b>1</b> 頃 <u>第2万                                    </u>	第2章 保安管理体制
使用済燃料の再処理の事業に関する規則第8条の3から第8条の9等の要求事項に対する社団法人日本電気協会電気技術規程「原子力発電所における安全のた	規制法第13条第1項又は第16条第1項の許可(以下単に「許可」という。)を 受けたところによるものであり、かつ、原子力施設の保安のための業務に係る品	第1節 <u>保安</u> 品質 <u>マネジメントシステム</u> <u>(保安品質マネジメントシステムの目的)</u>
めの品質保証規程(JEAC4111-2009)」の取扱いについて(内規)」	質管理に必要な体制の基準に関する規則(令和2年原子力規制委員会規則第2	第3条の3 原子燃料工業株式会社は、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基

加工施設における	保安規定審査基準	_
旧	新	
<ul> <li>(平成22・03・03原院第1号(平成22年3月17日原子力安全・保安院制定(NISA-181c-10-1、NISA-191c-10-1、NISA-314c-10-1))) において認められたJEAC4111-2009又はそれと同等の規格に基づく品質保証計画が定められていること。</li> <li>○ 品質保証に関する記載内容については、「原子力発電所の保安規定における品質保証に関する記載について」(平成16・03・04原院第3号(平成16年3月22日原子力安全・保安院制定(NISA-165a-04-3))) を参考として記載していること。</li> </ul>	号。以下「品質管理基準規則」という。)及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈(原規規発第1912257号-2(令和元年12月25日原子力規制委員会決定)。以下「品質管理基準規則解釈」という。)を踏まえて定められていること。 2. 具体的には、保安活動の計画、実施、評価及び改善に係る組織及び仕組みについて、安全文化の育成及び維持の体制や手順書等の位置付けを含めて、加工施設の保安活動に関する管理の程度が把握できるように定められていること。また、その内容は、原子力安全に対する重要度に応じて、その適用の程度を合理的かつ組織の規模に応じたものとしているとともに、定められた内容が、合理的に実可能なものであること。	<u>()</u> 第33
<ul> <li>(新設)</li> <li>○ 作業手順書等の保安規定上の位置付けに関することについては、加工規則第7条の2の8の2に規定された要領書、作業手順書その他保安に関する文書について、これらを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といった品質保証に係る文書の階層的な体系の中で、その位置付けが明確にされていること。</li> </ul>	3. その際、要求事項を個別業務に展開する具体的な体制及び方法について明確にされていること。この具体的な方法について保安規定の下位文書も含めた文書体系の中で定める場合には、当該文書体系について明確にされていること。 4. 手順書等の保安規定上の位置付けに関することについては、要領書、手順書その他保安に関する文書について、これらを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といったQMSに係る文書の階層的な体系における位置付けが明確にされていること。	
(新設)	5. 内部監査の仕組みについては、許可を受けたところにより、重大事故に至るおそれのある事故(設計基準事故を除く。)又は重大事故(以下「重大事故等」と総称する。)が発生しないと評価された場合においては、品質管理基準規則第46条第1項及び品質管理基準規則解釈第46条1の規定に基づき、内部監査の対象に関与していない要員に実施させることとしてもよい。	第4章

## 保安規定関連条文

準に関する規則」(以下「品質管理基準規則」という。)及び同規則の解釈に基づき加工の事業の許可を受けたところにより、加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制を整備することにより、原子力の安全を確保する。

(定義)

- 第3条の4 本章において使用する用語は、品質管理基準規則及び同規則の解釈において使用する用語の例による。
  - また、本章において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
  - (1) 「保安活動」とは、事業所における加工施設の保安のための業務として行われる一切の活動をいう。
  - (2) 「保安品質マネジメントシステム」とは、品質管理基準規則第2条*第2項*第4号に定める 品質マネジメントシステムのことをいう。
  - (3) 「保安品質マニュアル」とは、品質管理基準規則第5条第1項第2号に定める品質マニュアルのことをいう。
  - 4) 「保安品質方針」とは、品質管理基準規則第11条に定める品質方針のことをいう。
    - 「保安品質目標」とは、品質管理基準規則第 12 条に定める品質目標のことをいう。
  - (6) 「保安内部監査」とは、品質管理基準規則第46条に定める内部監査のことをいう。
- (保安品質マネジメントシステムの適用範囲)
- 第3条の5 保安品質マネジメントシステムは、事業所の加工施設における保安活動に適用する。 (保安品質マネジメントシステムに係る要求事項)
- - 2. 社長は、保安活動の重要度に応じて、保安品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度についてグレード分けを行うことを含めて保安品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合において、次に掲げる事項を適切に考慮する。(「保安活動の重要度」とは、事故が発生した場合に原子力施設から放出される放射性物質が人と環境に及ぼす影響の度合いに応じ、(1)から(3)の事項を考慮した原子力施設における保安活動の管理の重み付けをいう。)
  - (1) 加工施設、組織又は個別業務の重要度並びにこれらの複雑さの程度(標準化の程度、記録のトレーサビリティの程度、特別な管理や検査の必要性の程度、及び運転開始後の加工施設に対する保全、供用期間中検査及び取替えの難易度を含む。)
  - (2) 加工施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ(「原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ」とは、原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある自然現象や人為による事象(故意によるものを除く。)及びそれらにより生じ得る影響や結果の大きさをいう。)
  - (3) 機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響(「通常想定されない事象」とは、設計上考慮していない又は考慮していても発生し得る事象(人的過誤による作業の失敗等)をいう。)
  - 3. 各部長は、加工施設に適用される関係法令(以下「関係法令」という。)を明確に認識し、保 安品質マニュアルに規定する文書その他保安品質マネジメントシステムに必要な文書(記録を 除く。以下「保安文書」という。)に明記する。
  - 4. 社長は、保安品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を行う、又は、所長、品質・安全管理室長若しくは各部長に行わせる。
  - (1) プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を明確に定めること
  - (2) プロセスの順序及び相互の関係(組織内のプロセス間の相互関係を含む。)を明確に定める
  - (3) プロセスの運用及び管理の実効性の確保に必要な保安管理組織(別図1に示す。)の保安活動の状況を示す指標(以下「保安活動指標」という。)並びに当該指標に係る判定基準を明確に定めること。この保安活動指標には、安全実績指標(特定核燃料物質の防護に関する領域

加工施設における保安規定審査基準	<b>伊</b> 安田安間演奏立	
旧 新	保安規定関連条文	
	に係るものを除く。)を含む。	
	(4) プロセスの運用並びに監視及び測定(以下「監視測定」という。)に必要な資源及び情報が	
	利用できる体制を確保すること(責任及び権限の明確化を含む。)。	
	(5) プロセスの運用状況を監視測定し、分析すること。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。	
	(6) プロセスについて、意図した結果を得、及び実効性を維持するための措置(プロセスの変	
	更を含む。)を講ずること。	
	(7) プロセス及び組織を保安品質マネジメントシステムと整合的なものとすること。	
	(8) 原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の	
	安全が確保されるようにすること(セキュリティ対策が原子力の安全に与える潜在的な影響	
	と、原子力の安全に係る対策がセキュリティ対策に与える潜在的な影響を、特定し、解決す	
	ることを含む。)。	
	5. 社長は、健全な安全文化を育成し、及び維持するために、技術的、人的、組織的な要因の相 互作用を適切に考慮して、効果的な取組を通じて、次の状態を目指す。	
	・ 原子力の安全及び安全文化の理解が組織全体で共通のものとなっている。	
	・ 風通しの良い組織文化が形成されている。	
	・ 要員が、自らが行う原子力の安全に係る業務について理解して遂行し、その業務に責	
	任を持っている。	
	・ 全ての活動において、原子力の安全を考慮した意思決定が行われている。	
	・ 要員が、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を持ち、原子力の安全に対する自己満	
	足を戒めている。	
	・ 原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある問題が速やかに報告され、報告された問題が対処され、その結果が関係する要員に共有されている。	
	<u>趣が対処され、その結末が関係する姿質に共有されている。</u> ・ 安全文化に関する保安内部監査及び自己評価の結果を組織全体で共有し、安全文化	
	を改善するための基礎としている。	
	<ul><li>原子力の安全には、セキュリティが関係する場合があることを認識して、要員が必要</li></ul>	
	なコミュニケーションを取っている。	
	6. 各部長は、機器等又は個別業務に係る要求事項(関係法令を含む。以下「個別業務等要求事	
	項」という。) への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、当該プロセ	
	スに対する管理の方法及び程度を、第 12 条の 8 調達プロセスに従って定め、これに基づき当 該プロセスの管理を確実にする。	
	<u>該プロセスの官理を確実にする。</u> 7. 社長は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。	
	(保安品質マネジメントシステム <u>の</u> 文書化 <u>)</u>	
	<u>第4条の2</u> 社長は、 <u>前条第1項の規定により</u> 保安品質マネジメントシステム <u>を確立するときは、保安活動</u>	
	<u>の重要度に応じて保安文書として</u> 自ら各規則に定める、又は、所長 <u>、</u> 品質・安全管理室長 <u>若しく</u>	
	<u>は所長を通じて担当部長に</u> 各基準として定めさせ、当該文書に規定する事項を実施する、又は要	
	<u>員に実施させ</u> る。なお、保安規定条項とこれら各規則、基準との関係を別表 19 に示す。	
	2. 保安文書 <u>及び記録</u> は、次のとおりとする。文書の階層を別図4に示す。 <u>なお、以下の各号の</u>	
	<u>うち(4)及び(7)は第6章に定める。</u> (1) 保安規定	
	(1)	
	(3) 保安品質方針	
	(4) 施設管理方針	
	( <u>5</u> ) 規則( <u>(1)</u> 及び <u>(2)</u> に基づき社長が定めた <u>保安</u> 文書 <u>であって(3)及び(4)を除くもの</u> )	
	(6) 保安品質目標	
	(7) 施設管理目標 (8) 基準((1)及び(2)に基づく保安文書であって(3)から(7)を除くもの)	
	(9) 標準 (要領、手順書 <u>、指示書、図面等の</u> 保安文書 <u>(以下「手順書等」という。)</u> であって <b>(2)</b> 、	
	(5)又は(8)に基づいて定めたもの)	
	( <u>10</u> ) 記録	
	(保安品質マニュアル)	
	第4条の3 社長は、保安品質マニュアルとして「保安品質保証計画書」を制定し、次に掲げる事項を定め	
	<u>る。</u>	
	(1) 保安品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項 (2) 保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項	
	(2) 保女活動の計画、美施、評価及び改善に関する事項 (3) 保安品質マネジメントシステムの適用範囲	
	(4) 保安品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報	
	17/ PLANE I TAKE I VALVE TO THE DESCRIPTION OF THE TWO IN THE	

加工施設における保安規定審査基準	(P · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
旧 新	保安規定関連条文
	(5) プロセスの相互の関係
	<u>(文書の管理)</u> 第 4 条の 4 - 早庭児気如長は、甘維、煙準の立まの際理に関する甘維な字は、名如長は、この甘維に甘ざい
	第4条の4 品質保証部長は、基準 <u></u> 標準の <u>文書</u> の <u>管理</u> に関する基準を定め、 <u>各部長は、この基準に基づい</u> て保安文書を管理する。また、この基準には、次の事項を含める。なお、社長及び品質・安全管
	理室長が定める保安文書については、品質・安全管理室長が定める文書の管理に関する基準に基
	づいて、品質・安全管理室長が管理する。
	・ 組織として承認されていない文書の使用又は適切ではない変更の防止
	・ 文書の組織外への流出等の防止
	・ 保安文書の発行及び改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置並びに当 該発行及び改訂を承認した者に関する情報の維持
	・ 核燃料取扱主任者及び品質・安全管理室長の審査、核燃料安全委員会の審議を受ける手順
	2. 品質保証部長及び品質・安全管理室長は、要員が判断及び決定をするに当たり、文書改訂時
	等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを含め、適切な保安
	文書を利用できるよう、保安文書に関する次に掲げる事項を定めた手順書等を作成する。
	(1) 保安文書を発行するに当たり、その妥当性 (グレード分けの適切性を含む <u>。)を</u> 審査 <u>し、発</u> <u>行を</u> 承認すること。
	(2) 保安文書の改訂の必要性について評価するとともに、改訂に当たり、その妥当性を審査し、
	改訂を承認すること。(「改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認する」とは、(1)と
	同様に改訂の妥当性を審査し、承認することをいう。)
	(3) (1)及び(2)の審査並びに(2)の評価には、その対象となる文書に定められた活動を実施する部 門の要員を参画させること。(ここでの「部門」とは、保安規定に規定する組織の最小単位を
	<u>「「い安貞を参画でせること。(こことの「印川」とは、床女焼だに焼だりる組織の取り手値を</u> いう。)
	(4) 保安文書の改訂内容及び最新の改訂状況を識別できるようにすること。
	(5) 改訂のあった保安文書を利用する場合においては、当該文書の適切な制定版又は改訂版が
	利用しやすい体制を確保すること。
	(6) 保安文書を、読みやすく容易に内容を把握することができるようにすること。 (7) 組織の外部で作成された保安文書を識別し、その配付を管理すること。
	(8) 廃止した保安文書が使用されることを防止すること。この場合において、当該文書を保持
	<u>するときは、その目的にかかわらず、これを識別し、管理すること。</u>
	(記録の管理)
	第4条の5 各部長及び各グループ長は、個別業務等要求事項への適合及び保安品質マネジメントシステム の実効性を実証する記録を明確にするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握する
	ことができ、かつ、検索することができるように作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理
	<u>する。</u>
	2. 品質保証部長は、前項の記録の識別、保存、保護、検索及び廃棄に関し、所要の管理の方法
	に関する基準を定める。なお、品質・安全管理室長は、第10条第2項及び第13条第6項に基づいて作成し管理する記録について、同様に基準を定め、これを作成し管理する。
	_ フV・CTF成し自座する記録にフV・C、同様に基準を定め、これでTF成し自座する。
	第2節 経営責任者等の責任
	(経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ)
	第5条 社長は、 <u>原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、保安品質方針を定めるとともに、</u> 所 長に保安品質マネジメントシステムを管理する管理責任者(以下「管理責任者」という。)とし
	て責任を持って保安品質マネジメントシステムを確立させ、実施させ、その実効性を維持してい
	<u>ることを、次に掲げる業務を行うことによって実証する</u> 。
	(1) 保安品質目標が定められているようにすること。
	(2) 要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持する取組に参画できる環境を整えていること。 (3) 第8条に規定するマネジメントレビューを実施すること。
	(4) 資源が利用できる体制を確保すること。
	(5) 関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知するこ
	(6) 保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを要員に認識させること。 (7) 全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する
	(7) 全 じの
	2. 社長は、品質・安全管理室長に管理責任者としてその状況を内部監査させるとともに、保安
	品質マネジメントシステムの維持及び改善に関する事項について、全社の指導及び調整を行わ
	せる。
	3. 所長及び品質・安全管理室長は管理責任者として、前項に記載する事項を通じて、保安品質

加工施設における保安規定審査基準		保安規定関連条文	
旧	新	大女祝处舆理术人	
		マネジメントシステムの成果を含む実施状況及び改善の必要性の有無について、社長に報告す	
		第5条の2 社長は、組織の意思決定に当たり、機器等及び個別業務が個別業務等要求事項に適合し、かつ、	
		原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにする。	
		(保安品質方針)	
		第6条 社長は、保安品質方針(健全な安全文化を育成し、及び維持することに関するものを含む。こ	
		の場合において、技術的、人的及び組織的要因並びにそれらの間の相互作用が原子力の安全に対	
		して影響を及ぼすものであることを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して設定する。) が次に掲げる事項に適合しているようにする。 社長は、保安品質方針を定めるため並びに	
		所長を通じて各部長に保安品質目標を定めさせ、実施させ及びフォローアップするための計画と	
		して、規則を定める。	
		(1) 原子燃料工業株式会社の経営理念及び行動指針に対して適切なものであること。	
		(2) 要求事項 <u>への適合</u> 及び保安品質マネジメントシステム <u>の実効性の維持に社長が責任を持っ</u>	
		で関与すること。	
		(3) 保安品質目標を <u>定め、評価するに当たっての枠組みとなるものである</u> こと。 (4) <u>要員に周知</u> され、理解され <u>てい</u> ること。	
		(5) 保安品質マネジメントシステムの継続的な改善に社長が責任を持って関与すること。	
		(保安品質目標)	
		第7条 <u>社長は、管理責任者である所長を通じて</u> 、各部長に保安品質目標 <u>(個別業務等要求事項への適</u>	
		<u>合のために必要な目標を含む。)を定め</u> させる。各部長は、社長の保安品質方針に基づき、保安	
		品質目標を <u>年度ごとに</u> 作成し、文書化する。 <u>保安品質目標には、次の事項を含む。</u> ・ 実施事項	
		<ul><li>・ 責任者</li></ul>	
		・実施事項の完了時期	
		・ 結果の評価方法	
		2. 所長は、各部長の保安品質目標が <u>その達成状況を評価し得るものであって、かつ、</u> 保安品質方針と整合的なものであることを確認する。 <i>(「その達成状況を評価し得る」とは、保安品質</i>	
		目標の達成状況を監視測定し、その達成状況を評価できる状態にあることをいう。)	
		3. 品質・安全管理室長は管理責任者として、社長の保安品質方針に基づき、保安品質目標を年	
		度ごとに作成し、文書化する。保安品質目標には、第1項の各事項を含め、その達成状況を評	
		<u>価し得るものであって、かつ、保安品質方針と整合的なものとする。</u> (保安品質マネジメントシステムの計画)	
		第7条の2 社長は、保安品質マネジメントシステムが第4条の規定に適合するよう、その実施に当たって	
		の計画が策定されるように、保安文書を自ら各規則に定める、又は、所長、品質・安全管理室長	
		若しくは所長を通じて担当部長に各基準として定めさせる。	
		2. 社長は、保安品質マネジメントシステムの変更(プロセス及び組織の変更(累積的な影響が	
		生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。)を含む。)が計画され、それが実施される場合においては、当該保安品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているように	
		する。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮する。	
		(1) 保安品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果(当該変	
		更による原子力の安全への影響の程度の分析及び評価並びに当該分析及び評価の結果に基	
		<u>づき講じた措置を含む。)</u>	
		(2) 保安品質マネジメントシステムの実効性の維持	
		(3)       資源の利用可能性         (4)       責任及び権限の割当て	
		(責任及び権限)	
		第7条の3 社長は、保安活動に関する事業所組織を第16条に示すとおり、並びに、その責任 <u>(担当業務</u>	
		に応じて、組織の内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。)及び権限を第17条	
		に示すとおり定め、 <u>並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業</u>	
		務を遂行できるように、保安教育又は社内通達で周知する。 <u>(「部門相互間の業務の手順」とは、</u> 部門間で連携が必要な業務のプロセスにおいて、業務(情報の伝達を含む。)が停滞し、断続す	
		部門順(連携が必要な業務のシロピスにおいて、業務(情報の凶達を占む。)が停備し、断続り ることなく遂行できる仕組みをいう。)	
		(保安品質マネジメントシステム管理責任者)	
		第7条の4 社長は、所長及び品質・安全管理室長に管理責任者として、次に掲げる業務に係る責任及び権	
		限を与える。	

加工施設にお	ける保安規定審査基準	
旧	新	保安規定関連条文
	701	(1) プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。 (2) 保安品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について社長に報告する こと。
		(3) 健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。
		(4) 関係法令を遵守すること。 (管理者) 第7条の5 社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者として、第16条及び第17条に示す各
		部長及び各グループ長(以下「管理者」という。 )に、当該管理者が管理監督する業務に係る 責任及び権限を与える。(「管理者」とは、職務権限を示す文書において、管理者として責任及び
		権限を付与されている者をいう。なお、管理者に代わり、個別業務のプロセスを管理する責任者を置いて、その業務を行わせることができる。この場合において、当該責任者の責任及び権限は、 文書で明確に定める必要がある。)
		(1) 個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているよう にすること。 (2) 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。
		(3) 個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。 (4) 健全な安全文化を育成し、及び維持すること。 (5) 関係法令を遵守すること。
		2. 管理者は、前項の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。
		(1) 保安品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定 すること。 (2) 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行
		<u>えるようにすること。</u> (3) 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達すること。 (4) 常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に加
		工施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。 (5) 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。 3. 管理者は、管理監督する業務に関する自己評価(安全文化についての弱点のある分野及び強
		<u>化すべき分野に係るものを含む。)を、あらかじめ定められた間隔で行う。(「あらかじめ定められた間隔」とは、保安品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために保</u>
		<u>安活動として取り組む必要がある課題並びに当該保安品質マネジメントシステムの変更を考慮</u> <u>に入れて設定された間隔をいう。)</u> (組織の内部の情報の伝達)
		第7条の6 社長は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、 保安品質マネジメントシステムの実効性に関する保安委員会及び核燃料安全委員会の情報が確 実に伝達されるようにする。(「保安品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝
		達される」とは、例えば、第8条に規定する保安品質マネジメントシステムの評価の結果を要員 に理解させるなど、組織全体で保安品質マネジメントシステムの実効性に関する情報の認識を共 有していることをいう。)
		(マネジメントレビュー) 第8条 社長は、保安品質マネジメントシステム <u>の実効性を評価するとともに、</u> 改善の機会 <u>を得て、保</u> 安活動の改善に必要な措置を講ずるため、 <u>保安品質マネジメントシステムの評価(以下「マネジ</u>
		メントレビュー」という。)として、年1回以上保安委員会を開催する。  2. 保安委員会は、社長を委員長とし、管理責任者である所長及び品質・安全管理室長、並びに  技機料取扱されるのほか、  本品目がおりまする。  「特別ない」  「
		核燃料取扱主任者のほか、委員長が指名する委員をもって構成する。 (マネジメントレビュー <u>に用いる情報</u> ) 第9条 <u>所長及び品質・安全管理室長は管理責任者として、</u> 保安委員会 <u>において、次に掲げる情報を報</u>
		告する。 (1) 保安内部監査の結果 (2) 組織の外部の者の意見(外部監査(安全文化の外部評価を含む。)の結果(外部監査を受けた場合に限る。)、地域住民の意見、原子力規制委員会の意見等を含む。)
		(3) プロセスの <u>運用状況 (「プロセスの運用状況」とは、産業標準化法(昭和24年法律第18</u> 5号)に基づく日本産業規格Q9001 (以下「JIS Q9001」という。) の「プロセ
		スのパフォーマンス並びに製品及びサービスの適合」の状況及び「プロセスの監視測定で得

加工施設における保安規定審査基準		(D. t. H. t. H. t. A. t.	
旧	新	保安規定関連条文	
		られた結果」に相当するものをいう。) (4) 使用前事業者検査及び定期事業者検査(以下「使用前事業者検査等」という。)並びに自主 検査等の結果(「自主検査等」とは、要求事項への適合性を判定するため、原子力事業者等が	
		使用前事業者検査等のほかに自主的に行う、合否判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、試験及びこれらに付随するものをいう(第13条の3において同じ。)。) (5) 保安品質目標及び施設管理目標の達成状況	
		(6) 健全な安全文化の育成及び維持の状況(保安内部監査による安全文化の育成及び維持の取組状況に係る評価の結果並びに管理者による安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係る自己評価の結果を含む。)	
		(7) 関係法令の遵守状況 (8) 不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況(組織の内外で得られた知見(技術的な進歩により得られたものを含む。)並びに不適合その他の事象から得られた教訓を含む。) (9) 従前の保安委員会の結果を受けて講じた措置	
		(10) 保安品質マネジメントシステムに影響を及ぼす <u>おそれ</u> のある変更 (11) <u>部門又は要員(管理責任者、核燃料取扱主任者を含む。)からの</u> 改善のための提案 (12) 資源の妥当性	
		(13) 保安活動の改善のために講じた措置(保安品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内 外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。)の実効性 (マネジメントレビューの結果を受けて行う措置)	
		第10条 社長は、保安委員会の結果を受けて、次に掲げる事項について決定する。 (1) 保安品質マネジメントシステム及びそのプロセスの実効性の維持に必要な改善(「実効性の維持に必要な改善」とは、改善の機会を得て実施される組織の業務遂行能力を向上させるた	
		(2) <u>個別業務に関する</u> 計画及び <u>個別業務の</u> 実施に <u>関連する保安活動の</u> 改善 (3) 保安品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源	
		(4) 健全な安全文化の育成及び維持に関する改善(安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野が確認された場合における改善策の検討を含む。) (5) 関係法令の遵守に関する改善	
		2. 品質・安全管理室長は、保安委員会の結果の記録 <u>を作成し、これを管理</u> する。 3. 所長及び品質・安全管理室長は管理責任者として保安委員会の結果を受けて決定をした事項 について、必要な措置を講じる。	
		第3節 資源の管理 (資源の確保) 第10条の2 所長は、原子力の安全を確実なものにするために必要な次に掲げる資源について、別表 <b>19</b>	
		に記載の各基準において担当部長にその資源を明確に定めさせる又は自ら定めるとともに、これ を確保し、及び管理する。(「資源を明確に定め」とは、保安品質マネジメントシステムの計画を 実施するために必要な資源を特定した上で、組織の内部で保持すべき資源と組織の外部から調達	
		<u>できる資源(組織の外部から調達する者を含む。)とを明確にし、それを定めていることをいう。)</u> (1) 要員 (2) 個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系 (JIS Q9001の「インフラスト	
		<u>ラクチャ」をいう。)</u> (3) 作業環境(作業場所の放射線量、温度、照度、狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性がある事項を含む。)	
		(4) その他必要な資源 (要員の力量の確保及び教育訓練) 第10条の3 所長又は各部長は、第23条及び第24条に定める教育・訓練により、要員が個別業務の実	
		施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれ を適用する能力(以下「力量」という。力量には、組織が必要とする技術的、人的及び組織的側 面に関する知識を含む。)が実証された者を要員に充てる。 2. 各部長は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる業務を行	
		(1) 要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。 (2) 要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置(必要な力量を有する要員を新たに配属し、又は雇用することを含む。)を講ずること。	
		(3) 前号の措置の実効性を評価すること。 (4) 要員が、自らの個別業務について次に掲げる事項を認識しているようにすること。	

加工施設における係		
旧	新	保安規定関連条文
		一 保安品質目標の達成に向けた自らの貢献
		二 保安品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献
		三原子力の安全に対する当該個別業務の重要性
		(5) 要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。
		第4節 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施
		(個別業務に必要なプロセスの計画)
		第11条 所長は <mark>第4条の2</mark> に基づき、管理責任者として、以下の各号の <mark>個別</mark> 業務に必 <mark>要な</mark> 、プロセス <u>に</u>
		<u>おける</u> 保安活動について定めた業務の計画 (機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生
		<u></u>
		<u>とを含む。)</u> として別表 19 に記載の各基準を担当部長に $策定$ させる、又は自ら $策定するととも$
		<u>に、そのプロセスを確立す</u> る。以下の(3)に関する各基準には、設備の加工・修理を実施した者以
		外による検査及び試験の実施又は立会、合否判定の基準及びリリースの方法に関する事項を含め
		る。 (1) カロエ 大学 A の 根 <i>作</i>
		(1) 加工施設の操作 (2) 放射線管理
		(2) 放射線管理 (3) 加工施設の施設管理
		(4) 核燃料物質の管理
		(5) 放射性廃棄物管理
		(6) 非常時の措置
		<u>(7)</u> 定期評価
		2. 所長及び担当部長は、個別業務に必要なプロセスの計画と当該個別業務以外のプロセスに係
		る個別業務等要求事項との整合性(業務計画を変更する場合の整合性を含む。)を確保する。
		3. 所長及び担当部長は、個別業務に関する計画(以下「個別業務計画」という。)の策定又は変
		更(プロセス及び組織の変更(累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。)
		を含む。)を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にする。 (1) 個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果
		(2) 機器等又は個別業務に係る保安品質目標及び個別業務等要求事項
		(3) 機器等又は個別業務に固有のプロセス、保安文書及び資源
		(4) 使用前事業者検査等、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項へ
		の適合性を判定するための基準(以下「合否判定基準」という。)
		(5) 個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合
		することを実証するために必要な記録
		4. 所長及び担当部長は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとす
		(個別業務等要求事項として明確にすべき事項)
		第11条の2 担当部長は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として、第11条第1項に関する基準及
		び関連標準において、明確に定める。
		(1) 組織の外部の者が明示してはいないものの、機器等又は個別業務に必要な要求事項
		( <u>2</u> ) 関係法令
		(3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、保安に係る組織が必要とする要求事項
		(個別業務等要求事項の審査)
		第11条の3 担当部長は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、個別業務等要求事項の審査を要員に実施させる又は自ら実施する。
		2. 担当部長は、前項の審査を実施するに当たり、次に掲げる事項を要員に確認させる又は自ら
		確認する。
		(1) 当該個別業務等要求事項が定められていること。
		(2) 当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合に
		<u>おいては、その相違点が解明されていること。</u>
		(3) 担当部の要員が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有し
		ていること。
		3. 担当部長は、第1項の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録 を要員に作成させ又は自ら作成し、これを管理する。
		<u>を要員に作成させ</u> 又は自ら作成し、これを管理する。 4. 担当部長は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂される
		ようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにす
		5.
		(組織の外部の者との情報の伝達等)

加工施設における	保安規定審査基準	
IFI	新	<del></del>
		第11条の4 所長は、第11条第1項に関する基準及び関連標準において、組織の外部の者からの情報の
		収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために、実効性のある方法を担当部長に明確に定めさ
		<u>せ、担当部長はこれを実施する。この方法には、次の事項を含む。</u> ・ 組織の外部の者と効果的に連絡し、適切に情報を通知する方法
		・ 予期せぬ事態における組織の外部の者との時宜を得た効果的な連絡方法
		・ 原子力の安全に関連する必要な情報を組織の外部の者に確実に提供する方法
		・ 原子力の安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に
		<u>考慮する方法</u> (設計・開発 <mark>計画</mark> )
		第12条   設備管理部長は、 <u>第12条の2から第12条の7に記載する事項を定めた</u> 設計・開発管 <u>理</u> に関
		<u>する</u> 基準を定める。担当部長はその基準に従って <u>、設計・開発(専ら加工施設において用いるた</u>
		めの設計・開発に限る。設備、施設、ソフトウェア及び手順書等に関する設計・開発を含む。原
		子力の安全のために重要な手順書等の設計・開発については、新規制定の場合に加え、重要な変 更がある場合にも行う。)の計画(以下「設計・開発計画」という。)を策定するとともに、設計・
		関係を管理する。設計・開発計画の策定には、不適合及び予期せぬ事象の発生等を未然に防止す。 関発を管理する。設計・開発計画の策定には、不適合及び予期せぬ事象の発生等を未然に防止す
		るための活動を行うことを含む。
		2. 担当部長は、前項の基準に基づき、設計・開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確
		にする。
		(1) 設計・開発の性質、期間及び複雑さの程度 (2) 設計・開発の各段階における適切な審査、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制
		(3) 設計・開発に係る部門及び要員の責任及び権限
		(4) 設計・開発に必要な組織の内部及び外部の資源
		3. 担当部長は、第1項の基準に基づき、実効性のある情報の伝達並びに責任及び権限の明確な
		割当てがなされるようにするために、設計・開発に関与する各者間の連絡を管理する。 4. 担当部長は、第1項の基準に基づき策定された設計・開発計画を、設計・開発の進行に応じ
		て適切に変更する。
		(設計・開発 <mark>に用いる情報</mark> )
		第12条の2 担当部長は、個別業務等要求事項として設計・開発に用いる情報であって、次に掲げるもの
		<u>を明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。</u> (1) 機能及び性能に係る要求事項
		(2) 従前の類似した設計・開発から得られた情報であって、当該設計・開発に用いる情報とし
		<u>て適用可能なもの</u>
		(4) 又 (2) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4
		(4) その他設計・開発に必要な要求事項 2. 担当部長は、設計・開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認する。
		(設計・開発の結果に係る情報)
		第12条の3 <u>担当部長は、設計・開発の</u> 結果 <u>に係る情報</u> を <u>、設計・開発に用いた情報と対比して</u> 検証 <u>する</u>
		ことができる形式により管理する。 <u>(「設計・開発の結果に係る情報」とは、例えば、機器等の仕</u>
		様又はソフトウェアをいう。) 2. 担当部長は、設計・開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計・開
		発の結果に係る情報を承認する。
		3. 担当部長は、設計・開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとする。
		(1) 設計・開発に係る個別業務等要求事項に適合するものであること。
		(2) 調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること(設計・開発の結果として、施設及び設備の配置及び構造上の特徴、並びに施設及び設備の経年
		劣化の観点から、保全において留意すべき事項を抽出し、記録し、第 62 条の 6 に規定する
		保全計画に反映して保全を実施するため、その記録を維持する <u>ことを含む。)</u> 。
		(3) 合否判定基準を含むものであること。
		(4) 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。 (設計・開発レビュー)
		第12条の4 担当部長は、設計・開発の適切な段階において、設計・開発計画に従って、次に掲げる事項
		を目的とした体系的な審査(以下「設計・開発レビュー」という。)を実施する。
		(1) 設計・開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。
		(2) 設計・開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案
		<u>すること。</u> <u>2.</u> 担当部長は、設計・開発レビューに、当該設計・開発レビューの対象となっている設計・開
		発段階に関連する部門の代表者及び当該設計・開発に係る専門家を参加させる。

加工施設における保	安規定審査基準	但办用办即本外办
旧	新	
		保安規定関連条文  3. 担当部長は、設計・開発レビューの結果の記録及び当該設計・開発レビューの結果に基づき 遺に指置に係る記録を作成し、これを管理する。 (設計・開発の整記) 第12条の5 担当部長は、記計・開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するため に、設計・開発の施記) 第12条の5 担当部長は、記計・開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するため に、設計・開発計画に延って検証を実施する(設計・開発計画に使ってプロモスの次の設性が 行する前に、当該設計・開発を行った要員と異なる者に第1項の検証をきせる。。 3. 担当部長は、前項の競型の結果の記録及び当数検証の結果に基づき講じた措置に係る記録を 作成し、これを管理する。 3. 担当部長は、当該設計・開発を行った要員と異なる者に第1項の検証をきせる。 (認計・開発の受生性施認) 第12条の6 担当部長は、当該設計・開発の結果の個別業務等要求事項への過合性を確認するために、設計・開発の主性施認と という。2条施する(機器等の記憶をつなけれに設計・開発を当性施認をよいっ。2条施する(機器をの記憶をつなけれに設計・開発を当性施認と という。2条施する(機器等の記憶をつなけれに設計・開発を当性施認を行うことを含む。)。 2. 担当部長は、機器等の理理を開始する前に、設計・開発等当性施認を行うことを含む。)。 2. 担当部長は、機器等の使用と関制業務の実施に与り、あらかじめ、設計・開発等当性施認を行うともできない。 場合において、当該機器等の使用を開始する前に、設計・開発等当性施認の結果に基づき連上措置に係る記録を作成し、これを管理する。  3. 担当部長は、機器等の使用と関制業務の実施に与り、あらかじめ、設計・開発等当性施認の結果に基づきました措置に係る記録を作成し、これを管理する。  (設計・開発の変更を選出・開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することができるようにするともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理する。  1. 担当部長技は、設計・開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を認別することができるように対しておいましまを構成し、設計・開発の変更が加工施設に及ばす形をの評価(当該力・対したとした、当該変更を表述する。 現当に係る記録を構成としておいまの表計を開発を含む。を行うともに、 第12条の表に成立となりまして、当まを管理する。 第2条の表に適用をはては対して、認さりままを使用となりままによっとまましまましまでは、当ましまを定める。これ場合において、 第2条の表に適用を表に対して、認さが出来の記録及びその結果に基づきました。 を変更を表述するには、適用する場と使わることを認まった。のまらにおいて、 ・施定が保予を加て表の表しまとなりままを使用に定して、調達物品等のの場をのが認さらを行うともに、 第2条とが担当が出て、関連が出まを行かるととを意む。を変め、この場合において、 の変更が正式の関連を保予を表すに引きまましままましままままましままましまままましままましままましままましまままし
		6. 担当部長及び担当グループ長は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、 適切な調達の実施に必要な事項(当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持又は運用に必 要な技術情報(加工施設の保安に係るものに限る。)の取得及び当該情報を他の原子力事業者等 と共有するために必要な措置に関する事項を含む。)を定める。
		(調達物品等要求事項) 第12条 <u>の9 担当部長及び担当グループ長は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事</u> 項のうち、該当するものを含める。

加工施設における保安規定審査基準		
加工施設(こおける)	术女 <b></b> 从足番且基毕 新	保安規定関連条文
IH	A7 I	
		(3) 調達物品等の供給者の保安品質マネジメントシステムに係る要求事項
		(4) 調達物品等の不適合の報告(偽造品又は模造品等の報告を含む。)及び処理に係る要求事項
		(5) 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項
		<u>(6)</u> 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項
		(7) その他調達物品等に必要な要求事項
		2. 担当部長及び担当グループ長は、調達物品等要求事項として、調達物品等の供給者の工場等
		<u>において使用前事業者検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該</u> 工場等への立入りに関することを含める。 <i>(「その他の個別業務」とは、例えば、原子力事業者</i>
		<u>工場寺への立入りに関することを含める。(「その他の画別業務」とは、例えば、原子刀争業有</u> 等が、プロセスの確認、検証及び妥当性確認のために供給者が行う活動への立会いや記録確認
		等を行うことをいう。)
		3. 担当部長及び担当グループ長は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供
		するに当たり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認する。
		4. 担当部長及び担当グループ長は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対
		<u>し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。</u> (調達物品等の検証)
		第12条の10 担当部長及び担当グループ長は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているように
		するために必要な検証の方法を定め、実施する。
		2. 担当部長及び担当グループ長は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を
		実施することとしたときは、当該検証の実施要領及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の
		決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定める。
		<u>(個別業務の管理)</u> 第12条の11 担当部長は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項(当該個別業務の内容等
		第12米の11 担当前支は、個別未務計画に基づさ、個別未務をひに掲げる事項(当該個別未務の内各等) から該当しないと認められるものを除く。)に適合するように実施する。
		(1) 加工施設の保安のために必要な情報(保安のために使用する機器等又は実施する個別業務
		の特性、並びに、当該機器等の使用又は個別業務の実施により達成すべき結果を含む。)が利
		用できる体制にあること。
		(2) 手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。
		(3) 当該個別業務に見合う設備を使用していること。
		(4) 監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用していること。 (5) 第13条の2の規定に基づき監視測定を実施していること。
		(6) 本章の規定に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。
		(個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認)
		第12条の12 担当部長は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロ
		セスの結果を検証することができない場合(個別業務が実施された後にのみ不適合その他の事象
		が明確になる場合を含む。) においては、妥当性確認を行う。
		2. 担当部長は、前項のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを、同項
		の妥当性確認によって実証する。
		3. 担当部長は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理する。 4. 担当部長は、第1項の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項(当該
		プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除く。)を明確にする。
		(1) 当該プロセスの審査及び承認のための判定基準
		(2) 妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量を確認する方法
		(3) 妥当性確認の方法(対象となる個別業務計画の変更時の再確認及び一定期間が経過した後
		<u>に行う定期的な再確認を含む。)</u>
		(識別管理)
		第12条の13 担当部長は、個別業務計画及び個別業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、適切な手
		段により、機器等及び個別業務の状態を識別し、管理する。(「機器等及び個別業務の状態を識別」 とは、不注意による誤操作、検査の設定条件の不備又は実施漏れ等を防ぐために、例えば、札の
		上は、不住意による映像下、横重の成定米件の不備又は美地構む等を防くために、例えば、礼の 貼付けや個別業務の管理等により機器等及び個別業務の状態を区別することをいう。)
		(トレーサビリティの確保)
		第12条の14 担当部長は、トレーサビリティ(機器等の使用又は個別業務の実施に係る履歴、適用又は
		所在を追跡できる状態をいう。)の確保が個別業務等要求事項である場合においては、機器等又
		は個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理する。
		_(組織の外部の者の物品)_
		第12条の15 担当部長は、組織の外部の者の物品を所持している場合においては、必要に応じ、記録を
		作成し、これを管理する。 <i>(「組織の外部の者の物品」とは、JIS Q9001の「顧客又は外</i>

加工施設における	保安規定審査基準	
旧	新	保安規定関連条文
		<u>部提供者の所有物」をいう。)</u>
		(調達物品の管理)
		第12条の16 担当部長は、担当部長及び担当グループ長が調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管理(識別表示、取扱い、包装、保管及び保護を含む。)
		する。
		<u> 。</u> (監視測定のための設備の管理)
		第12条の17 担当部長は、機器等又は個別業務の個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測
		定及び当該監視測定のための設備を明確に定める。
		2. 担当部長は、前項の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法で実施する。
		3. 担当部長は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のために必要な設備を、
		<u>次</u> に掲げる事項に適合するものとする。
		(1) 第11条の規定に基づき定めた各基準に基づく間隔で、又は使用の前に、計量の標準まで追
		<u>跡することが可能な方法(当該計量の標準が存在しない場合にあっては、校正又は検証の根</u> 拠について記録する方法)により校正又は検証がなされていること。
		(2) 校正の状態が明確になるよう、識別されていること。
		(3) 所要の調整がなされていること。
		(4) 監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。
		(5) 取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。
		4. 担当部長は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合においては、 従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録する。
		5. 担当部長は、前項の場合において、当該監視測定のための設備及び同項の不適合により影響
		を受けた機器等又は個別業務について、適切な措置を講じる。
		6. 担当部長は、監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録を作成し、これを管理する。
		7. 担当部長は、監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは、その初回の使用
		<u>に当たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したとおりに当該監視測定に適用されている</u> ことを確認する。
		CCCHEPU / VO
		第5節 評価及び改善
		(監視測定、分析、評価及び改善) 第12条の18 社長、所長、品質・安全管理室長、核燃料取扱主任者及び担当部長は、監視測定、分析、
		第12条の18 社長、別長、 <u>血員・女生旨理主民、核燃料取扱主任有及の担当部民は、監視側足、分別、</u> 評価及び改善に係るプロセス(取り組むべき改善に関係する部門の管理者等の要員を含め、組織
		が当該改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。)の計画として第4条の
		2に定める規則、基準及び標準に定め、これを要員に実施させる、又は自ら実施する。
		2. 社長、所長、品質・安全管理室長、核燃料取扱主任者及び担当部長は、要員が前項の監視測
		定の結果を利用できるように、要員が情報を容易に取得し、改善活動に用いることができる体制(電子メール、社内イントラネットの利用を含む。)を構築する。
		(組織の外部の者の意見)
		第12条の19 社長、所長、品質・安全管理室長、核燃料取扱主任者及び担当部長は、監視測定の一環と
		して、原子力の安全の確保に対する組織の外部の者の意見を把握する。
		2. 担当部長は、前項の意見の把握及び当該意見の反映に係る方法を明確に定める。 (現存内が既本)
		( <u>保安</u> 内部監査)           第13条         品質・安全管理室長は、 <mark>保安</mark> 品質マネジメントシステム <u>について、次に掲げる要件への</u> 適合性
		を確認するため <u>に</u> 、保安内部監査に関する基準を定める。品質・安全管理室長は、この基準に基
		づき、 <u>保安活動の重要度に応じて</u> 、年1回以上、 <u>客観的な評価を行う部門その他の体制として</u> 選
		定基準を満たす被監査対象部署以外の者より選任した監査員により <u>保安内部</u> 監査を <u>実施</u> させる。
		(1) 保安品質マネジメントシステムに係る要求事項 (2) 実効性のある実施及び実効性の維持
		(2) 美効性のある美地及び美効性の維持         2. 前項の基準には、 <u>保安内部監査の判定基準、</u> 監査 <u>範囲、頻度、方法及び</u> 責任を <u>定め</u> る。
		3. 品質・安全管理室長は、保安内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセスその他の
		領域(以下「領域」という。)の状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して保安内部監
		査の対象を選定し、かつ、保安内部監査の実施に関する計画(以下「保安内部監査実施計画」
		という。) を策定し、及び実施することにより、保安内部監査の実効性を維持する。 4. 第1項の基準には、保安内部監査を行う要員(以下「保安内部監査員」という。)の選定基準
		4. 第1頃の基準には、保女内部監査を行り要員(以下「保女内部監査員」という。)の選定基準 を定め、保安内部監査の実施においては、客観性及び公平性を確保する。
		5. 品質・安全管理室長は、保安内部監査員に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に関す
		る保安内部監査をさせない。

加工施設におけ	る保安規定審査基準	/D / D + H   D + B   T + A   D + B   T + A   D + B   T + B   D + B
旧	新	保安規定関連条文
		6. 品質・安全管理室長は、保安内部監査実施計画の策定及び実施並びに保安内部監査結果の報
		告並びに記録の作成及び管理について、その責任及び権限(必要に応じ、保安内部監査員又は
		保安内部監査を実施した部門が保安内部監査結果を社長に直接報告する権限を含む。)並びに保
		安内部監査に係る要求事項を手順書等に定める。
		7. 品質・安全管理室長は、保安内部監査の対象として選定された領域に責任を有する担当部長 に保安内部監査結果を通知する。
		8. 品質・安全管理室長は、不適合が発見された場合には、前項の通知を受けた担当部長に、不
		適合を除去するための措置及び是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行
		<u>わせ、その結果を報告させる。</u>
		9. 品質・安全管理室長は、担当部長が実施した改善内容を確認し、その結果を社長、所長及び
		核燃料安全委員会に報告する。
		(プロセスの監視測定)
		第13条の2 所長及び各部長は、プロセスの監視測定(対象として、機器等及び保安活動に係る不適合に
		ついての弱点のある分野及び強化すべき分野等に関する情報を含む。)を行う場合においては、
		当該プロセスの監視測定に見合う方法(監視測定の実施時期、監視測定の結果の分析及び評価の 方法並びに時期を含む。)により、これを行う。
		2. 所長及び各部長は、前項の監視測定の実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、第4条第
		2. 別校及の登前校は、前項の監視例足の実施に目にり、保女佰勤の重要及に応じて、第4条第 4項(3)に掲げる保安活動指標を用いる。
		3. 所長及び各部長は、第1項の方法により、プロセスが第7条の2第1項及び第11条第1項
		の計画として定めた各基準に規定した結果を得ることができることを実証する。
		4. 所長及び各部長は、第1項の監視測定の結果に基づき、保安活動の改善のために、必要な措
		置を講じる。
		5. 所長及び各部長は、第7条の2第1項及び第11条第1項の計画として定めた各基準に規定
		した結果を得ることができない場合又は当該結果を得ることができないおそれがある場合にお
		いては、個別業務等要求事項への適合性を確保するために、当該プロセスの問題を特定し、当
		<u>該問題に対して適切な措置を講じる。</u>
		<u>(機器等の検査等)</u>
		第13条の3 担当グループ長は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従
		って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等又は自主検査
		等を実施する。これら検査等に係る担当グループ長は、当該検査等の対象となる機器等の工事(補
		<u>修、取替え、改造等)又は点検を行わないグループの者とする。</u>
		2. 担当グループ長は、使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録(必要に応じ、検 査において使用した試験体や計測機器等に関する記録を含む。)を作成し、別表 18 に示す保管
		責任者が保存する。
		3. 担当グループ長は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することがで
		きる記録を作成し、別表 18 に示す保管責任者が保存する。
		4. 担当グループ長は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等又は自主検査等を支障なく完
		了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該承認の権限を持
		つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。 5. 担当グループ長は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性(使用前事業
		<u>る・ に当りが りなは、休女に勤め重要及に応じて、反角的事業は快量等の私立は</u> (反角的事業 者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にす
		る要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれな
		いことをいう。)を確保する。この独立性の確保に当たり、事業所の加工施設が重大事故の発生
		及び拡大の防止に必要な措置が要求されていないことを踏まえ、少なくとも当該使用前事業者
		検査等の対象となる機器等の工事又は点検に関与していない要員に使用前事業者検査等を実施
		させる。(「使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないこと」とは、使用前事業者
		検査等を実施する要員が、当該検査等に必要な力量を持ち、適正な判定を行うに当たり、何人
		からも不当な影響を受けることなく、当該検査等を実施できる状況にあることをいう。)
		6. 前項の規定は、自主検査等について準用する。この場合において、「部門を異にする要員」と あるのは「必要に応じて部門を異にする要員」と読み替えるものとする。
		<u>のるのは「必要に応して部門を共にする委員」と述み替えるものとする。</u> (不適合の管理)
		第14条 所長は管理責任者として、 <mark>個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務</mark>
		が実施されることがないよう、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する(不適合が確
		認された機器等又は個別業務を識別することを含む。)。
		2. 所長は、不適合の処理に係る管理(不適合を関連する管理者に報告することを含む。)並びに
		<u>それに関連する</u> 責任及び権限を基準 <u>に</u> 定める。
		3. 担当部長は、前項に定められた基準に従い、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処
	•	

加工施設における	保宏規定案查其准	
旧	新	保安規定関連条文
III.	701	<u></u>
		(2) 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評
		<u>価し、機器等の使用又は個別業務の実施についての承認を行うこと(以下「特別採用」とい</u>
		<u>5.)</u> .
		(3) 機器等の使用又は <mark>個別業務の実施</mark> ができないよう <u>にするための措置を講ずること</u> 。
		(4) 機器等の使用又は個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響
		又は起こり得る影響に応じて適切な措置を講ずること。 4. 担当部長は、不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講じた措置(特別採用を含む。)に
		係る記録を作成し、環境安全部長は、この記録を管理する。
		5. 担当部長は、第3項第1号の措置を講じた場合においては、個別業務等要求事項への適合性
		を実証するための検証を行う。
		<u>6</u> . 担当部長は、不適合の処置の結果を所長に報告する。
		<u>(データの分析及び評価)</u>
		第14条の2 環境安全部長は、保安品質マネジメントシステムが実効性のあるものであることを実証する
		ため、及び当該保安品質マネジメントシステムの実効性の改善(保安品質マネジメントシステム
		<u>の実効性に関するデータ分析の結果、課題や問題が確認されたプロセスを抽出し、当該プロセス</u> の改良、変更等を行い、保安品質マネジメントシステムの実効性を改善することを含む。)の必
		<u>の以及、変更等を行い、体女品員マネンケントングノムの実効性を以書することを含む。)の必</u> 要性を評価するために、適切なデータ(監視測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の関連
		情報源からのデータを含む。)を明確にし、収集し、及び分析する。
		2. 環境安全部長は、前項のデータの分析及びこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る
		情報を取得する。
		(1) 組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析により得られる知見
		(2) 個別業務等要求事項への適合性
		(3) 機器等及びプロセスの特性及び傾向(是正処置を行う端緒(不適合には至らない機器等及
		びプロセスの特性及び傾向から得られた情報に基づき、是正処置の必要性について検討する
		<u>機会を得ることをいう。)</u> となるものを含む。) (4) 調達物品等の供給者の供給能力
		(継続的な改善)
		第14条の3 社長は経営責任者として、また、所長及び品質・安全管理室長は管理責任者として、保安品
		質マネジメントシステムの実効性を向上させるための継続的な改善を行うために、保安品質目標
		の設定、保安委員会及び保安内部監査の結果の活用、データの分析並びに是正処置及び未然防止
		処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講
		<u> </u>
		(是正処置 <mark>等</mark> )
		第15条 所長は管理責任者として、 <u>各部長に個々の</u> 不適合 <u>その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に</u> 応じて、次に掲げるところにより、速やかに適切な是正処置を講じさせる。
		<u>心して、妖に拘りるところにより、速やかに適切な</u> 定止処 <u>間を講じさせる</u> 。 (1) 是正処置を講ずる必要性について、次に掲げる手順により評価を行うこと。
		一 不適合その他の事象の分析(情報の収集及び整理並びに技術的、人的及び組織的
		側面等の考慮を含む。)及び当該不適合の原因の明確化(必要に応じて、日常業務の
		マネジメントや安全文化の弱点のある分野及び強化すべき分野との関係を整理する
		<u>ことを含む。)</u>
		二 類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の不適合その他の事象が発生する マペパットのアファイル・
		<u>可能性の明確化</u> ( <u>2</u> ) 必要な <u>是正</u> 処置 <u>を明確にし、</u> 実施 <u>すること。</u>
		(2) 必要な <u>定正</u> 処 <u>し</u> <u>を明確にし、</u> 美施 <u>すること。</u> (3) <u>講じた全ての</u> 是正処置の <u>実</u> 効性の <u>評価を行うこと。</u>
		(4) 必要に応じ、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置を変更すること。
		(5) 必要に応じ、保安品質マネジメントシステムを変更すること。
		(6) 原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合(単独の事象では原子力の安全に及ぼす
		影響の程度は小さいが、同様の事象が繰り返し発生することにより、原子力の安全に及ぼす
		影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。) に関して、根本的な原因を究明するために
		<u>行う</u> 分析の <u>手順を確立し、</u> 実施する <u>こと</u> 。 (7) 講じた全ての是正処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。
		<ul><li></li></ul>
		3. 環境安全部長は、前項の基準に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する
		事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にし、各部
		長は、適切な措置を講じる。(「適切な措置を講じる」とは、第1項の規定のうち必要なものに

加工施設における	保安規定審査基準	
旧	新	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
		保安規定関連条文  - ついて実施することをいう。)  4. 各部長は、是正処置等の結果を所長に報告する。 (未然防止処置) 第15条の2 所長は管理責任者として、各部長に、原子力施設その他の施設の運転経験等の知見を収集 し、自らの組織で起こり得る不適合(原子力施設その他の施設における不適合その他の事象が自らの施設で起こる可能性について分析を行った結果、特定した問題を含む。)の重要性に応じて、次に掲げるところにより、適切な未然防止処置を講じさせる。 (1) 起こり得る不適合及びその原因について調査すること。 (2) 未然防止処置を講ずる必要性について評価すること。 (3) 必要な未然防止処置を明確にし、実施すること。 (4) 講じた全ての未然防止処置の実効性の評価を行うこと。 (5) 講じた全ての未然防止処置の実効性の評価を行うこと。 (5) 講じた全ての未然防止処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。 2. 所長は、前述の各号に掲げる事項について、基準に定める。 (情報の共有及び公開) 第15条の3 所長は、第12条の8第6項に記載する調達物品等の技術情報及び第58条から第65条の2に記載する施設管理により得られた技術情報であって、保安の向上に資するために必要な技術情報について、他のウラン加工事業者と共有する措置を基準に定める。環境安全部長は、その基準に従い必要な技術情報を共有する措置を講じる。
		2. 所長は、加工施設の保安の向上を図る観点から、不適合の情報公開に関する基準を定める。 業務管理部長は、その基準に従い該当する不適合の内容を公開する。
加工規則第8条第1項 <u>第4号</u> 加工施設の操作及び管理を行う者の職務及び組織	加工規則第8条第1項 <u>第3号</u> 加工施設の操作及び管理を行う者の職務及び組 織	
○ 事業所における加工施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。	1. 加工施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。	第6節 組織及び職務 (保安活動を行う者の組織) 第16条 核燃料物質の加工に関する保安を確保するため、次の管理組織をおく。 (1) 社長 (2) 所長 (管理責任者) (3) 品質・安全管理室長 (管理責任者) (4) 保安委員会 (マネジメントレビュー) (5) 核燃料取扱主任者 (6) 核燃料安全委員会 (7) 業務管理部長 (8) 品質保証部長 (9) 燃料製造部長 (10) 環境安全部長 (11) 設備管理部長 (12) 総務グループ長 (13) 購買グループ長 (14) 燃料品質グループ長 (15) 製造管理グループ長 (16) 製造技術グループ長 (16) 製造技術グループ長 (17) 輸送管理グループ長 (18) 安全管理グループ長 (19) 環境管理グループ長 (20) 計量・廃棄物管理グループ長 (21) 工務グループ長 (22) 設備設計グループ長 (22) 設備設計グループ長 (22) 設備設計グループ長 (22) 設備設計グループ長 (23) 計量・廃棄物管理グループ長 (24) 工務がループ長 (25) 計量・廃棄物管理がループ長 (26) 計量・廃棄物管理がループ長 (27) 計算の管理組織のうち、社長は、所長及び品質・安全管理室長を管理責任者として任命する。 第1項の管理組織のうち、社長は、所長及び品質・安全管理室長、各部長及び保安委員会委員を任命する。
		第1項の管理組織のうち、所長は、各グループ長を任命する。 第1項の管理組織のうち、核燃料取扱主任者については、第18条第1項に定める。 第1項の管理組織のうち、核燃料安全委員会委員については、第21条第4項に定める。 4. 所長が、出張、疾病、その他の事由により職務を行うことができない場合は、あらかじめ社 長の指名する代行者がその職務を行う。

加工施設における保安規定審査基準	/P. 安祖 安朗·声久 立	
旧 新	保安規定関連条文	
	第1項の各部長及び各クループ長が、山張、株有、その他の事由により職務を行うことができない場合は、あらかじめ所長の岩毛合うとでいては、第18条章。国に走める。 (職 務) 第17条 輪位を担当する者は、この規定を調守して、保安に関する職務を整行する。 優安島質マネジメントシンケンなど、係る社長、所長、島質、安全管理電長及び各部長の職務は、第3年から第15条の3のとおりとする。また、各種氏は、第3項の名の一般海に基づき、保安島質マネジメントに係る業務の計画、実施、評価及び改善、並にに第7条の度な息質目標の設定を関するを発しませまりる機能を担当する素の関係は、第3年の大力を10元を20世間を20元を20元を20世間を20元を20世間を20元を20元を20元を20元を20元を20元を20元を20元を20元を20元	

加工施設における保安規定審査基準			
旧	新	保安規定関連条文	
		(保存規定関連条文)  また、所表による総括の下、第59条の3から第59条の4に定める定期季素者検査に関する業務を行う。 (11) 製造技術グループ長は、燃料製造部長の指揮監督を受け、核燃料の製造作業及び開発作業に係る設備の設定しま、運転、足検で他の施設の管理に関する技術支援に係る業務を行う。 また、所長による総括の下、第59条の2に定める使用刺事業者検査を決定の多数の4に定める変期季業者検査に関する業務を行う。 (12) 輸送管理グループ長は、機利製造部長の指揮監督を受け、核燃料物質の受入れ及び払出し、並びに周辺監視区域外への連線作業に関する業務を行う。 (13) 安全管理グループ長は、機規安全部長の指揮監督を受け、核燃料の製造性の表務を行う。 また、核燃料和放生任者の指揮監督を受け、第19条及び第21条にある事項に関する業務を前に行る。 病理安全部長と核燃料取扱主任者の指揮命合が異なる場合は、核燃料取扱主任者の指揮命令を優先する。 また、原長による総括の下、第59条の2に定める使用刺事業者検査に関する業務を行う。 (14) 機械管理グループ長は、環境安全部系の治理施管を受け、加工施設の放射器管理、放射性廃棄物の放出管理、超近各線系エータリング及び当該作業に関する業務を行う。 また、所長による総括の下、第59条の2に定める使用刺事業者検査反び第59条の3から第9条の4に定める影面で下、第59条の2に定める使用刺事業者検査反び第59条の3から第9条の4に定める影面を行う。 (15) 計算、廃棄時間型ループ長は、環境を通りする業務を行う。 また、所長による総括の下、第59条の2に定める使用刺事業者検査反び第59条の3から第59条の4に変める影響と関する業務を行う。 と、財産は保証の場合機能と関する業務を行う。 は、企業の単位に関する業務を行う。とに関係とないに、他部が再等する影像を設け、通過の通過では、基準を開発の計算監督を受け、建物、経験気機能、対策、政備等理部長の指揮監督を受け、と他に発売の下する影像を行う。 は、10) 連続とび選計・開発に関する業務を行う。 は、200歳設計・開発に関する業務を行う。 また、所長による総括の下、第59条の2に定める使用刺事業者検査及び第59条の3から適度設計・開発に関する業務を行う。 と、所長による総括の下、第59条の2に変める使用刺事業者検査及び第59条の3から適度設計・開発に関する業務を行う。 (17) 設備設計・上集、定性のの機能と対策の影響と関する業務を行う。 (18) 各版を担当する業務を行り。 (18) 各版を担当する業務を行り。 (18) 全のなが対策を対する、対策を対する、対策を対する、対策をの引力を定しました。対策を対する、対策	
		第8節 核燃料安全委員会 (核燃料安全委員会) 第21条 核燃料物質等の加工に関する保安を確保するため、事業所に核燃料安全委員会を置く。所長は、第2項から第4項及び第22条に記載する事項を定めた基準を定める。  2. 核燃料安全委員会は、加工施設の保安に関し、次の各号に掲げる事項について審議する。 (1) 加工施設に関する次の事項	
		画に関する事項 (3) 保安規定の変更及び別表 19 に記載の各基準に関する事項 ただし、第 13 条に定める保安内部監査に関する基準を除く。 (4) 施設の運転及び保全に伴う誤操作の防止を含む安全の確保に関する事項 (5) 設計想定事象等対処活動を行うために必要な体制を含む安全管理体制に関する事項 (6) 事故原因の調査及び事故対策並びにその対策結果の評価に関する事項 (7) その他保安に関する重要事項	

加工施設における保安規定審査基準		保安規定関連条文	
旧	新	体	
		3. 核燃料安全委員会は第2項に掲げる事項について、所長の諮問に応じて審議し答申する。 核燃料安全委員会は第2項に掲げる事項について、所長以外の者より審議依頼があった場合も審議し、その結果を審議依頼者に勧告するとともに、委員長は所長に報告する。なお、審議の結果、委員長が対応を必要と判断した事項への対応については、審議依頼者に核燃料安全委員会への審議依頼又は報告を行わせる。 4. 核燃料安全委員会の運営は、次の各号によるものとする。 (1) 委員長は核燃料取扱主任者とし、各部長のほか、委員長が指名する委員をもって構成する。 (2) 核燃料安全委員会の審議事項であって緊急に処理する必要があり、かつ、核燃料安全委員会の開催が困難な場合は、各委員の了解を得て、持ち回り確認により核燃料安全委員会の審議に代えることができる。 (3) 安全管理グループ長は、核燃料安全委員会の審議項目及び核燃料取扱主任者の意見を含めた審議内容を記録し、これを5年間保管する。 (答申及び勧告の尊重) 第22条 所長は、核燃料安全委員会の答申及び前条第3項における審議依頼者への勧告を尊重しなければならない。 2. 所長は、前項に係る答申及び勧告の内容、並びにこれに関して講じた処置等の必要な事項について、関係者に通知しなければならない。	
加工規則第8条第1項 <mark>第5号</mark> 取扱主任者の職務の範囲等	加工規則第8条第1項 <mark>第4号</mark> 取扱主任者の職務の範囲等	_	
<ul> <li>□加工施設の核燃料物質の取扱いに関し、保安の監督を行う核燃料取扱主任者の選任について定められていること。なお、核燃料物質の取扱いに関し、実務の経験が3年以上であること。</li> <li>○ 核燃料取扱主任者が保安の監督の責務を十全に果たすことができるようにするため、原子炉等規制法第22条の4第1項に規定する要件を満たすことを含め、職務範囲及びその内容(加工施設の操作に従事する者は、核燃料取扱主任者が保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。また、核燃料取扱主任者が保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。</li> <li>○ 特に、核燃料取扱主任者が保安の監督に支障をきたすことがないよう、上位者等との関係において独立性が確保されていること。なお、必ずしも加工施設の保安組織から核燃料取扱主任者が、独立していることが当然に求められるものではない。</li> </ul>	の選任について定められていること。  2. 核燃料取扱主任者が保安の監督の責務を十分に果たすことができるようにするため、原子炉等規制法第22条の4第1項に規定する要件を満たすことを含め、職務範囲及びその内容(加工設備の操作に従事する者は、核燃料取扱主任者が保安のために行う指示に従うことを含む。)について適切に定められていること。また、核燃料取扱主任者が保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。  3. 特に、核燃料取扱主任者が保安の監督に支障を来すことがないよう、上位者等との関係において独立性が確保されていること。なお、必ずしも加工施設の保	第16条第1項に示す(1)から(3)の管理組織、並びに(7)から(22)の管理組織(これらの指揮監督を受ける者を含む。)とは兼任しないものとする。 2. 核燃料取扱主任者が出張、疾病、その他のやむを得ない事情により、その職務を遂行できない場合を考慮して、核燃料取扱主任者免状を有する者であって、核燃料物質等の取扱いの業務に従事した期間が3年以上である者のうちから、社長はあらかじめ代行者を選任しておく。その場合、代行者は核燃料取扱主任者として職務を遂行する。	

### 1 単級		保安規定審査基準	保安規定関連条文
の工程は交流が企業の支援機について、保険業の高地がかっていること。  「工業国際事業とは実施しまる。と、企業を受け、実施を受け、など、実施を受け、実施を受け、実施を受け、実施を受け、実施を受け、実施を受け、実施を受け、実施を受け、実施を受け、またした。、またし、実施を受け、実施を受け、またした。、またし、実施を受け、実施を受け、またした。、またし、実施を受け、またした。またし、実施を受け、またした。またし、実施を受け、またした。またし、またした、またし、実施を受け、またした。またし、またした。またし、またした、またし、またした。またし、またした、またし、またした。またし、またし、またした、またした	[旧	新	
<ul> <li>(1) 主導数の成分を含まるという、次域を実施があがかられていると、</li> <li>(2) 企業会に設定していて、機の数字は超りに乗づき、保険数</li> <li>(3) のようによって、機の数字は超りに乗づき、保険数字を対していると、</li> <li>(4) 企業日本の経済を全域を含める機能について、機の数字は超りに乗づき、保険数字は超りに乗づき、保険数字は超りによった。</li> <li>(5) と集日について、機の数字は通りに乗づき、保険数字は超りになった。</li> <li>(6) と集日について、機の数字は通りによっていると、</li> <li>(7) 使業を必要を受ける場合であるとないが、保険数字は通りになっていると、</li> <li>(7) を表し、は、</li></ul>			3. 施設の運転又は管理に従事する者は、核燃料取扱主任者より指導・助
<ul> <li>○ 18年間及び他の企業を置いていて、保険者育業的学生記念されていること。</li> <li>② 18年間及び他の企業を発生されていること。</li> <li>② 18年間及び他の企業を発生されていること。</li> <li>② 18年間の大きの情報では、所有的に関係者を実ますることが定められていること。</li> <li>③ 18年間の大きの情報に関係者を実ますることが定められていること。</li> <li>③ 18年間の大きの情報では、「新聞の大きの情報といること」。</li> <li>③ 18年間の大きの情報に対していて、開発が会を表するとかって、保険数の主意に対していて、保険数の主意に対していて、保険数の主意と対していて、保険数の主意と対していて、保険数の主意と対していて、保険数の主意と対していて、保険数の主意と対していていて、保険数の主意と対していていていていていて、保険数の主意と対している。</li> <li>④ 18年間の大きの情報では、「新聞の大きの情報であり、対していること」を確定するとなど、保険の情報を表でいていていていていること。</li> <li>④ 18年間の大きの情報であり、対していること。</li> <li>② 18年間の大きの情報であり、中心の大きの情報であり、中心の大きの情報であり、中心の大きの表に対している。</li> <li>② 18年間の大きの情報であり、中心の大きの情報を表でいること。</li> <li>② 18年間の大きの情報では、まずいのよりには、まずいのよりには、まずいのよりには、まずいのよりには、まずいのよりには、まずいのよりには、まずいのよりには、まずいのよりには、まずいのますには、まずいのますには、まずいのますには、まずいのますには、まずいのますには、まずいのますには、まずいのますには、まずいのますには、まずいのますには、まずいのますには、まずいのますには、まずいのますには、まずいのまずいのようには、まずいのますには、まずいのようなといって、そのいますには、まずいのようなといって、そのいますには、まずいのようなといって、そのいますには、まずいのますには、まずいのますには、まずいのますには、まずいのますには、まずいのますには、まずいのますには、まずいのますには、まずいのようなといって、そのいますには、まずいのようなといって、そのいますには、まずいのようなといますには、まずいのようなといって、そのいますには、まずいのようなといますには、まずいのますには、まずいのますには、まずいのますには、まずいのますには、まずいのますには、まずいのますには、まずいのますには、まずいのますには、まずいのますには、まずいのますには、まずいのますには、まずいのますには、まずいのま</li></ul>	加工規則第8条第1項第6号 放射線業務従事者に対する保安教育	加工規則第8条第1項 <u>第5号 保安教育</u>	—
② 東東日東大学の企業の企業の企業の企業の企業がある。 ・ 本報が他を対していて、保険者で大変を対象とある場所である。 の 上海の上の変数を対けであった。 の 上海の上の変数を対けであった。 の 上海の上の変数を対けであった。 の 上海の大学の内容について、保険者で大変を対しまつかで保める。 できたがきたが、よいなから生きた。 と他であるかないる。上。 ・ 他を教育の内容について、保険者であるができた。 を他によります。 ・ 他を教育の内容について、保険者であるができた。 を他によります。 ・ 他を教育の内容について、保険者であるができた。 ・ 他を教育の内容とその発症しの類似等について時 能に立られている。上。 ・ 他を教育の内容とその発症しの類似等について時 能に立られている。上。 ・ 他を教育の内容とその発症しの類似等についても、 ・ 他を教育の内容とその発症した。 ・ 他を教育の内容とその発症した。 ・ 他を教育の内容とその発症した。 ・ 他を教育の内容とその発症した。 ・ 他を教育を対象を対象によるが、 ・ との表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表			第3章 教育・訓練
研究の主事を受けることがあられていること。   一般に保険者を実施するとが定められていること。   一般では保険を受けることが定められていること。   2 企業に対していく、保険者等を表が主要から比較されていること。   2 企業に対していく、保険者等を表が主要から比較されていること。   2 企業に対していく、保険者等を表が主要から比較されていること。   2 企業に対している。   2 企業を定する。   2 企業を定する			
<ul> <li>「実施性度を確認することが異められていること。</li> <li>「果皮質の内容はない」、関係の表質が異様を促生への経験を定ったいことを検接する検索の内容とその見面しの複度等について対象による検索を引き与している。</li> <li>「最後の表別の対象につい、関係の表別が構成している。</li> <li>「最後の表別を表情の内容」をの見面しの複度等について対象による。</li> <li>(2) 各類が用きない。</li> <li>(3) を持ちられていること。</li> <li>(4) を発音が再生を受け、対象では対象を行る。</li> <li>(5) を発音が再生を受け、対象では対象を行る。</li> <li>(6) を発音が表していること。</li> <li>(7) を持ちられていること。</li> <li>(8) を手が出ていること。</li> <li>(9) を手が出ていること。</li> <li>(9) を手が出ていること。</li> <li>(2) を表れは、再まのよう。別は、最大のよう。別は、最大のようによった。</li> <li>(2) を表れは、日本のように対象によった。</li> <li>(2) を表れは、日本のようには、表していること。</li> <li>(2) を表れは、日本のようには、表していること。</li> <li>(3) を手が出ていること。</li> <li>(4) 単等所で無難を受け、対象では表しいでは、またの表がは、となら表がは、となら表がは、などの表がは、またのようによる。</li> <li>(5) 実施には、は、またのようによるときまた。そのまたとは、、またのようには、またのようによるときまた。</li> <li>(6) 実施には、ははない情でよったのようによるときまた。そのまたは、はない情でよったのようによるときまた。ことまた。ことまた。ことまた。ことまた。ことまた。ことまた。ことまた。こと</li></ul>	<u>有実施計画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められていること。</u>	画的に保安教育を実施することが定められていること。	のもつ意味及び重要性、品質目標達成への貢献について認識を高めるため
を開始する親力から、具体的な保安教育の内容上やの東点しの頻度等について明確に定められていること。  - 本部は、2000年の大き上やの東点しの頻度等について明確に定められていること。  - 本部は、前ろの中間に基づき、所失、最近であられていること。  - 本部は、前ろの中間に基づき、所失、最近であると行う。  - 本部は、前ろの中間に基づき、所失、最近であると行う。  - 本部は、前ろの中間に基づき、所作、最近であると行う。  - 本部は、前の中間に基づき、所作、最近であると対し、その本については、安全教育に、原理として事态的を受けるが実践する。  - 本語は、前の中間に基づき、であるというでは、安全教育に、原理を関係していると、原子特別に、原理として事态的を受けるが実践する。  - 本語は、原理として事态的を受けるが実践する。  - 本語は、一般に対して、必要にはいるな教育を対しないの表を表して、必要を表し、のではなのである。  - 本語は、元、必要のはいると表を表し、必要を表し、のでは、のでは、のである。  - 本語は、一般に対しているとき、これに対していると表にはいると表に表していると表にはいると表に表していると表に対しているとのである。  - 本語は、一般に対していると表に表しているとのできない。  - 本語は、一般とのは、時間に表しましている。  - 本語はは、一般とのは、特別に必要と対しまして、一般に対していると表に表しているとの情報に表しまして、一般に対していると表に表している。  - 本語はは、一般とのは、表に表していると思いまして、語し、とのとともに、対象を文を書き、一般に表していて、語し、とのとともに、対象を文を書き、一般に表していて、語を表に表して、表に表して、表に表して、まにない。  - 本語は、一般とのは、表には、一般と文のは、まにいる  - 本語は、一般と文のは、表には、表には、表には、表には、一般と文のは、表には、一般と文のは、表には、表には、表には、表には、表には、表には、表には、表には、表には、表に			基準を定める。 2. 各部長は、事業所全体の教育・訓練を次のとおり実施する。
に、核燃料安全委員会の審議を受け、所長の承認を 2. 所長は、前項の訓練計画に基づき、従業員等に 時訓練を年1回以上実施する。	○ 保安教育の内容について、関係法令及び保安規定への抵触を起こさないこと を徹底する観点から、具体的な保安教育の内容とその見直しの頻度等について明	4. 保安教育の内容について、関係法令及び保安規定への抵触を起こさないことを徹底する観点から、具体的な保安教育の内容、その見直しの頻度等について明	(1) 業務管理部長は、第1項の基準に基づき、毎年度、別表1に定める付動に関する保安教育の計画を作成し、核燃料取扱主任者の審査を受け、全委員会の審議を受け、所長の承認を得る。 (2) 各部長は、前号の計画に基づき、所長、品質・安全管理室長、事業所所で作業を行う従業員、臨時雇員及び請負会社従業員(以下「従業員等育を年1回以上実施し、その結果について、業務管理部長に報告する。(3) 原子燃料工業株式会社東海事業所で別表1に定める事項と重複する「事業所で業務を開始する者については、保安教育を受けた後1年以内には、原子燃料工業株式会社東海事業所で別表1に定める事項と重複する「事業所で業務を開始する者については、保安教育を受けた後1年以内には、原子燃料工業株式会社東海事業所での教育内容を勘索し、別表11時又は変更できる。 (4) 事業所従業員以外の者(以下「請負会社従業員等」という。)に対す教育は、原則として事業所従業員自らが実施する。ただし、請負会社従業員等との結果を報告させる場合、業務管理部長は、必要な教育の存を請負会社従業員等をの結果を報告させる場合、変形で運託といる場合、表のに記念を得る。 (5) 業務管理部長は、放射線業務従事者以外の者であって、第47条に定き者に対して、必要に応じ注意書きの配付等の方法により教育を施する。名に関する習得するとともに、第1項の基準に基づき、あらいに関する習得すな事項は、企業の提供を表現である。第1項の基準に基づき、あらなを実施し、加工施設の操作と必要な力量を有することを認定する。 (2) 各部長は、加受を教育のほかに、第1項の基準に基づき、該等を測しまして、第2項の保安教育のほかに、第1項の基準に基づき、該方が避免ともに、記録を保管する。 4. 各部長は、緊急作業についての教育・訓練を次のとおり実施する。ともに、監録を保管する。 4. 各部長は、第2項の保安教育のほかに、第1項の基準に基づき、該方が世別表1の2に定める緊急作業についての教育・訓練を実施し、務然料取扱主任者の確認なとともに、記録を保管する。 5. 所長は、第2項の保安教育の影練果を評価し、核燃料取扱主任者の確認をおきたいの計論検で実物育を必要を保管する。 (2) 業務管理部長は、前号の実施結果を評価し、核燃料取扱主任者の確認をときた、第24条、第24条、第24条、第24条、第24条、第24条、第24条、第24条

]言を受けた場合は、そ

- ]量を持ち、自らの活動 り、教育・訓練に関する
  - 保安に必要な知識、行 けるとともに、核燃料安
  - 所に在籍する役員、事業 等」という。) に保安教
  - 保安教育を受けた後、 内の期間に限り、各部長 1に定める教育時間を省
  - 「る別表1に定める保安 上従業員等に保安教育を 等に提示するとともに、
  - どめる管理区域一時立入
  - 呼価し、核燃料取扱主任
  - のとおり実施する。
  - かじめ加工施設の操作 要員に対する教育・訓練
  - かじめ使用前事業者検 当する要員に対する教
  - 忍を得て、所長に報告す
  - **亥当する要員に対してあ** 、その結果について業
  - 崔認を得て、所長に報告
  - に応じて基準を改<u>訂</u>し、
- 業員等に対する<u>訓練と</u> こめの活動及び重大事故 必要な機能を維持するた <mark>等</mark>対処活動」という。) 以降において以下「非 音の審査を受けるととも
  - を 対処活動訓練及び非常
  - 改<u>訂</u>の必要性を含む評 その記録を保管する。

加工施設における例	R安規定審査基準	
旧	新	保安規定関連条文
		4. 所長は、前項の評価の結果に基づいて、必要に応じて各基準を改め、次年度の訓練計画に反映させる。
加工規則第8条第1項第7号 保安上特に管理を必要とする設備の操作	加工規則第8条第1項第6号 加工施設の操作を行う体制、確認すべき事項、異	——————————————————————————————————————
	状があった場合の措置等	
	1. 加工施設の操作に必要な操作員の確保について定められていること。	第4章 加工施設の操作
	2. 加工施設の操作及び管理に係る <mark>組織内</mark> 規程類を作成することが定められてい	第1節 加工施設の操作に係る計画、実施、評価及び改善 (加工施設の操作に係る計画及び実施)
こと。	ること。	第25条
		30条の4に関する事項を除く。)に記載する事項を定めた加工施設の操作に係る計画として各基
		準及び臨界安全管理に係る計画として基準を定める。
		所長は、重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時における加工施設の <u>必要</u>
		<u>な機能を維持する</u> ための活動 <u>を行う</u> にあたっては財産(設備等)保護よりも安全を優先する方針に基づいて、第30条の3から第30条の4に記載する事項を定めた <u>設計想定事象に係る加</u>
		工施設の保全に関する措置及び重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊に係る加工
		施設の保全に関する措置(第11条、第17条、第25条以降において以下「設計想定事象等に
		係る加工施設の保全に関する措置」という。)に係る計画として、基準を定める。
		所長は、第 36 条から第 37 条に記載する事項を定めた異常時の措置に係る計画 (異常の検知を知らせる警報作動時の手順を含む。) として、各基準を定める。
		2. 各部長は、前項に定めた基準に基づいて、第 27 条から第 35 条(ただし、第 30 条の <u>3</u> から
		第30条の4に関する事項を除く。)の業務を実施させる。
		所長は、前項に定めた基準に基づいて、第 30 条の 3 から第 30 条の 4 及び第 36 条から第 37
		条の業務を実施させる。 (加工施設の操作に係る評価及び改善)
		第26条 各部長は、前条第1項に定めた基準に従い、第27条から第37条に記載する事項に対する結
		果を確認し、その基準を定めた所長又は担当部長に報告する。ただし、担当部長が自身の場合は
		報告の必要はない。
		2. 前条第1項の基準を定めた所長又は担当部長は、前項の確認の結果、必要に応じて、定めた 基準を改 <u>訂</u> する。
		第2節 通 則
		(加工施設の使用)
		第27条   各部長は、加工施設において核燃料物質等を取り扱う場合、別表2に示す加工施設を使用す
		る。 (操作員の確保)
		第28条 各部長は、第23条及び第24条に定める教育・訓練を終了し、第23条に定める加工施設の操
		作に必要な力量を有すると認定された者に操作させる。
		2. 各部長は、加工施設の操作に必要な構成人員をそろえ、操作させる。 第29条 削除
		(巡視は第6章 (施設管理) 第62条の6 (保全計画の策定) 第7項に移管。核燃料物質等の取扱いにおけ
		る安全の観点その他の観点を含めて行うことを明確化する。点検も施設管理の一貫として規定。)
		(「第4章 加工施設の操作」から関連個所を以下に抜粋。)
		第3節 保安上特に管理を必要とする設備 (保安上特に管理を必要とする設備) (保安上特に管理を必要とする設備)
		第31条 保安上特に管理を必要とする設備は、次の各号に定めるものとする。
		(1) 核的制限値を有する加工設備
		ただし、質量制限値及び寸法制限値を有する設備の内で設備を操作する者により核 燃料物質の取扱量を制限する必要のある設備
		(2) 熱的制限値を有する加工設備
		(3) 閉じ込め機能を有する設備
		一放射性気体廃棄物の廃棄設備
		二 放射性液体廃棄物の廃棄設備 (4) 非常用電源設備
		(5) 監視用放射線測定器
		2. 第1項で定めた設備は、別表3に示したものとする。
		(保安上特に管理を必要とする設備の機能の確保)
		第32条   各部長は、 <i>第 33 条から第 35 条に規定する操作上の留意事項を確実にし、</i> 前条第1項に掲
		げる保安上特に管理を必要とする各設備の機能を確保するため、以下の措置を講じる。 (1) 巡視、点検、定期事業者検査等により機能を確認する。

加工施設における	· 保安規定審査基準	
旧	新	<del></del>
		(2) 異常を発見した場合には、第36条に従うとともに、速やかに第63条に定める補修のための手続きを行い、機能を回復させる。
(新設)	3. 核燃料物質の磁界管理について定められていること。	
○ 根佐县の引物味) 7 安抚才 ※ * 東京 乳性根佐治 * 7 7 7 7 7 7 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	4. 場に長の引燃吐に守佐ナッと事項についてウはとしている。	磨運転管理者により確認(ダブルチェック)を行わせる。 (場体 トの・映画 原)
○ 操作員の引継時に実施すべき事項、設備操作前に確認すべき事項及び地震・ 火災等発生時に講ずべき措置について定められていること(手順等への記載を含 む)。	<u>4.</u> 操作員の引継時に実施すべき <u>事項</u> について定められている <u>こと</u> 。	(操作上の一般事項) 第30条 各部長は、加工施設の操作にあたっては、誤操作を生じにくいように留意するとともに、常に 当該設備の作動状況及び機器の性能の把握に努め、次の事項を遵守する。

加工力	施設における保安規定審査基準	
IB	新	──
(新設)	5.加工設備の操作前及び操作後に確認すべき事項並びに操作に必要な事項にいいて定められていること。	<ul> <li>(1) 当該設備の状態、計器、表示装置等の監視について項目及び頻度を定めて行うこと。</li> <li>(2) 操作にあたっては、設備の運転開始に先立って確認すべき事項、操作に必要な事項、運転停止後に確認すべき事項及び引継時に実施すべき事項について、基準・標準等を用い、操作する者に教育・訓練を実施して周知徹底すること。</li> <li>(3) 制御盤、操作器、指示計、記録計、表示装置、警報装置等の操作にあたっては、以下に示す操作性及び人間工学上の諸因子を考慮した措置を講じること。 <ul> <li>制御盤には、設備の集中的な監視及び制御が可能となるように、表示装置及び操作器を配置すること。</li> <li>表示装置は、誤操作・誤判断を防止するために、重要度に応じて色で識別できるようにすること。</li> <li>操作器は、誤操作を防止するために、必要に応じて保護カバー等を設け、色、形状等により容易に識別できるようにすること。</li> </ul> </li> <li>(4) 安全の確保のために手動操作を要する場合には、必要に応じて緊急時の対応手順を現場に明示し、円滑に対応できる措置を講じること。</li> <li>2. 各部長は、非定常作業であって、核燃料物質等を取り扱う場合、あらかじめその臨界安全管理及び被ばく管理の方法を標準類に定めるか、又は、非定常作業の都度、事前に核燃料取扱主</li> </ul>
		任者の確認を受ける。
	6. 地震、火災等の発生時に講ずべき措置について定められていること。	第30条の2 剤除 (第30条の3に統合) (設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置) 第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう。大災又は爆発、加工施設の保全に関する措置) 第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう。大災又は爆発、加工施設の企業な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する手のの活動に対いて規定する事項を含める。 (1) 可燃物の管理、又は消防更員への通報、消火者しくは延焼の防止その他消防膝が火災の理場に到着するまでに行う活動(以下「初期消火活動」という。)に関する手順を定め、これを要員に守らせること。この手画には、初期消火活動として粉末消火器により消火すること及びそれが、困難な場合は水消火設備(塩内消火栓、屋外消火栓又は可機消防ボンブ)により消火すること及びそれが、困難な場合は水消火設備(塩内消火栓、屋外消火栓又は可機消防ボンブ)により消火すること及びそれが、困難な事なの発生時における加工施設の必要な機能を維持する。ための活動を行う要員に対する教育・訓練を年1回以上定期的に実施すること。 (3) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持する。ための活動を行うために必要なす機能を維持する。ための活動を行うために必要な性制を整備すること。  (4) 前各号に掲げるもののほか、設計想定事象(臨界安全管理上の制限からの逸脱、ウラン粉末を内包する容器の落下、可燃料がスの漏えい等の異素を含む)の発生時における加工施設の必要な機能を維持すること。  (5) 所長は、前項の計画に基づいて、必要な要員を配置し、加工施設の必要な機能を維持する。 4、 分部戻は、第62条の6第7項に定める巡視により、火災の早期発見に努める。 (重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損験に係る加工施設の保全に関する措置とした対策を機能するよう、重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損験に係る加工施設の保全に関する措置といて対策に対立と対策と対策と対策と対策と対策と対策と対策と対策と対策と対策と対策と対策と対策と

加工施設における保安規定審査基準			
旧  日	新	保安規定関連条文	
	新	(3) 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育・訓練を年1回以上定期的に実施すること。 (4) 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な可報消防ポンプ、泡消火薬剤、電源その他の資機材を備え付けること。 2. 所長は、前項の計画に基づいて、必要な要員を配置し、加工施設の必要な機能を維持するための活動を実施させる。 3. 所長は、第24条に定める訓練等により、加工施設の必要な機能を維持するための活動を実施させる。 3. 所長は、第24条に定める訓練等により、加工施設の必要な機能を維持するための活動の実効性を維持する。 ※: 重大事故に至るおそれがある事故発生時の保全活動を行う体制の整備については、加工事業変更許可申請書を踏まえ、加工施設においては重大事故の発生は想定されないものの、あえて設計基準を超える条件により重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合を想定し、重大事故の発生を防止するために必要な措置を定めるものである。 (漏えい管理) 第34条 各部長は、加工施設を操作する場合は、核燃料物質等の漏えいがないように以下の対策を講じる。 (1) 第30条第1項に定める設備の運転開始に先立って行う確認等により異常の有無を確認する。 (2) 異常を発見した場合には、第36条に従うとともに、速やかに第63条に定める補修のための手続きを行い、閉じ込めの機能を回復させる。 2. 第1種管理区域で核燃料物質等を取り扱うときは、設備管理部長は、第41条に定める第1種管理区域の給排気設備を常時運転する措置をとり、当該第1種管理区域を大気圧以下に保つ。(火災及び爆発の防止) 第35条 各部長は、熱的制限値を有する加工設備を加熱操作する場合は、その温度を別表5に定める熱的制限値以下に保つ。	
		第5節 異常時の措置) 第36条 加工施設の操作に関し、設計想定事象(臨界安全管理上の制限からの逸脱、ウラン粉末を内包する容器の客下、可燃性ガスの漏えい等の異常(異常の検知を知らせる警報が作動した場合を含む。)、重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生を発見した者は、直ちに担当部長に通報する。 2. 担当部長は、前項の通報を受けた場合は、直ちに異常状態の把握に努め、異常状態の解消及び当該設備の操作を停止する等の拡大防止に必要な応急措置を講じるとともに、関係部長に通報する。担当部長は、応急措置後の状態を監視し、状態の変化に応じて追加の措置を行うとともに、関係部長と通報する。担当部長は、状態の終息の確認後に監視の解除を判断する。 3. 担当部長は、関係部長と協力して前項の異常の原因を調査し、加工施設の保安のために必要な措置を講じるとともに、所長及び核燃料取扱主任者に報告する。ただし、報告については、加工施設の保安に及ぼす影響が軽微なものを除く。担当部長は、当該施設の操作を停止する等の措置を行った場合は、その再開等を判断する。4. 担当部長は、第2項に定める措置を講じたにもかかわらず、異常状態が拡大し非常事態又は非常事態に発展するおそれがあると判断したときは、第88条に規定する通報を実施する。また、第90条に示す非常時体制が発合された場合は、所長の指示により、直ちに第16条に定める管理組織から第83条に定める事業所防災組織に組織体制を移行する。(異常時における設備の手動による作動)第37条 担当部長は、第3節の保安上特に管理を必要とする設備及び第4節の操作上の留意事項に係る設備がインターロックにより自動的に作動すべきであるにもかかわらず、正常に作動しない事態が発生した場合は、直ちに手動により作動させる。	
		第37条の2 削除 第37条の3 削除	
	7. 加工施設の保安に関する重要事項及び加工施設の保安運営に関する重要事項を審議する委員会の設置、構成及び審議事項について定められていること。	反映不要。(「第2章 保安管理体制 第8節 核燃料安全委員会」において規定したとおりのため。)	

旧	保安規定審査基準 新	1
		—
<ul><li>○ 管理区域を明示し、管理区域における他の場所と区別するための措置を定め、 管理区域の設定及び解除において実施すべき事項が定められていること。</li></ul>	1. 管理区域を明示し、管理区域における他の場所と区別するための措置を定め、 管理区域の設定及び解除において実施すべき事項が定められていること。	
○ 管理区域内の区域区分について、汚染のおそれのない管理区域及びそれ以外	2. 管理区域内の区域区分について、汚染のおそれのない管理区域及びそれ以外	
の管理区域について表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度の基準値が定められていること。	の管理区域について表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度の基準値が定め られていること。	第3
<ul><li>○ 管理区域内において特別措置が必要な区域について採るべき措置を定め、特</li></ul>	3. 管理区域内において特別措置が必要な区域について講ずべき措置を定め、特	
別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質濃度及び	別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質濃度及び	
床、壁 <u>、その他</u> 人の触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準が定められてい	床、壁 <mark>その他</mark> 人の触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準が定められている	
ること。	こと。	
○ 管理区域への出入管理に係る措置事項が定められていること。	4. 管理区域への出入管理に係る措置事項が定められていること。	
○ 管理区域から退出する場合等の表面汚染密度の基準が定められていること。	5. 管理区域から退出する場合等の表面汚染密度の基準が定められていること。	***
○ 管理区域へ出入りする所員に遵守させるべき事項及びそれを遵守させる措置が定められていること。	6. 管理区域へ出入りする <u>者</u> に遵守させるべき事項及び <u>これ</u> を遵守させる措置が 定められていること。	第3
		第4
		第4
		h-h-
		第4
	i	•

### 保安規定関連条文

#### 第5章 放射線管理

第1節 放射線管理に係る計画、実施、評価及び改善

(放射線管理に係る計画及び実施)

第38条 環境安全部長は、第40条から第55条(ただし、<u>第45条の2、</u>第46条及び第46条の2に関 する事項を除く。)に記載する事項を定めた放射線管理に関する基準を定める。

> 業務管理部長は、保全区域を明示し、第45条の2に記載する保全区域についての管理措置、 第46条及び第46条の2に記載する事項を定めた周辺監視区域に関する基準を定める。

- 燃料製造部長は、第 56 条及び第 57 条に記載する事項を定めた核燃料物質等の運搬に関する基準を定める。
- 2. 各部長は、前項に定めた基準に基づいて、第40条から第57条の業務を実施させる。

(放射線管理に係る評価及び改善)

- 第39条 各部長は、前条第1項に定めた基準に従い、第40条から第57条に記載する事項に対する結果を確認し、その基準を定めた担当部長に報告する。ただし、担当部長が自身の場合は報告の必要はない。
  - 2. 前条第1項の基準を定めた担当部長は、前項の確認の結果、必要に応じて、定めた基準を改 <u>ゴ</u>する。

#### 第2節 区域管理

(管理区域)

- 第40条 管理区域は、*別図2- (2) 及び別図2- (3)* に示す区域とする。
  - 2. 環境安全部長は、第1項以外の場所であって「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示』(原子力規制委員会告示第8号)(以下「線量告示」という。)第1条に定める管理区域に係る値を超えるか又は超えるおそれのある場所が生じた場合は、一時的な管理区域として設定する。
  - 3. 環境安全部長は、第2項の管理区域の解除を行う場合には、線量告示第1条に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認する。
  - 4. 環境安全部長は、管理区域の設定又は解除を行う場合には、その旨を所長に報告するとともに、担当部長に事業所内への周知を行わせる。
  - 5. 環境安全部長は、第1項に示す場所であって、次の各号を全て満たす場合には、一時的に管理区域を解除することができる。
  - (1) 管理区域を解除する場所が部屋単位であること。
  - (2) 部屋の排気設備の閉鎖、隣接する管理区域への扉の施錠等により、隣接する管理区域から 汚染が浸入しないように対策を講じること。
  - (3) 必要に応じて除染作業を行い、室内の壁、床等の表面の放射性物質の密度(以下「表面密度」という。)及び空気中の放射性物質の濃度が線量告示第1条に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認すること。
  - (4) 必要に応じてしゃへい等の措置を講じ、外部放射線に係る線量が線量告示第1条に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認すること。
  - 6. 環境安全部長は、管理区域を壁、さく等の区画物によって区画するほか、管理区域である旨を示す標識を設ける。

(管理区域の区分)

- 第41条 前条の管理区域は、次の各号に基づき別*図2- (2)及び別図2- (3)*のとおり区分する。
  - (1) 放射性物質を密封して取り扱い又は貯蔵し、汚染の発生のおそれのない区域(以下「汚染のおそれのない区域」という。):(第2種管理区域)
  - (2) 汚染のおそれのない区域以外の区域: (第1種管理区域)
  - 2. 環境安全部長は、前項(2)の第1種管理区域について放射性物質によって汚染された物の表面 密度及び空気中の放射性物質の濃度が線量告示第1条に定める管理区域に係る値を超えないこ とが明らかな区域については、一時的に第2種管理区域にすることができる。

(管理区域の特別措施

- 第42条 環境安全部長は、管理区域のうち次の各号に定める区域について、核燃料取扱主任者による審査の上、標識の掲示、さく、施錠等の方法により他の場所と区分し、通常作業時の人の立入りを制限する。
  - (1) 管理区域に立ち入る者が受ける外部放射線に係る線量を制限する必要がある区域
  - (2) 空気中の放射性物質濃度若しくは床、壁その他人の触れるおそれのある物の表面密度が線量告示第6条に定める放射線業務従事者に係る濃度限度若しくは同告示第4条に定める表面密度限度を超える区域
  - 2. 各部長は、前項の区域に人を立ち入らせる場合は、あらかじめ核燃料取扱主任者が審査し環

加工施設における	保安規定審査基準	(P · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
旧 新		保安規定関連条文
○ 管理区域から物品又は <u>核燃料物質等を搬出及び運搬する</u> 際に講ずべき事項が 定められていること。		境安全部長が定めた立入方法に従う。 (飲食及び喫煙の禁止) 第43条 環境安全部長は、管理区域内での飲食及び喫煙を禁止する措置を講じる。 (管理区域への出入管理) 第44条 環境安全部長は、許可された者以外の者を管理区域に立ち入らせない。 2. 環境安全部長は、施錠等により管理区域にみだりに人の立入りができないような措置を講じるとともに、立ち入る者に対して次の事項を遵守させる措置を講じる。 (1) 管理区域出入口を経由すること。     ただし、環境安全部長の承認を得てその指示に従う場合はこの限りでない。 (2) 所定の個人線量測定器を着用すること。     ただし、第47条に定める管理区域一時立入者で複数の者が立ち入る場合であって、環境安全部長があらかじめ定めた方法に従う場合はこの限りでない。 (第1種管理区域への出入管理) 第45条 環境安全部長は、施錠等により第1種管理区域にみだりに人の立入りができないような措置を講じるとともに、立ち入る者に対して次の事項を遵守させる措置を講じる。 (1) 所定の被服を着用すること。 (2) 退出する場合は、身体及び身体に着用している物の表面密度の検査をすること。 2. 環境安全部長は、第1種管理区域を退出する者について、身体及び身体に着用している物の表面密度が別表6に定める値を超えないような措置を講じる。 3. 環境安全部長は、第1種管理区域を退出する者について、放射性物質によって汚染された身体又は物に係る放射性物質の表面密度が別表6に定める値を超えた場合の措置をあらかじめ定めておく。 (「第5章 放射線管理」から関連個所を以下に抜粋。) 第5節 物品移動の管理
	が定められていること。  8. 保全区域を明示し、保全区域についての管理措置が定められていること。	(第1種管理区域外への移動) 第54条 環境安全部長は、第1種管理区域外へ持ち出す物品については、表面密度が別表12に定める限度値を超えていないことを確認する。 (管理区域外への移動) 第55条 核燃料物質等を管理区域外へ移動させる場合には、環境安全部長は、必要に応じてしゃへい等の措置が講じられ、線量当量率が別表12に定める限度値を超えていないことを確認する。 (周辺監視区域内の運搬) 第56条 各部長は、核燃料物質等を周辺監視区域内において運搬する場合は、加工規則第7条の6に定める運搬に関する措置を講じ、運搬前にこれらの実施状況を確認する。 2. 各部長は、「核燃料物質等の工場又事業所の外における運搬に関する規則」という。)に定める運搬の技術上の基準に従って保安のために必要な措置が講じられていることを運搬前に確認した場合は、第1項にかかわらず、核燃料物質等を周辺監視区域内において運搬することができる。 (周辺監視区域外への運搬) 第57条 燃料製造部長は、核燃料物質等を周辺監視区域外へ運搬する場合は、運搬先の確認を行うとともに、「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則」及び「核燃料物質等車両運搬規則」に定める運搬に関する措置を講じ、措置結果を所長に報告する。
		(保全区域)         第45条の2 保全区域は、管理区域以外の区域であって別図2-(2)及び別図2-(3)に示す区域とする。         2. 業務管理部長は、保全区域を標識等によって区別する。         3. 業務管理部長は、管理の必要性に応じて保全区域への立入制限、鍵の管理、物品の持出制限等の措置を講じる。         (保全区域の選定の考え方については、別途補足資料に示す。)
<ul><li>○ 周辺監視区域を明示し、業務上立ち入る者を除く者が周辺監視区域に立ち入らないように制限するために講ずべき措置が定められていること。</li></ul>	9. 周辺監視区域を明示し、業務上立ち入る者を除く者が周辺監視区域に立ち入らないように制限するために講ずべき措置が定められていること。	(周辺監視区域) 第46条 周辺監視区域は、管理区域の周辺の区域であって <u>別図2-(1)及び別図2-(2)</u> に示す区域とする。 2. 業務管理部長は、前項の周辺監視区域境界にさくを設けるか、又は周辺監視区域である旨を示す標識を設ける等の方法によって、当該区域に業務上立ち入る者以外の者の立入りを制限す

加工施設における保安規定審査基準		保安規定関連条文
II	新	YPS/MACINICAL AND
		る。 (加工施設への人の不法な侵入等の防止) 第46条の2 業務管理部長は、加工施設への人の不法な侵入、加工施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為の防止に関し、次の措置を講じる。 (1) 加工施設の周辺及び周辺監視区域境界における監視、加工施設の出入口の施錠管理及び周辺監視区域内の定期的な巡視を行い、加工施設への人の不法な侵入及び核燃料物質等の不法な移動を防止する。また、加工施設への人の不法な侵入等を防止するための設備の管理を行い、その機能を維持する。 (2) 第47条に定める管理上の人の区分に応じて、加工施設への出入管理を行い、加工施設への人の不法な侵入を防止する。 (3) 【 こことおける核燃料物質等の持出し点検及び監視を行い、敷地内の人による核燃料物質等の不法な移動を防止する。ただし、周辺監視区域内における核燃料物質等の移動にあたっては、第56条及び第69条に従う。 (4) 【 製地外から爆発物又は有害物質が持ち込まれることを防止する。点検に係る業務については、手順を作成し、定期的に教育を行う。 (5) 加工施設及び核燃料物質の防護のために必要な操作に係る情報システムに対して、不正アクセス管理及び電子媒体管理を行い、内部からの不正操作を防止する。とともに、調達管理、アクセス管理及び電子媒体管理を行い、内部からの不正操作を防止する。
○協力企業に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及び <u>それ</u> を遵守させる 措置が定められていること。	10. 役務を供給する事業者に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及び れを遵守させる措置が定められていること。	反映不要。(協力企業にも社員と同様に放射線防護上の必要事項を遵守させる措置を講じている。関連条文 第3条 (関係法令及び保安規定の遵守)、第23条 (力量、教育・訓練及び認識)、第48条 (飲食及び禁煙の禁止)、第44条 (管理区域への出入管理)、第45条 (第1種管理区域への出入管理)、第47条 (管理上の人の区分)、第48条 (線量限度)、第49条 (線量の評価及び通知)、第50条 (被ばくの低減措置))
	加工規則第8条第1項第8号 排気監視設備及び排水監視設備	
_(新設)	1. 放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定等の放出管理に係る設備の設置及び機能の維持の方法並びにその使用方法が定められていること。	第53条に定めた放射線測定器類の年1回の点検・校正を、施設管理の一貫として「保全計画における点検 計画」に位置付ける旨を追記したことを除き、反映不要。(第10号と併せて、第8号4、に関する第52条 (線量当量等の測定)及び第53条(放射線測定器類の管理)に、当該事項を定めている。)
	2. これらの設備の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部として、第16号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。また、これらの設備のうち放射線測定に係るものの使用方法については、施設全体の管理方法の一部として、第10号における放射線測定器の管理及び放射線測定の方法に関する事項と併せて定められていてもよい。	
加工規則第8条第1項第9号 線量、線量当量、汚染の除去等	加工規則第8条第1項第9号 線量、線量当量、汚染の除去等	_
○ 放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置が 定められていること。	1. 放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置(個人線量計の管理の方法を含む。)が定められていること。	第3節 被ばく管理 (管理上の人の区分)
(新設)	2. 国際放射線防護委員会 (ICRP) が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念 (as low as reasonably achievable。以下「ALARA」という。) の精神にのっとり、放射線業務従事者が受ける線量を管理することが定められていること。	(1) 放射線業務従事者

加工施設における	保安規定審査基準	
旧	新	保安規定関連条文
		3. 各部長は、管理区域に立ち入る者に対し、必要に応じて放射線防護のために保護衣、保護靴等必要な保護具を着用させる。 (個人線量計の管理に関し第52条に基づく別表10と第53条に基づく別表11を変更し、第3節(第47条から第51条)は変更不要。)
○ 加工規則第7条の2の9に基づく、床、壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること。	3.加工規則第7条の2の9に基づく <u>床</u> 、壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること。	(床、壁等の除染) 第51条 各部長は、線量告示第4条に定める表面密度限度を超えるような予期しない汚染を床、壁等に発生させ又は発見した場合は、汚染拡大防止等の応急措置を講じるとともに、環境安全部長に連絡する。 2. 環境安全部長は、前項の汚染状況を確認し、汚染の除去又は汚染の拡大防止措置等の放射線防護上必要な指導、助言を行う。 3. 担当部長は、汚染の除去又は汚染の拡大防止措置等の放射線防護上必要な措置を講じ、措置結果について環境安全部長の確認を得る。
○管理区域及び周辺監視区域境界付近における線量当量率等の測定に関する事項が定められていること。	4. 管理区域及び周辺監視区域境界付近における線量当量率等の測定に関する事項が定められていること。	第4節 線量当量等の測定 第52条 環境安全部長は、管理区域及び周辺監視区域等における線量当量等を別表9及び別表10に定めるところにより監視及び測定する。 2. 環境安全部長は、前項の測定により異常が認められた場合は、その原因を調査し、放射線防護上必要な措置を講じる。 3. 環境安全部長は、放射線管理に必要な情報である管理区域における空間線量、空気中の放射性物質の濃度及び床面等の放射性物質の表面密度を適切な場所に表示する。 4. 環境安全部長は、周辺監視区域境界付近に設けるモニタリングポストにより空間放射線量率を測定し、監視する。 (放射線測定器類の管理) 第53条 環境安全部長は、第59条の5に基づき、第62条の6に定める保全計画のもと、別表11に定める放射線測定器類を年1回点検・校正し、その機能が正常であることを確認する。 2. 前項に定める放射線測定器類が、故障等により使用不能となった場合は、速やかに修理又は代替品を補充する。 (変更不要。個人線量計に関して、第52条に基づく別表10(線量当量等の測定方法)の測定方法の記載を見直すとともに、第53条に基づく別表11(放射線測定器類)に「個人線量計(電子線量計)」を追加する。)
<ul> <li>○ 管理区域内で汚染のおそれのない区域に物品又は核燃料物質等を移動する際に講ずべき事項が定められていること。</li> <li>○ 核燃料物質等の事業所の外への運搬に関する事業所内の行為が定められていること。</li> </ul>	5.管理区域内で汚染のおそれのない区域に物品又は核燃料物質等を移動する際に講ずべき事項が定められていること。 6.核燃料物質等(新燃料及び放射性固体廃棄物を除く。)の工場又は事業所の外への運搬に関する行為(工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。)が定められていること。なお、この事項は、第11号又は第12号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。	第5節 物品移動の管理 (第1種管理区域外への移動) 第54条 環境安全部長は、第1種管理区域外へ持ち出す物品については、表面密度が別表 12 に定める限度値を超えていないことを確認する。 (管理区域外への移動) 第55条 核燃料物質等を管理区域外へ移動させる場合には、環境安全部長は、必要に応じてしゃへい等の措置が講じられ、線量当量率が別表 12 に定める限度値を超えていないことを確認する。 (周辺監視区域内の運搬) 第56条 各部長は、核燃料物質等を周辺監視区域内において運搬する場合は、加工規則第7条の6に定める運搬に関する措置を講じ、運搬前にこれらの実施状況を確認する。 2. 各部長は、「核燃料物質等の工場又事業所の外における運搬に関する規則」(以下「外運搬規則」という。) 及び「核燃料物質等車両運搬規則」(以下「車両運搬規則」という。) に定める運搬の技術上の基準に従って保安のために必要な措置が講じられていることを運搬前に確認した場合は、第1項にかかわらず、核燃料物質等を周辺監視区域内において運搬することができる。 (周辺監視区域外への運搬) 第57条 燃料製造部長は、核燃料物質等を周辺監視区域外へ運搬する場合は、運搬先の確認を行うとともに、「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則」及び「核燃料物質等車両運搬規則」に定める運搬に関する措置を講じ、措置結果を所長に報告する。 (核燃料物質の運搬については第11号に関する「第7章 核燃料物質の管理」の各条(第66条から第70条)に定めており、これら各条に変更はなく、放射性廃棄物管理」の各号(第71条から第75条の2)に定めており、第12号6.及び7.による変更を除き、これら各条に変更はない。)
○ 原子炉等規制法第61条の2第2項により認可を受けた場合においては、同項により認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、同法第61条の2第1項の確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行うことが定められていること。	7. 原子炉等規制法第61条の2第2項により認可を受けた場合においては、同項により認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、 <u>当該認可を受けた申請書等において記載された内容を満足するよう、同条第1項</u> の確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を <u>行い、適切に取り扱う</u> ことが定められている <u>こと。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分</u>	

加工施設における	保安規定審査基準	
旧	新	保安規定関連条文
	<u>け等を明確にするため、第12号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併</u>	
○ 原子炉等規制法第61条の2第1項の確認を受けようとする物の取扱いに関することについては、「放射能濃度の測定及び評価の方法の認可について(内規)」(平成17・11・30原院第6号(平成18年1月30日原子力安全・保安院制定)及び平成23・06・20原院第4号(平成23年7月1日同院改正))を参考として記載していること。 なお、原子炉等規制法第61条の2第2項による放射能濃度の測定及び評価方法の認可において記載された内容を満足するように定められていること。	<u>せて定められていてもよい。</u> (削除)	
<ul> <li>○ 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて(指示)」(平成20・04・21原院第1号(平成20年5月27日原子力安全・保安院制定(NISA-111a-08-1)))を参考として記載していること。</li> </ul>	8. 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて(指示)」(平成20・04・21原院第1号(平成20年5月27日原子力安全・保安院制定(NISA-111a-08-1)))を参考として定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第12号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。	(「第8章 放射性廃棄物管理」から関連個所を以下に抜粋。) (放射性廃棄物でない廃棄物) 第75条の2 環境安全部長は、第2種管理区域内において設置された資材等(金属、コンクリート類、ガラスくず、廃油、プラスチック等)又は使用された物品(工具類等)を、放射性廃棄物でない廃棄物として管理区域外に搬出する場合は、次の各号に定める事項を確認する。 (1) 設置された資材等については、適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で、適切に管理された使用履歴、設置状況の記録等により汚染がないこと。 (2) 使用された物品については、適切に管理された使用履歴の記録等により汚染がないこと。 (3) 第2種管理区域から搬出するまでの間、他の資材等及び物品との混在防止の措置が講じられていること。
○ 汚染拡大防止のための放射線防護上必要な措置が定められていること。	9. 汚染拡大防止のための放射線防護上必要な措置が定められていること。	反映不要。(「第5章 放射線管理」及び「第8章 放射性廃棄物管理」において、必要な措置を定めている。関連条文:第40条(管理区域)、第41条(管理区域の区分)、第42条(管理区域の特別措置)、第43条(飲食及び禁煙の禁止)、第44条(管理区域への出入管理)、第45条(第1種管理区域への出入管理)、第50条(被爆の低減措置)、第51条(床、壁等の除染)、第52条(線量当量等の測定)、第54条(第1種管理区域外への移動)、第55条(管理区域外への移動)、第57条(周辺監視区域外への運搬)、第72条の2(廃棄物の仕掛品)、第73条(放射性固体廃棄物)、第74条(放射性液体廃棄物)、第75条(放射性気体廃棄物))
加工規則第8条第1項第10号 放射線測定器の <mark>管理等</mark>	加工規則第8条第1項第10号 放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法	_
○ 放出管理用計測器について、計測器の種類、所管箇所及び数量が定められていること。	1. 放射線測定器 (放出管理用計測器及び放射線計測器を含む。以下同じ。) の種類、所管箇所、数量及び機能の維持の方法並びにその使用方法 (測定及び評価の方法を含む。) が定められていること。	第53条に定めた放射線測定器類の年1回の点検・校正を、施設管理の一貫として「保全計画における点検計画」に位置付ける旨を追記したことを除き、反映不要。(第8号4.に関する第52条(線量当量等の測定)及び第53条(放射線測定器類の管理)に、当該事項を定めている。)
<ul><li>○ 放射線計測器について、計測器の種類、所管箇所及び数量が定められていること。</li><li>(新設)</li></ul>	(削除)  2. 放射線測定器の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部等として、第16号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。	(線量当量等の測定) 第52条 環境安全部長は、管理区域及び周辺監視区域等における線量当量等を別表9及び別表10に 定めるところにより監視及び測定する。 2. 環境安全部長は、前項の測定により異常が認められた場合は、その原因を調査し、放射線 防護上必要な措置を講じる。 3. 環境安全部長は、放射線管理に必要な情報である管理区域における空間線量、空気中の放射性物質の濃度及び床面等の放射性物質の表面密度を適切な場所に表示する。 4. 環境安全部長は、周辺監視区域境界付近に設けるモニタリングポストにより空間放射線量率を測定し、監視する。 別表9 線量当量等の測定(第52条、第74条、第75条関係)
		測定項目 測定頻度
		・外部放射線に係る線量当量       ・ 外部放射線に係る線量当量       ・ 表面密度         第2種管理区域       ・外部放射線に係る線量当量         周辺監視区域       ・外部放射線に係る線量当量         周辺監視区域外       ・環境試料中の放射性物質濃度 (注1)         自辺監視区域外       ・電気中の放射性物質の濃度         (注1) 周辺環境におけるウランの濃度を監視するため、加工施設周辺の河川水、土壌のウラン濃度の測定を行う。
		別表10 線量当量等の測定方法(第 52 条条関係)

加工施設における保安規定審査基準 旧			保安規定関連条	\/
	121		<b>水</b>	X
			測定項目	測定方法
		放射線業務従事	放射線業務従事者の外部被ばく	蛍光ガラス線量計、電子線量計又はTLD
		者の線量	による線量	による測定
			第1種管理区域に立ち入った放	空気中放射性物質濃度からの計算又はバ
			射線業務従事者の内部被ばくに	イオアッセイ法による測定
			よる線量	
		表面密度	第1種管理区域	ろ紙によるふき取り及び低バックグラウ
				ンドカウンタ等による測定
		空気中の放射性	第1種管理区域	エアスニファ等による集塵及び低バック
		物質の濃度		グラウンドカウンタ等による測定
				ダストモニタ (換気用モニタ) による測定
			排気口	ダストモニタ (排気用モニタ) による測定
		水中の放射性	排水口	排水の採取試料について蒸発乾固及び低
		物質濃度		バックグラウンドカウンタ等による測定
		外部放射線に	管理区域及び周辺監視区域	モニタリングポスト、TLD等による測定
		係る線量当量		
		風向、風速等	周辺監視区域	気象観測装置による測定
<u>加工規則第8条第1項第11号 加工施設の巡視及び点検</u> ── <ul> <li>○ 日常の保安活動の評価を踏まえ、加工施設の点検対象施設並びに設備の巡視 (削除)</li> </ul>	第 6	20 冬を削除 (巡組)け第 (	3 音(施設管理) 第 <b>62</b> 冬の <b>6</b> (佐	全計画の策定)第7項に移管。核燃料物質等
及び点検並びにこれらに伴う処置に関すること(巡視及び点検の頻度を含む。)				を明確化する。点検も施設管理の一貫として規
について、適切な内容が定められていること。	定。	。)		
<u>加工規則第8条第1項第12号 加工施設の施設定期自主検査</u> <ul><li>○ 実施計画を定めて施設定期自主検査を行うことを定めていること。</li><li>(削除)</li></ul>	<u> </u>	6 音笛 9 篩 ( 梅凯宁 期 白 -	→	条、第 <b>62</b> 条)を削除。第 <b>6</b> 章を保守管理から
○				3 (定期事業者検査) 及び第1節の4 (計器及
				共通の旧第61条第2項を第1節の3に移管。
		(「第6章 施設管理」から	ら関連個所を以下に抜粋。) 第2節 削除	
	第	第60条 削除	<u>77 ZII HIM</u>	
		第61条 削除		
加工規則第8条第1項第13号 核燃料物質の受渡し、運搬、貯蔵等 加工規則第8条第1項第	<u>第</u>	第62条 削除		
		 (「第7章 核燃料物質の管	 萱理」を以下に示す。)	
き措置として、運搬する場合に臨界に達しない措置を講ずること 及び貯蔵施設等 ないようにする措置その他	1保安のために講ずべき措置を講ずること、貯蔵施設に		第7章 核燃料物質@	)管理
が定められていること。おける貯蔵の条件等(新設)2. 核燃料物質の工場又に		(核燃料物質の管理に係		めた核燃料物質の受入れ、払出しに関する基
	・事業所のパトック産城に関する行為(工物文は事業所の )を除く。)に関することが定められていること。なお、	#60米	は、第00末に記載りる事項を足	がに核燃料が真の支入(4)、14日 いに関する室
この事項は、第9号又は第	12号における運搬に関する事項と併せて定められて			69条から第70条に記載する事項を定めた核
<u>いてもよい。</u>			搬及び貯蔵に関する各基準を定めて、第6	る。 8条から第70条の業務を実施させる。
		(核燃料物質の管理に係		10 未がり角 10 未り未務を 天旭させる。
	第			68条から第70条に記載する事項に対する
		結果を確認し、 の必要はない。	その基準を定めた担当部長に報告	する。ただし、担当部長が自身の場合は報告
			の基準を定めた担当部長は、前項の	の確認の結果、必要に応じて、定めた基準を
		改 <u>訂</u> する。	II II A	
	( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )	<ul><li>(核燃料物質の受入れ、 第68条 燃料製造部長</li></ul>		け入れる前に、記録、目視検査等により、必
			講じられていることを確認する。	ロノノスタンのロリロー、日本外、日 戊二大旦 寸(しより、先)
				ハ出す前に、第57条に定める措置を講じる
i l		とともに 核物	然料物質を払い出す相手方の責任(	の範囲が明確であること、その他核燃料物質

加工施設における保安規定審査基準		 	
旧	新	体	
		(1) 国内に払い出す場合においては、相手方が法に基づく核燃料物質に係る許可を有していること。 (2) 海外に払い出す場合においては、輸出に係る手続きが完了していること。 (3) 核燃料物質が返却される場合においては、返却の時期が定められていること。 3. 環境安全部長は、核燃料物質を受け入れる前に、核燃料物質が別表 14 の受入仕様値に適合することを確認する。 (核燃料物質の運搬) 第69条 各部長は、加工施設で核燃料物質を運搬する場合は、貯蔵施設の搬送設備により取り扱う等加工規則第7条の6に規定されている措置を講じる。 (核燃料物質の貯蔵) 第70条 各部長は、核燃料物質を貯蔵しようとするときは、次の事項を遵守する。 (1) 核燃料物質の貯蔵施設の貯蔵設備に貯蔵すること。 (2) 別表 15 の最大貯蔵数量を超えないこと。 (3) 貯蔵施設の目につきやすい場所に貯蔵上の注意事項を掲示すること。 (4) 再生濃縮ウランを貯蔵する場合は、別表 15 に定める貯蔵施設の所定の区域に貯蔵すること。	
加工規則第8条第1項第14号 放射性廃棄物の廃棄	加工規則第8条第1項第12号 放射性廃棄物の廃棄	_	
○ 放射性固体廃棄物の貯蔵及び保管に係る具体的な管理措置並びに運搬に関	1. 放射性固体廃棄物の貯蔵及び保管に係る具体的な管理措置並びに運搬に関	1. 放射性固体廃棄物については第73条に定めており、反映不要。	
し、放射線安全確保のための措置が定められていること。	し、放射線安全確保のための措置が定められていること。	(「第8章 放射性廃棄物管理」から関連個所を以下に抜粋) 第72条の2 名部長は、廃棄物の仕掛品を一時保管する場合は、次の各号に定める措置を講じるとともに、必要に応じて防火対策を講じる。 (1) 廃棄物の仕掛品は、可燃性のものと不燃性のものに分別し、汚染の広がりを防止するための措置を講じて金属製容器に収納し、別図2 - (3) に示す第2廃棄物処理室の廃棄物の仕掛品の保管場所にて保管した後、別図3に示す保管廃棄設備に連嫌する。 (2) 工事等により廃棄物の仕掛品が多く発生する場合は、(工事) 作業計画を作成し、金属製容器を作業区域に持ち込み、可燃性のものと不燃性のものに分別し、汚染の広がりを防止するための措置を選じて金属製容器に収取けい図2 - (3) に示す第2廃棄物処理室の廃棄物の仕掛品の保管場所にて保管した後、別図3に示す保管廃棄設備に運搬する。 (3) 廃棄物の仕掛品のうち使用済フィルタについては、汚染の広がりを防止するための措置を講じて別図3に示す保管廃棄設備に運搬する。スレは前号の措置を講じる。また、これらの指置を行うまでの間、必要に応じて、汚染の広がりを防止するための措置を講じて別図2 - (3) に示す第2 - 1 混合室又は第2 フィルタ室の廃棄物の仕掛品の保管場所に移送して金属製容器に収納する。 (4) 廃棄物の仕掛品が大型機器等であって金属製容器に収納することが困難な場合は、汚染の広がりを防止するための措置を講じて別図3に示す保管廃棄設備に運搬する。(放射性固体廃棄物) 第73条 各部長は、放射性固体廃棄物 (焼却等による処理後の廃棄物を含む)を保管廃棄と構造は、放射性固体廃棄物と不燃性廃棄物に分類する。 (1) 廃棄物は汚染の広がりを防止するための措置を講じて、ドラム缶に収納する。と、海戦安全部長は、放射性固体廃棄物を別図3に示す保管廃棄設備に保管し、廃棄物を入れる容器等には放射性廃棄物を示す視識をつけ、別表18で記録された内容と照合できるような整理番号等を表示する。 3. 環境安全部長は、保管廃棄設備の目につきやすい場所に管理上の注意事項を掲示する。(放射性廃棄物でない廃棄物)第75条の2 環境安全部長は、保管廃棄設備の目につきやすい場所に管理上の注意事項を掲示する。(放射性廃棄物でない廃棄物)第75条の2 環境安全部長は、保管廃棄設備の目につきやすい場所に管理上の注意事項を掲示する。(放射性廃棄物でない廃棄物)を、放射性廃棄物でない廃棄物)を、対射性廃棄物でない廃棄物として管理区域外に搬出する場合は、次の各号に定める事項を確認する。 (1) 設置された資材等については、適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で、適切に管理された使用履歴、設置状況の記録等により汚染がないこと。	

加工施設における	保安規定審査基準	保安規定関連条文
旧	新	
		(3) 第2種管理区域から搬出するまでの間、他の資材等及び物品との混在防止の措置が講じられていること。
	2. 放射性液体廃棄物の固型化等の処理及び放射性廃棄物の工場又は事業所の外への廃棄(放射性廃棄物の輸入を含む。)に関する行為の実施体制が定められて	2. 放射性液体廃棄物の処理については第74条に定めており、また、工場又は事業所の外への廃棄(放射性廃棄物の輸入を含む。)に関する行為については現時点で実施しないため、反映不要。
	いること。	(「第8章 放射性廃棄物管理」から関連個所を以下に抜粋。) (放射性液体廃棄物)
		第74条 環境安全部長は、別図2-(2)の一般排水口からの放射性液体廃棄物の放出による周辺監視区域外の水中の放射性物質濃度が、線量告示で定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えないようにする。  2. 環境安全部長は、前項の排水口より放射性液体廃棄物を放出する場合は、合理的に達成可能な限り放射性物質濃度を低減するために、排水貯槽内における排水中の放射性物質濃度が別表16に定める管理目標値を超えないようにする。  3. 環境安全部長は、別表17に定めるところにより前項の排水中の放射性物質濃度を測定し各部長に通知する。  4. 環境安全部長は、前項の排水中の放射性物質の濃度が、異常に高くなり、又は高くなるおそれがあるときは、速やかに担当部長にその事実を通知するとともに、その原因の除去を勧告する。  5. 担当部長は、前項の勧告を受けたときは、環境安全部長及び核燃料取扱主任者と協議してその原因を調査し、適切な措置を講じる。  6. 環境安全部長は、第4項において排水中の放射性物質の濃度が別表16に定める管理目標値を超えた場合は、適切な処置を施し、管理目標値以下になったことを確認して放出する。  7. 環境安全部長は、放射性液体廃棄物に含まれる放射性物質の年間放出量を計算し、異常のないことを確認する。  8. 環境安全部長は、周辺環境への放射性物質の影響を確認するため、別表9に定めるところにより、平常時の環境放射線モニタリングを行う。  9. 各部長は、アルカリ又は有機溶媒等の排出し難い放射性液体廃棄物を腐食しない容器に封入する。
		10. 環境安全部長は、前項の容器が破損した場合においても封入した放射性液体廃棄物を広がらせないで回収汚染除去できるような処置を施すか又は前項の容器をそのような場所に保管する。 11. 前項の保管にあたっては、第73条第2項及び第3項の規定を準用する。ただし、放射性
		液体廃棄物の保管廃棄設備は、別図3に示す第2廃棄物貯蔵棟とする。  12. 環境安全部長は、保管廃棄設備の目につきやすい場所に管理上の注意事項を掲示する。
_(新設)	3. 放射性固体廃棄物の工場又は事業所の外への運搬に関する行為(工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。)に係る体制が構築されていることが明記されていること。なお、この事項は、第9号及び第11号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。	3. 放射性固体廃棄物の工場又は事業所の外への運搬に関する行為については現時点で実施しないため、反映不要。
<ul><li>○ 放射性液体廃棄物の放出箇所、放射性液体廃棄物の放出管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。</li></ul>	4. 放射性液体廃棄物の放出箇所、放射性液体廃棄物の放出管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。	4. の事項については第74条に定めており、反映不要。  (「第8章 放射性廃棄物管理」から関連個所を以下に抜粋。) (放射性液体廃棄物) 第74条 環境安全部長は、別図2-(2)の一般排水口からの放射性液体廃棄物の放出による周辺監視区域外の水中の放射性物質濃度が、線量告示で定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えないようにする。 2. 環境安全部長は、前項の排水口より放射性液体廃棄物を放出する場合は、合理的に達成可能な限り放射性物質濃度を低減するために、排水貯槽内における排水中の放射性物質濃度が別表16に定める管理目標値を超えないようにする。 3. 環境安全部長は、別表17に定めるところにより前項の排水中の放射性物質濃度を測定し各部長に通知する。 4. 環境安全部長は、前項の排水中の放射性物質の濃度が、異常に高くなり、又は高くなるおそれがあるときは、速やかに担当部長にその事実を通知するとともに、その原因の除去を勧告する。 5. 担当部長は、前項の勧告を受けたときは、環境安全部長及び核燃料取扱主任者と協議してその原因を調査し、適切な措置を講じる。 6. 環境安全部長は、第4項において排水中の放射性物質の濃度が別表16に定める管理目標値を超えた場合は、適切な処置を施し、管理目標値以下になったことを確認して放出する。環境安全部長は、放射性液体廃棄物に含まれる放射性物質の年間放出量を計算し、異常の

加工施設における	保安規定審査基準	
旧	新	保安規定関連条文
		ないことを確認する。  8. 環境安全部長は、周辺環境への放射性物質の影響を確認するため、別表9に定めるところにより、平常時の環境放射線モニタリングを行う。  9. 各部長は、アルカリ又は有機溶媒等の排出し難い放射性液体廃棄物を腐食しない容器に封入する。  10. 環境安全部長は、前項の容器が破損した場合においても封入した放射性液体廃棄物を広がらせないで回収汚染除去できるような処置を施すか又は前項の容器をそのような場所に保管する。  11. 前項の保管にあたっては、第73条第2項及び第3項の規定を準用する。ただし、放射性液体廃棄物の保管廃棄設備は、別図3に示す第2廃棄物貯蔵棟とする。  12. 環境安全部長は、保管廃棄設備の目につきやすい場所に管理上の注意事項を掲示する。
	5. 放射性気体廃棄物の放出箇所、放射性気体廃棄物の放出管理目標値及び基準値を満たすための放出量管理方法並びに放射性気体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。  6. 平常時の環境放射線モニタリングの実施体制(計画、実施、評価等)について対象を表すること。	5. の事項については第75条に定めており、反映不要。 (「第8章 放射性廃棄物管理」から関連個所を以下に抜粋。) (放射性気体廃棄物) 第75条 環境安全部長は、排気口からの放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度が線量告示で定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないようにする。 2. 環境安全部長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、合理的に達成可能な限り放射性物質濃度を低減するために、ダストモニタ(排気用モニタ)等により監視するとともに、排気口における排気中の放射性物質濃度が別表 16 に定める管理目標値を超えないようにする。 3. 環境安全部長は、別表 17 に定めるところにより排気中の放射性物質濃度を測定し各部長に通知する。 4. 環境安全部長は、前項の排気中の放射性物質濃度が、異常に高くなり、又は高くなるおそれがあるときは、速やかに担当部長にその事実を通知するとともに、その原因の除去を勧告する。 5. 担当部長は、前項の勧告を受けたときは、環境安全部長及び核燃料取扱主任者と協議して、その原因を調査し、適切な措置を講じる。 6. 環境安全部長は、排気口における排気中の放射性物質濃度が別表 16 に定める管理目標値を超えるおそれがある場合には、所長に対し、加工施設の操業停止を勧告する。 7. 環境安全部長は、放射性気体廃棄物に含まれる放射性物質の年間放出量を計算し、異常のないことを確認する。 8. 環境安全部長は、周辺環境への放射性物質の影響を確認するため、別表9に定めるところにより、平常時の環境放射線モニタリングを行う。
	て定められていること。	乗物管理」における第71条及び第72条において規定するように、記載を適正化する。また、第52条に基づてい定める別表9と第74条の放射性液体廃棄物の放出管理及び第75条の放射性気体廃棄物の放出管理との関連、並びに第52条(線量当量等の測定)においてモニタリングポストによる空間放射線量率測定及び第53条に基づてい定める別表11(放射線測定器類にモニタリングポストを前回申請において掲載済み)との関連について、記載を適正化する。 (「第8章 放射性廃棄物管理」から関連個所を以下に抜粋。) 第8章 放射性廃棄物管理 (放射性廃棄物管理に係る計画及び実施) 第71条 環境安全部長は、第72条の2に記載する事項を定めた、加工施設の第1種管理区域で発生し、最終的に放射性廃棄物を廃棄施設に廃棄する前段階であって、これから廃棄しようとするもの(以下「廃棄物の仕掛品」という。)の管理、第73条から第74条に記載する事項を定めた放射性廃棄物の放出管理、環境放射線モニタリング及び第75条の2に記載する事項を定めた放射性廃棄物の放出管理、環境放射線モニタリング及び第75条の2に記載する事項を定めた「核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物で廃棄しようとするもの」でない廃棄物(以下「放射性廃棄物でない廃棄物」という。)の管理に関する各基準を定める。 2. 各部長は、前項に定めた基準に基づいて、第72条の2から第75条の2の業務を実施させる。 (放射性廃棄物管理に係る評価及び改善) 第72条 各部長は、前条第1項に定めた基準に従い、第72条の2から第75条の2に記載する事項に対する結果を確認し、環境安全部長に報告する。ただし、環境安全部長自らに対する報告の必要はない。 2. 環境安全部長は、前項の確認の結果、必要に応じて、前条第1項で定めた基準を改 <u>訂</u> する。

加工施設における	保安規定審査基準	/P. 生相 字 問 本 冬 立	
旧	新	保安規定関連条文	
		第7 4条 環境安全銀長は、別図2 - (2) の一般排水口からの放射性液体廃棄物の放出による周辺監視区域外の水中の放射性物質濃度が、線量告示で定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を経えないようにする。 2. 環境安全部長は、前項の排水口より放射性液体廃棄物を放出する場合は、合理的に達成可能な関り放射性物質濃度が、線量告示で応める関立監視区域外における排水中の放射性物質濃度が別表18に定める管理目標値を超えないようにする。 3. 環境安全部長は、別表17に定めるところにより前項の排水中の放射性物質濃度を測定し各部長に通知する。 4. 環境安全部長は、別表17に定めるところにより前項の排水中の放射性物質濃度を測定し各部長に通知する。 5. 担当部長は、前項の排水中の放射性物質の濃度が、異常に高くなり、又は高くなるおそれがあるときは、速やかに担当部長にその事実を通知するとともに、その原因の除去を勧告する。 6. 環境安全部長は、第4項において排水中の放射性物質の濃度が別表16に定める管理目標値を超えた場合は、適切な処置を施し、管理目標値以下になったことを確認して放出する。 7. 環境安全部長は、放射性液体廃棄物に含まれる放射性物質の濃度が別表16に定める管理目標値を超えた場合は、適切な処置を施し、管理目標値以下になったことを確認して放出する。 8. 環境安全部長は、放射性液体廃棄物に含まれる放射性物質の時間放出量を計算し、異常のないことを確認する。 8. 環境安全部長は、放射度が高度が高度が高度が大きないで自立に対しまれてあり、別様を廃棄物を腐りないないとを確認する。 10. 環境安全部長は、前項の容器が破損した場合においても対した放射性液体廃棄物を広がらせないで回収汚染除去できるような処置を施すか又は前項の容器をそのような場所に保管する。 11. 前項の保管にあたっては、第73条第2項及び第3項の規度を進用する。ただし、放射性液体廃棄薬物を広がしたが対性液体廃棄物を広がしたが対性液体廃棄物を広がしたが対性液体廃棄物を広がしたが対性液体廃棄物を広がよりにする。 12. 環境安全部長は、排気口からの放射性効質の現時を理しの注意事項を掲示する。 2. 環境安全部長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、合理的であり放射性物質濃度が別ま16に定める管理目標値を超えないようにする。 4. 環境安全部長は、放射性気体廃棄物を放出するともに、その原因を調度し、適切な措置を計定しる。 5. 担当部長は、前項の動力を受けたときは、環境安全部長は、所項の動力を受けたときは、環境安全部長は、前項の動力を受けたときは、環境安全部長は、前項の動力を受けたときは、環境安全部長は、前項の動力を受けたあら、異常安全部長は、前項の動力を受けたとさい、環境安全部長は、前項の動力を受けたり、異常安全部長は、前項の動力を必要を確認するたり、異常のを超えを必要とにあり、異常のを超えを必要とに対し、現場な分割を開始といるところにより、平着時の保険な対象でこととした。表現安全部長は、前項の対力を発音を表しなりに対して、発力の対しが対しませいではありに対しに対しな対しに対しな対しませいではありに対しな対しませいではありに対しませいではありに対しませいではありませいではありに対しませいではありに対しませいではありに対しませいではありませいではありませいではありませいではありに対しな対しないではありに対しないではありに対しませいではありに対しませいではありに対しないではありに対しませいではありに対しませいではありに対しませいではありに対しませいではありに対しませいではありに対しませいではありに対しませいではありに対しませいではありに対しませいではありに対しませいではありに対しないではありに対しないではありに対しないではありに対しないではありに対しないではありに対しないではありに対しないではありに対しないではありに対しないではありに対しないではありに対しないではありに対しないではありに対しないではありに対しないではありに対しないではありに対しませいではないではありに対しないではないではないではありに対しないではないではないではないではないではないではないではないではないではないでは	
<u>(新設)</u>	7. ALARAの精神にのっとり、排気、排水等を管理することが定められていること。	(7. については第74条第2項及び第75条第2項に反映した。)  (「第8章 放射性廃棄物管理」から関連個所を以下に抜粋。)  (放射性液体廃棄物) 第74条  2. 環境安全部長は、前項の排水口より放射性液体廃棄物を放出する場合は、合理的に達成可能な限り放射性物質濃度を低減するために、排水貯槽内における排水中の放射性物質濃度が別表16に定める管理目標値を超えないようにする。 (放射性気体廃棄物) 第75条	

加工施設における	保安規定審査基準	(D
旧	新	保安規定関連条文
		2. 環境安全部長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、 <mark>合理的に達成可能な限り放射性物質濃度を低減するために、</mark> ダストモニタ(排気用モニタ)等により監視するとともに、排気口における排気中の放射性物質濃度が別表 16 に定める管理目標値を超えないようにする。
加工規則第8条第1項第15号 非常の場合に採るべき処置	加工規則第8条第1項 <mark>第13号</mark> 非常の場合に <u>講ずべき</u> 処置	
<ul> <li></li></ul>	1. 緊急時に備え、平常時から緊急時に実施すべき事項が定められていること。 2. 緊急時における操作に関する組織内規程類を作成することが定められていること。  こと。	(「第10章 非常時の措置」から関連個所を以下に抜粋。) 第10章 非常時の措置 第1節 非常時の措置に係る計画、実施、評価及び改善 (非常時の措置に係る計画及び実施) 第81条 所長は、第83条から第93条に記載する事項を定めた非常時の措置に係る計画として、基準を定める。 2. 所長は、前項に定めた基準に基づいて、第83条から第93条(ただし、第88条及び第89条を除く。)の業務を実施させる。 各部長は、第1項に定めた基準に基づいて、第88条及び第89条の業務を実施させる。(非常時の措置に係る評価及び改善) 第82条 各部長は、前条第1項に定めた基準に従い、第83条から第93条に記載する事項に対する結果を確認し、所長に報告する。 2. 所長は、前項の確認の結果、必要に応じて、前条第1項で定めた基準を改訂する。 第2節 事前対策 (非常対策組織) 第83条 所長は、非常事態が発生した場合に、直ちに対策活動を行えるよう緊急対策本部、対策を実施する操作員等により構成される実施組織及び実施組織に対して技術的援助を行い実施組織が対策に専念できる環境を整える支援組織から構成する事業所防災組織をあらかじめ定めておく。事業所防災組織に必要な人員を確保し、指揮命令系統、役割分担、責任者、社内外への通報手段等を明確化することにより、円滑に人員を招集し、効果的な対策を実施し得る適切
		な人員配置の体制を確立する。別図6に事業所防災組織の組織図を示す。 2. 緊急対策本部の本部長には所長があたる。ただし、所長が不在の場合に備えて、所長はあらかじめ代行者を定めておく。 3. 所長は、非常事態が発生した場合に、直ちに第16条に定める管理組織から事業所防災組織へ移行させる。 (非常時の要員) 第84条 所長は、事業所防災組織に、緊急対策本部、実施組織及び支援組織の任務に応じて必要な要員をあらかじめ定めておく。別表20に緊急対策本部、実施組織及び支援組織の任務を示す。(非常時用資機材の整備) 第85条 所長は、別表21に示すとおり、対策活動に必要な放射線障害防護用器具、非常用通信機器、計測器等、消火用資機材、その他資機材(以下「非常時用資機材」という。)をあらかじめ準備し、性能維持のために行う点検について項目及び頻度を定めて常に使用可能な状態に整備しておくとともに、迅速な対策活動を行えるよう緊急対策本部を設置する部屋には、監視及び測定により得られた情報を表示できるようにしておく。各部長は、第62条の6第7項に定める巡視により非常時用資機材の保管状況の把握に努める。 (非常時の処置要領) 第87条 所長は、非常時の処置法をあらかじめ定めておくとともに、第24条に定める訓練等により処置法の実効性を維持する。
○ 緊急事態発生時は定められた通報経路に従い、関係機関に通報することが定められていること。	3. 緊急事態発生時は定められた通報経路に従い、関係機関に通報することが定められていること。	(「第10章 非常時の措置」から関連個所を以下に抜粋。) (通報系統) 第86条 所長は、非常事態が生じた場合の社内及び社外関係機関との通報系統をあらかじめ確立しておく。
○ 緊急事態の発生をもってその後の措置は防災業務計画によることが定められていること。緊急事態が発生した場合は、緊急時体制を発令し、応急措置及び緊急時における活動を実施することが定められていること。	4. 緊急事態の発生をもってその後の措置は、原子力災害対策特別措置法(平成 11年法律第156号)第7条第1項の原子力事業者防災業務計画によることが 定められていること。	(「第10章 非常時の措置」から関連個所を以下に抜粋。) 第5節 原子力災害対策特別措置法に基づく措置 (原子力災害対策特別措置法に基づく措置) 第93条 原子力災害対策特別措置法に基づく事象が発生した場合は、本規定によらず、「原子力事業 者防災業務計画」に基づき措置する。
	5. 緊急事態が発生した場合は、緊急時体制を発令し、応急措置及び緊急時における活動を実施することが定められていること。	(「第10章 非常時の措置」から関連個所を以下に抜粋。) 第3節 初期活動 (通 報) 第88条 各部長は、 <u>第36条に係る</u> 加工施設に異常 <u>状態に関して</u> 、その状況が非常事態であり、又は

加工施設における	保安規定審査基準	
旧		保安規定関連条文
○ 次の各号に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定することが定められていること。  1. 緊急作業時の放射線の生体に与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を加工事業者に書面で申し出た者であること。  2. 緊急作業についての訓練を受けた者であること。  3. 実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業に従事する <u>従業量及で協力企業の従業員</u> は、原子力災害対策特別権置法第8条第3項に規定する原子力防災管理者又は同法同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。  ○ 放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の線量管理(放射線防護マスクの着用等による内部被ぼくの管理を含む。)及び緊急作業を行った放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させる等の非常の場合に <mark>採るべき処置</mark> に関し、適切な内容が定められていること。	6. 次に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定することが定められていること。 (1) 緊急作業時の放射線の生体に与える影響及び放射線防護措置について教育を受けたして、緊急係業に従事する意思がある旨を加工事業者に書面で申し出た者であること。 (2) 緊急作業についての訓練を受けた者であること。 (3) 実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業に従事する発養員は、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者であること。  7. 放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の線量管理(放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。) 緊急作業を行った放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させる等の非常の場合に講ずべき処置に関し、適切な内容が定められていること。	非常事態に発展する終者所に通報する。 (応急措置) 第89条 前条の通報を受けた
○ 事象が収束した場合は、緊急時体制を解除することが定められていること。	8. 事象が収束した <u>場合には</u> 、緊急時体制を解除することが定められていること	(「第10章 非常時の措置」から関連個所を以下に抜粋。) (非常時体制の解除) 第92条 本部長は、事態が終息していると判断した場合は、非常時体制を解除し、その旨を社長及び 社外関係機関に直ちに通報する。
○ 防災訓練の実施頻度について定められていること。	9. 防災訓練の実施頻度について定められていること。	(「第10章 非常時の措置」から関連個所を以下に抜粋。) (非常時の処置要領) 第87条 所長は、非常時の処置法をあらかじめ定めておくとともに、第24条に定める訓練等により 処置法の実効性を維持する。 (「第3章 教育・訓練」から関連個所を以下に抜粋。) (設計想定事象等対処活動訓練及び非常時訓練)

加工規則第8条第1項 <u>第16号 初期消火活動のための体制の整備</u> ○ 火災の発生を消防吏員に確実に通報するために必要な設備、初期消火活動を 行うために必要な可搬消防ポンプ又は化学消防自動車、泡消火薬剤その他資機材 の備え付け、初期消火活動のための体制の整備及びこれらの定期的な評価並びに 評価結果に基づく必要な措置について、適切な内容が定められていること。 ○ 初期消火活動のための体制の整備に関する記載内容については、「原子炉施設等を設置した工場又は事業所における初期消火活動のための体制の整備に関する記載内容については、「原子炉施設有金融では、次に掲げる事項を含めること。 ○ 規定の解釈(内規)」(平成20・06・11原院第2号(平成20年6月20日	保安規定関連条文  第24条 2. 所長は、前項の訓練計画に基づき、従業員等に対する設計想定事象等対処活動訓練及び非常時訓練を年1回以上実施する。  (「第9章 初期消火活動」は前回申請時に削除したものであり、この際、第76条及び第77条は第25条及び第26条に移管し、第78条は第30条の2に移管(今回申請で第30条の3に統合)し、第
加工規則第8条第1項 <u>第16号 初期消火活動のための体制の整備</u> ② 火災の発生を消防吏員に確実に通報するために必要な設備、初期消火活動を行うために必要な可搬消防ポンプ又は化学消防自動車、泡消火薬剤その他資機材の備え付け、初期消火活動のための体制の整備及びこれらの定期的な評価並びに評価結果に基づく必要な措置について、適切な内容が定められていること。 ③ 初期消火活動のための体制の整備に関する記載内容については、「原子炉施設等を設置した工場又は事業所における初期消火活動のための体制の整備に関する規定の解釈(内規)」(平成20・06・11原院第2号(平成20年6月20日	2. 所長は、前項の訓練計画に基づき、従業員等に対する <mark>設計想定事象等</mark> 対処活動訓練及び非常時訓練を年1回以上実施する。  (「第9章 初期消火活動」は前回申請時に削除したものであり、この際、第76条及び第77条は第
推置	
行うために必要な可搬消防ポンプ又は化学消防自動車、泡消火薬剤その他資機材の備え付け、初期消火活動のための体制の整備及びこれらの定期的な評価並びに評価結果に基づく必要な措置について、適切な内容が定められていること。 〇 初期消火活動のための体制の整備に関する記載内容については、「原子炉施設等を設置した工場又は事業所における初期消火活動のための体制の整備に関するとともに、計画に従って必要な活動を行わせること。特に、当該計画には、次に掲げる事項を含めること。 イ 火災	
次日動に動すること。   ② 大規模指換発生時における臨界事故の影響を緩和するための対策に関すること。   ③ 大規模指換発生時における随外物質等を閉じ込める機能の喪失の影響を緩和するための対策に関すること。   ① 大規模指換発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。   ① 北規関係発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。   ② 上規模指換発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。   ② 上規模指換の発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。   ② 上規模指換の発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。   ② 上規性を消耗を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練に関すること。   ② 上規則を主持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練に関すること。   ② 上規則を主持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練に関すること。   ② 生物に重持するための活動を行うで要した対する教育及び訓練に対しては、それぞれ毎年1回以上定期に実施すると。   ③ 上必字形は自動車、泡消火薬剤、電源その他の資機材を備え付けること。   ② 生物は発生性があるための活動を行うために必要な体制を整備すること。   ○ 重大事故が発生した場合(以下「重大事故等発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。   ② 上表は指導を主持における加工施設の保全のための活動を行うために必要な機能を維持するための活動を行うために必要な機能を維持すること。   ② 上表は指導を主持における加工施設の保全のための活動を行うために必要な構能を維持するための活動を行うために必要な機能を維持するための活動を行うために必要な機能を維持するための活動を行うために必要な機能を維持するための活動を行うために必要な機能を維持するための活動を行うために必要な機能を維持するための活動を行うために必要な機能を維持するための活動を行うために必要な機能を維持するための活動を行うために必要な機能を維持するための活動を行うために必要な機能を維持するための活動を行うために必要な機能を維持するための活動を行うために必要な機能を推持するための活動を行うために必要な機能を推持するための活動を行うために必要な機能を推持するための活動を行うために必要な機能を推持するための活動を行うために必要な機能を維持するための活動を行うために必要な機能を維持するための活動を行うために必要な機能を維持するための活動を行うために必要な機能を推持すると。   ② 上述を持定は対して、 ② 上述を表現して、 ② 上述	23 未及び第 26 条に移言 27 条の 2 及び第 37 条の 3 に移管 (今回申請で第 30 条の 3 に統合) したものである。) 第 9 章 削除 第 7 6 条 削除 第 7 6 条 削除 第 7 7 条 削除 第 7 8 条 削除 第 7 8 条 削除 第 8 9 章 削除 第 8 9 章 削除 第 7 9 条 削除 第 8 0 条 1 1 上 加工施設の操作」から関連側所を以下に抜粋して再場。) 第 3 0 条 0 3 正 成 1 主

加丁振塾)ァセンナ	。 保安規定審査基準	
加工地蔵における	新	保安規定関連条文
		ための活動を行うために必要な核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失を防止するための
二 <u>重大事故等発生時における核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失を防</u> 止するための対策に関すること。		ための活動を行うために必要な核燃料物負等を闭じ込める機能の喪失を防止するための 対策に関する手順を定め、これを要員に守らせること。
6. 前各号に掲げるもののほか、重大事故等発生時における加工施設の保全の		(2) 大規模損壊の発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関する
し、前谷々に拘りるもののはが、重人事故寺光王時におりる加工施設の保主の ための活動を行うために必要な体制を整備すること。		手順を定め、これを要員に守らせること。
7. 前各号の措置の内容について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に		(3) 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊 <u>の</u> 発生時における加工施設の <u>必要な</u>
基づき必要な措置を講ずること。		機能を維持するための活動を行う要員に対する教育・訓練を年1回以上定期的に実施する
○ 重大事故等発生時におけるそれぞれの措置について、法第13条第1項に基		こと。
づく事業許可申請書及び同添付書類又は法第16条第1項に基づく事業変更許		(4) 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊 <u>の</u> 発生時における加工施設の <u>必要な</u>
可申請書及び同添付書類に記載された有効性評価の前提条件その他の措置に関		機能を維持するための活動を行うために必要な <u>可搬消防ポンプ、泡消火薬剤、</u> 電源その他
<u>する基本的内容を満足するよう定められていること。</u>		の資機材を備え付けること。
加工規則第8条第1項第18号 大規模損壊発生時における加工施設の保全のた		2. 所長は、前項の計画に基づいて、 <u>必要な要員を配置し、加工施設の必要な機能を維持する</u>
めの活動を行う体制の整備	ARIBA	ための活動を実施させる。
○ 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる大型航空機の衝突をの他のテロリズムによる大型航空機の衝突をの他のテロリズムによる。 (NAT 「	<u>(削除)</u>	3. 所長は、第 24 条に定める訓練等により、 <mark>加工施設の必要な機能を維持するための活動</mark> の 実効性を維持する。
る加工施設の大規模な損壊が発生した場合(以下「大規模損壊発生時」という。)		
<u>における加工施設の保全のための活動を行う体制の整備に関し、次に掲げる措置</u> を講ずることが定められていること。		<u>※変更許可申請書を踏まえ、加工施設においては重大事故の発生は想定されないものの、あ</u>
1. 大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必		えて設計基準を超える条件により重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合を想定
2. 八.		し、重大事故の発生を防止するために必要な措置を定めるものである。
2. 大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必		
要な要員を配置すること。		
3. 大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行う要員に対		
する教育及び訓練を毎年一回以上定期的に実施すること。		
4. 大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必		
要な電源その他の資機材を備え付けること。		
5. 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活		
動に関する社内規程類を定め、これを要員に守らせること。		
6. プルトニウムを取り扱う加工施設にあっては、大規模損壊発生時における		
当該加工施設の保全のための活動を行うために必要な次に掲げる事項に関する社内規程類を定め、これを要員に守らせること。		
- 大規模損壊発生時における臨界事故の影響を緩和するための対策に関		
<u> </u>		
- <u>ナンこと。</u> 二 大規模損壊発生時における核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失の影		
<ul><li></li></ul>		
三 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に		
<u>→ 八旅快頭級売上所における旅和は物質の旅出を関係するための</u> 人来に 関すること。		
7. 前各号に掲げるもののほか、大規模損壊発生時における加工施設の保全の		
ための活動を行うために必要な体制を整備すること。		
8. 前各号(プルトニウムを取り扱う加工施設以外の加工施設にあっては、6.		
を除く。) の措置の内容について、定期的に評価を行うとともに、評価の結		
果に基づき必要な措置を講ずること。_		
○ 大規模損壊発生時におけるそれぞれの措置について、法第13条第1項に基		
づく事業許可申請書及び同添付書類又は法第16条第1項に基づく事業変更許		
可申請書及び同添付書類に記載された有効性評価の前提条件その他の措置に関		
する基本的内容を満足するよう定められていること。	加丁坦則第 0 久第 1 百第 15 只 和 包 五 7 5 和 生	
加工規則第8条第1項 <u>第19号</u> 記録及び報告 ○ 加工施設に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが定	加工規則第8条第1項 <u>第15号</u> 記録及び報告 1.加工施設に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが定	- (「第12章 記録及び報告」から関連個所を以下に抜粋。)
□ 加工施設に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが定められていること。その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を		(「第12早 記域及び報告」から関連値所を以下に抜粋。)   第12章 記録及び報告
適切に作成し、管理するための措置が定められていることが求められる。	適正に作成し、管理するための措置が定められていること。	
<ul><li>加工規則第7条に定める記録について、その記録の管理が定められているこ</li></ul>	2. 加工規則第7条に定める記録について、その記録の管理に関すること(計量	
と (計量管理規定で定めるものを除く。)。	<u>管理規定及び核物質防護規定で定めるものを除く。)</u> が定められている <u>こと</u> 。	及び廃棄に関する手順) に関する基準を定める。この基準には、別表 18 第 1 項 7 に該当する
		品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善の状況の記録の対象の明確化
		を含める。
		2. 各部長及び各グループ長は、前項の基準に従い、記録を適正に作成し、管理する。
○ 事業所長及び核燃料取扱主任者に報告すべき事項が定められていること。	3. 事業所長及び核燃料取扱主任者に報告すべき事項が定められていること。	(「第12章 記録及び報告」から関連個所を以下に抜粋。)
○ 特に、加工規則第9条の16各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準		(報告)
ずるものが発生した場合においては、経営責任者に確実に報告がなされる体制が	ずるものが発生した場合においては、経営責任者に確実に報告がなされる体制が	

加工施設における	保安規定審査基準	
IE IE	新	保安規定関連条文
構築されていることなど、安全確保に関する経営責任者の強い関与が明記されて	構築されていることなど、安全確保に関する経営責任者の強い関与が明記されて	第98条 各部長は、次の各号に該当する場合、その旨を直ちに所長及び核燃料取扱主任者に報告す
いること。 <ul> <li>当該事故故障等の事象に準ずる重大な事象について、具体的に明記されていること。</li> </ul>	いること。 <ul><li><u>5.</u> 当該事故故障等の事象に準ずる重大な事象について、具体的に明記されていること。</li></ul>	る。 (1) 放射性液体廃棄物について、別表 16 の管理目標値を超えて放出した場合 (2) 放射性気体廃棄物について、別表 16 の管理目標値を超えて放出した場合 (3) 線量当量等に異常が認められた場合 (4) 非常事態又は非常事態に発展するおそれがあると判断した場合 (5) 加工規則第9条の16に定める報告事態及びこれらに準ずる事態が生じたと判断した場合 2. 所長は、あらかじめ連絡責任者を定める。また、所長は、前項の報告を受けた場合、社長に報告するとともに連絡責任者を通じて社外関係機関に報告する。
		3. 所長は、次の各号に該当する場合、その旨を直ちに社長に報告するとともに連絡責任者を 通じて社外関係機関に報告する。 (1) 非常時体制を発令した場合 (2) その他保安上特に重要な事態が発生した場合
加工規則第8条第1項第20号 加工施設の定期的な評価		
○ 加工施設の定期的な評価(経年劣化に係る技術的な評価)に関しては、「加工施設及び再処理施設の高経年化対策に関する基本的考え方について」(平成20・05・14原院第2号(平成20年5月19日原子力安全・保安院制定(NISA-181a-08-1)))及び「加工施設及び再処理施設における高経年化対	_ <u>(削除)</u>	「第11章 定期評価」のうち、第96条第3項及び第4項の経年変化に関する技術的な評価と長期保全計画については、第6章(施設管理)第62条の12(経年劣化に関する記述的な評価及び長期施設管理方針)に継承し規定した。)  第11章 定期評価
策の評価の手引き (内規)」(平成20・05・14原院第3号 (平成20年5月19月原子力安全・保安院制定))を参考とし、加工規則第7条の8の2第1項に規定された加工施設の経年劣化に関する技術的な評価を実施するための手順及び体制を定め、当該評価を定期的に実施することが定められていること。		第94条 所長は、第96条に記載する事項を定めた定期評価に関する基準を定める。 2. 所長は、前項に定めた基準に基づいて、第96条の業務を実施させる。 (定期評価に係る評価及び改善) 第95条 担当部長は、前条第1項に定めた基準に従い、第96条に記載する事項に対する結果を確認し、所長に報告する。 2. 所長は、前項の確認の結果、必要に応じて、前条第1項で定めた基準を改訂する。 (加工施設の定期的な評価) 第96条 担当部長は、以下に示す加工施設における保安活動の実施の状況の評価を実施する。 (1) 品質保証活動 (2) 運転管理 (3) 施設管理 (4) 核燃料物質管理 (5) 放射線管理及び環境モニタリング (6) 放射線管理及び環境モニタリング (6) 放射使廃棄物管理 (7) 事故、故障等発生時の対応及び緊急時の措置 (8) 事故、故障等の経験反映状況 2. 担当部長は、以下に示す加工施設に対し実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価を実施する。 (1) 安全研究成果の反映状況 (2) 国内外の加工施設の運転経験から得られた教訓の反映状況 (規制当局が文書で指示した調査・点検事項に関する措置状況を含む。) (3) 技術開発成果の反映状況
_	加工規則第8条第1項第16号 加工施設の施設管理	_
<u>(新設)</u>	1. 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらの評価及び改善について、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」(原規規発第1912257号-7(令和元年12月25日原子力規制委員会決定))を参考として定められていること。	第6章 <u>施設</u> 管理 第1節 <u>施設</u> 管理に係る計画、実施、評価及び改善 ( <u>施設</u> 管理に係る計画及び実施) 第58条 設備管理部長は、 <u>加工施設の保全のために行う設計、工事、巡視、点検、検査その他の施設の</u> 管理(第11条、第15条の3、第17条、第58条以降において以下「施設管理」という。)の計画として、第59条の2から第65条の2に記載する事項を定めた使用前事業者検査、定期事業 者検査、保全計画、補修及び改造、給排気設備の停止に係る措置、並びに新規制基準対応工事の 対象設備等が使用前確認証の交付を受けるまでの間の機能維持に関する基準を定める。 2. 所長は、前項に定めた基準に基づいて、第59条の2から第59条の4の業務を実施させる。 各部長は、前項に定めた基準に基づいて、第59条の5から第65条の2の業務(ただし、第 62条の2第1項に基づいて社長が施設管理方針を定めること及び見直すことを除く。) を実施 させる。 (施設管理に係る評価及び改善)

<b>任</b> 安規正関連余工
第59条 各部長は、前条第5項に定めた基準に続い、第50条の2から第65条の2に記載する事項 (たし、銀 808条の2 第17年に設めする事項を強く)・に限して、最608条の10の保全の有効が変

### (2012年)	加工施設における例		
		· - · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	保安規定関連条文
□ 日本の中で、日本の中で、日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日			
②			
では、「おおいまた」とは、「おおいまた」とは、「おいまた」という。 「おいまた」とは、「おいまた」」とは、「これ、これ、「これ、これ、「これ、これ、「これ、これ、「これ、これ、これ、「これ、これ、これ、「これ、これ、これ、「これ、これ、これ、「これ、これ、これ、「これ、これ、これ、「これ、これ、これ、「これ、これ、これ、「これ、これ、これ、「これ、これ、「これ、これ、「これ、これ、「これ、これ、「これ、これ、「これ、これ、「これ、これ、「これ、これ、「これ、これ、「これ、「			
できるから、生までカーツ」は、中国であるなどの場合と、自身の自身の特別を参与するととして、というでは、全体では、自身の自身の自身の自身の自身の自身の自身の自身の自身の自身の自身の自身の自身の自			
正、現内を含また。海田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田			
<ul> <li>1. 前の4 上級を7分を実施したいできます。</li> <li>2. 12 を2. 12 ままでの表現を必要した。 12 ままでの表現を必要した。 12 ままでの表現を必要した。 12 ままでの表現を必要した。 12 ままでの表現を必要した。 12 ままでの表現をできません。 13 ままでがある。 14 まをでがある。 14 まをがある。 14</li></ul>			
(世族大阪の動物の対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象を対象を対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象の対			CVI KIMF KEIKERKIECHIMI VOO
第3 多少の 8			
いている。ただし、映像時期で開発しているのでは、大きのものではないである。と、他ののおは、大きのでは、ついても変し、 ② 一般のおはは、大きのである。 たれてでのので用ではする場響があ、板裏皮がよれらのでは、 (1) 素がの生態を含めてきた。 たれてでのので用ではする場響があ、板裏皮がよれらのでは、 (2) 別が作がからのがあめがありの時間がありの。 (2) 別が作がからのがあめがありの時間がありの。 (2) 別が自然のである。 (3) 別が自然のである。 (3) 別が自然のである。 (3) 別が自然のである。 (4) 別が			
2. 高級の利用は、次の事業について賞認かられば必要に対する事態ではあるとして受っ。 (1) 異常が無理なわな場合の、人生のでの機能等所は、から数異形は、おの数は、と対する事性。 (2) 関係であった。中心の表は必要ななならの、使用した計量を集中の形象、在一次態の報別、計算なられての表した。 (3) また			
(1) 集集の名とおから書かり、それまでの確認に振いの中での影響が、発展及びそれのの確認に関する。 (2) 動きがの正式体の信仰が必要の場合の、使用した事業がの問題、技事が形の場合。 (3) 数される。 (4) 動態 (5) 第6 第			
(2) 別定版の子当会の電影が表示を含め、集削にから監察体のと思、技術状態の複製、計畫 及別材構像定案に必要と異数に関うる。  第2章 引展  第2章 2			
第00条 制約 第01年 月間 第01年			
第2度 利益 第2日上			
第2 年 別除 第2 年 別除 第2 年 別除 第2 年 別除 第2 年 別			及の放射線測定益に必要となる保護に関する事項。
第 9 条 9 1 条			第2節 削除
第2章の2 回窓 (銀売を押り利及び用売を用して) 第62章の2 計会は、近日販売が降りからさけたりとうしたもちものであり、かつ。加工商品の技術を用して 立ち即以及び用売を用していまった。 現代人 海では、 近日販売が降りからさけたりとうしたもちものであり、かつ。 加工商品の技術を用していまった。 現金を押し、 近日を方は、第4本の2 年後 東の 2 年後 東の 2 年後 東の 2 年代 東の 2 年度 1 年代 月 2 年度 東の 2 年度 1 年代 東の 2 年度 1 年代 月 2 年度 東の 2 年度 1 年代 月 2 年度 1 年度			
第2第の2 施設管理の実施に関する日産 第62条の2 生状に、加工施収の計算を受けたところによるものであり、かつ、加工施収の技術監察に関する場合と対象に関するという。 無知 (20 年 月 年 月 年 月 年 月 年 月 年 月 年 月 年 月 年 月 年			
第12条の2 比較に、加工施設の技術基準に関 第12条の2 比較に、加工施設の技術基準に関 する規則及び回規側の施程に最近する性能を行するように、設定し、維持するため、超速管理に関する方が(第1条の2 衛のを2)に発達性対したいったがは、第1条の2 第12条の11の施力性運動を対象が基準に対しません。			
第62条の2 社長は、加工施設が計画を受けたところによるものであり、かつ、加工施設で得出無いに関する参加は及び回動に対して担い、推断するため、施設で開し、対すがある。  (第4条の2 回 20 を表 20 を表 20 を表 20 の 20 を表 2			第2節の2 施設管理の実施に関する計画
する規則及びFIU規則の解釈に適合する社能を有するように、設定し、維計したから、施設で発生 関する方針 化水 多の、2 (			
問する方針(第 4条の 2、 第 2 条の 2 月間において以下「随高を選加を引したの 5 。 を立め、			
生た、産の多の11の施設を埋かる効果に利いる。  ・主、施設を乗りがあり返しを行う。またに、第の金のフリにからも変数を変変がある。  ・主、成民を制力を対している。またに、第の金のではから、第の金のでは、20 円 保全・  ・			
まえ、施設管理方針の見配しを行う。ように、選起があったに乗りると腹底は管理方針と変更な			
2. 所長は、輸設管理力野に係って達成すべき施設管理の再要(輸設管理の重要度(以下「保全			
重要度」という。)が高い加工施設について定量的に定める目標を含む。第 4 条の 2、第 9 条第 17 条。第 6 2 条の 2 以降において以下「施設管理目標」という。)を 左める。 6 2 条の 11 の施設管理の付け評価の結果及び施設管理を行う観点から特別な状態を踏主え、施設管理目標の見直しを行う。  (佐全対象範囲の変定) 第 6 2 条の 3 各部長は、加工施設の中から、保全を行うべき対象範囲(以下「保全対象範囲」という。)として、以下の設備を通定する。 (1) 安全機能を有する施設として、加工事業変更許可申請書及び設工認申請書に基づき設置した設備 (2) 上記設備の安全機能に影響を及ぼすおそれのあるもの (3) その他自立定める設備 (保全産業度の改定) 第 6 2 条の 4 各部長は、保全対象について、範囲と安全機能を明確にした上で、保全重要度を設定する。 (保全活動は保全重要度に応じたしのとする。 (保全活動性理指標の設定、監視計画の策定及び監視) 第 6 2 条の 5 設備管理部長は、保全対象について、範囲と安全機能を明確にした生で、保全重要度を設定する。 (保全活動管理指標の設定、監視計画の策定及び監視) 第 6 2 条の 5 設備管理部長は、保全の有効性を実現、評価するために保全重要度を踏まえ、施設管理目標の中で、保全活動管理指標の設定を現。評価するために保全重要度を踏まえ、施設管理目標の中で、保全活動管理指標の設定、を、 2 設備管理部長は、保全の有効性変量、 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2			
第17条、第62条の2以際において以下「施設管理目標」という。) を 定める。主た、第62条の11 の 施設管理の有効性評価の結果及び施設管理を行う観点から特別な状態を踏まえ、施設管理目標の返底しを行う。 (保全対象範囲の東定) 第62条の3 各部長は、加工施設の中から、保全を行うべき対象範囲(以下「保全対象範囲」という。) として、以下の設備を習定する。 (1) 安全機能を有する施設として、加工事業変更許可申請書及び設工認申請書に基づき設置した設備 (2) 上記度備の安全機能に影響を及ぼすおそれのあるもの (3) その他自りた受める設備 (保全重要便の設定)。 第62条の4 各部長は、保全対象について、範囲と安全機能を明確にした上で、保全重要度を設定する。 (保全活動は保全重要度に応じたものとする。 (保全活動は保全重要度に応じたものとする。 (保全活動は保全重要度と応じたものとする。 (保全活動は保全重要度と確定と、保全が表して保全企業を登上、保金で表し、保全で表し、保全を表し、保全を表して保全活動管理指標の設定、監視計画の実定及り監視) 第62条の10の保全の有効性を確似、評価するために保全重要度を搭まえ、施設管理目標の中で、保全活動管理指標の目標値を設定する。 2. 武備管理総長は、保全企業要等を考慮して保全活動管理指標の目標値を設定する。また、第62条の10の保全の有効性評価の結果を確まえ、保全活動管理指標の目標値を設定する。また、第14時間に表して保全活動管理指標の目標値を設定する。また、第14時間を指揮で見ば、保全を記載を表して保全活動管理指標の目標値を設定する。また、第14時間に対象で表して保全活動管理指標の目標値を設定する。また、第14時間に対象で表して保全活動管理指標の目標値を設定して保全活動管理指標の目標値を設定して保全活動管理指標の目標値を表していた。第14時間に対象で表していたのに変定を認定していた。 第14時間に対象を表していたのに変定を認定していた。 第14時間に対象を表していたの主意を表していた。 第14時間に対象を表していたの主意を表していた。 第14時間に対象を表していたの主意を表していた。 第14時間に対象を表していた。 第14時間に対象を表していたる。 第14時間に対象を表していたる。 第14時間に対象を表していた。 第14時間に対象を表していたる。 第14時間に対象を表していたる。 第14時間に対象を表していたる。 第14時間に対象を表していたる。 第14時間に対象を表していたる。 第14時間に対象を表していたる。 第14時間に対象を表していたる。 第14時間に対象を表していたる。 第14時間に対象を表していたる。 第14時間に対象を表しないたる。 第14時間に対象を表しないたる。 第14時間に対象を表しないたる。 第14時間に対象を表しないたる。 第14時間に対象を表しないたる。 第14時間に対象を表しないたる。 第14時間に対象を表しないたる。 第14時間に対象を表しないたる。 第14時間に対象を表しないたる。 第14時間に対象を表しないる。 第14時間に対象を表しないる。 第14時間に対象を表しないる。 第14時間に対象を表しないる。 第14時間に対象を表しないる。 第14時間に対象を表しないる。 第14時間に対象を表しないる。 第14時間に			
の 11 の施設管理の有効性評価の結果及び施設管理を行う観点から特別な状態を除まえ、施設管理目標の見直しを行う。 (保全対象範囲の策定) 第62条の3 名部長は、加工施設の中から、保全を行うべき対象範囲(以下「保全対象範囲」という。) として、以下の設備を夢望する。 (1) 安全機能を有する施設として、加工事業変更許可申請書及び設工認申請書に基づき設置した設備 (2) 上記設備の安全機能に影響を及ぼすおそれのあるもの (3) その他自ら定める設備 (保全重度度の設定) 第62条の4 名部長は、保全対象について、範囲と安全機能を明確にした上で、保全重要度を設定する。保全活動管理指標の設定、堅は計画の策定及び監視) 第62条の 5 設備管理部長は、保全の有効性を監視、評価するために保全重要度を踏まえ、施設管理目標の中で、保全活動管理指標の設定、医療計画の策定及び監視) 第62条の 5 設備管理部長は、保全の有効性を監視、評価するために保全重要度を踏まえ、施設管理目標の中で、保全活動管理指標の設定、医療計画では、保全の有効性を監視、評価するために保全重要度を発生る。また、第 の中で、保全活動管理指標の目標値を設定する。 2. 設備管理部長は、保全の有効性が重め対象が関係の見重しを行う。 3. 設備管理部長は、保全活動管理指標の目標値の見重しを行う。 3. 設備管理部長は、保全活動管理指標の目標値の見重しを行う。 3. 設備管理部長は、保全活動管理指標の目標値の見重しを行う。 2. 設備管理部長は、保全活動管理指標の目標値の見重しを行う。 3. 設備管理部長は、保全活動管理指標の目標値の見重しを行う。 3. 設備管理部長は、保全活動管理指標の目標値の見速しを行う。 2. 設備管理部長は、保全活動管理指標の目標値の見速しを行う。 3. 設備管理部長は、保全活動管理指標の影視及び原は国制を具体的に定めた監視計画の結果及び原は国制を具体的に定めた監視計画の対象及び原は国制を具体的に定めた監視計画の対象及び原は国制を具体的に定めた監視計画の特別なび原は国制を具体的に定めた監視計画が表している。 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2			
(保全対象範囲の策定) 第62条の3 各部表は、加工施設の中から、保全を行うべき対象範囲(以下「保全対象範囲」という。) として、以下の設備を選定する。 (1) 安全機能を有する施設として、加工事業変更許可申請書及び設工認申請書に基づき設置した設備 (2) 上記設備の安全機能に影響を及ぼすおそれのあるもの (3) その他自ら定める設備 (保全重要度の設定) 第62条の4 各部長は、保全対象について、範囲と安全機能を明確にした上で、保全重要度を設定する。保全活動は保全重要度にたものとする。 (保全活動は保全重要度にたものとする。) (保全活動管理相信限の変定、監視計画の変定及び監視) 第62条の5 設備管理部長は、保全の有効性を監視、評価するために保全重要度を踏まえ、施設管理目標の中で、保全部動管理指標の直標値を設定する。 2. 設備管理部長は、保全重要度等を考慮して保全活動管理指標の目標値を設定する。また、第62条の10の保全の有効性評価の結果を踏まえ、保全活動管理指標の見直しを行う。 3. 設備管理部長は、保全重要度等を考慮して保全活動管理指標の目標値の見直しを行う。 3. 設備管理部長は、保全重要度等を考慮して保全活動管理指標の目標値の見直しを行う。 3. 設備管理部長は、保全重要度等を考慮して保全活動管理指標の目標値の記述していまた。 第2条の10の保全の有効性評価の結果を踏まえ、保全活動管理指標の目標値の見直とを行う。			
第62条の3 各部長は、加工施設の中から、保全を行うべき対象範囲(以下「保全対象範囲」という。) として、以下の設備を選定する。  (1) 安全機能の著を施設として、加工事業変更許可申請書及び設工認申請書に基づき設置した設備 (2) 上記設備の安全機能に影響を及ぼすおそれのあるもの (3) その他自ら定める設備 (保全重要度の設定) 第62条の4 各部長は、保全重要度にびじたものとする。 (保全活動管理は保全重要度にびじたものとする。 (保全活動管理は保全重要度にびじたものとする。 (保全活動管理が保全重要度に変更な変更に変更な変更な変更な変更な変更な変更な変更な変更な変更な変更な変更な変更な変更な変			
として、以下の設備を選定する。 (1) 安全機能を有する施設として、加工事業変更許可申請書及び設工認申請書に基づき設置した設備 (2) 上記設備の安全機能に影響を及ぼすおそれのあるもの (3) その他自ら定める設備 (保全重要度の設定) 第62条の4 各部長は、保全対象について、範囲と安全機能を明確にした上で、保全重要度を設定する。保全活動は保全重要度に応じたものとする。(保全活動は保全重要度に応じたものとする。) 第62条の5 設備管理部長は、保全の有効性を観、評価するために保全重要度を踏まえ、施設管理目標の中で、保全活動管理指標の設定、監視計画の常定及び監視) 第62条の10の保全の有効性評価の結果を踏まえ、保全活動管理指標の目標値を設定する。また、第62条の10の保全の有効性評価の結果を踏まえ、保全活動管理指標の目標値の見直しを行う。 3. 設備管理部長は、保全重要度等を考慮して保全活動管理指標の目標値の見直しを行う。 3. 設計画を策定する。なお、監視計画には計画の始期及び対出周期を受定的定数			
(1) 安全機能を有する施設として、加工事業変更許可申請書及び設工認申請書に基づき設置した設備 (2) 上記備の安全機能に影響を及ぼすおそれのあるもの (3) その他自ら定める設備 (保全重要度の設定) 第6 2 条の 4 各部長は、保全対象について、範囲と安全機能を明確にした上で、保全重要度を設定する。保全活動に保全重要度に応じたものとする。 (保全活動管理指標の設定、監視計画の策定及び監視) 第6 2 条の 5 定機管理部長は、保全の有効性を監視、評価するために保全重要度を踏まえ、施設管理目標の中で、保全活動は、保全の有効性を監視、評価するために保全重要度を踏まえ、施設管理目標の中で、保全活動管理指標を設立する。また、第62 条の 10 の保全の有効性評価の結果を踏まえ、保全活動管理指標の目標値の見直しを行う。 2. 設備管理部長は、保全重要度等を考慮して保全活動管理指標の目標値の見直しを行う。 3. 複精理の表現に、保全が表現に、保全が表現には、保全活動管理指標の目標値の見直しを行う。なる、宏視計画には計画の始期及び期間に関することを含める。			
た設備 (2) 上記との使うを決している。 (3) その他自ら定める設備 (保全重要度の設定) 第62条の4 各部長は、保全対象について、範囲と安全機能を明確にした上で、保全重要度を設定する。 保全活動は保全重要度に応じたものとする。 (保全活動管理指標の設定、振計画の変更なび監視、評価するために保全重要度を踏まえ、施設管理目標の中で、保全活動管理指標を設定する。			
(保全重要度の設定) 第62条の4 各部長は、保全対象について、範囲と安全機能を明確にした上で、保全重要度を設定する。保全活動管理射標の設定、監視計画の策定及び監視) 第62条の5 設備管理部長は、保全の有効性を監視、評価するために保全重要度を踏まえ、施設管理目標の中で、保全活動管理指標を設定する。 2. 設備管理部長は、保全重要度等を考慮して保全活動管理指標の目標値を設定する。また、第62条の10の保全の保全に関係では、保全で関係では、保全で関係では、保全で関係では、保全で関係では、保全で関係では、保全で関係では、保全で関係では、保全で対象に関係である。また、第62条の10の保全、保全活動管理指標の監視項目、監視方法及び算出周期を見たしたに、第62条の10の保全、保全活動管理指標の監視項目、監視方法及び算出周期をしたのに定めた監視計画を策定する。なお、監視計画には計画の始期及び期間に関することを含める。			
(保全重要度の設定) 第62条の4 各部長は、保全対象について、範囲と安全機能を明確にした上で、保全重要度を設定する。 保全活動は保全重要度に応じたものとする。 (保全活動管理指標の設定、監視計画の策定及び監視) 第62条の5 設備管理部長は、保全の有効性を監視、評価するために保全重要度を踏まえ、施設管理目標の中で、保全活動管理指標を設定する。また、第62条の10の保全の有効性評価の結果を踏まえ、保全活動管理指標の目標値を設定する。また、第62条の10の保全の有効性評価の結果を踏まえ、保全活動管理指標の目標値の見直しを行う。 3. 設備管理部長は、保全活動管理指標の監視項目、監視方法及び算出周期を具体的に定めた監視計画を策定する。なお、監視計画には計画の始期及び期間に関することを含める。			
第62条の4 各部長は、保全対象について、範囲と安全機能を明確にした上で、保全重要度を設定する。			
保全活動は保全重要度に応じたものとする。 (保全活動管理指標の設定、監視計画の策定及び監視) 第62条の5 設備管理部長は、保全の有効性を監視、評価するために保全重要度を踏まえ、施設管理目標 の中で、保全活動管理指標を設定する。 2. 設備管理部長は、保全重要度等を考慮して保全活動管理指標の目標値を設定する。また、第 62条の10の保全の有効性評価の結果を踏まえ、保全活動管理指標の目標値の見直しを行う。 3. 設備管理部長は、保全活動管理指標の監視項目、監視方法及び算出周期を具体的に定めた監視計画を策定する。なお、監視計画には計画の始期及び期間に関することを含める。			
第62条の5       設備管理部長は、保全の有効性を監視、評価するために保全重要度を踏まえ、施設管理目標の中で、保全活動管理指標を設定する。         の中で、保全活動管理指標を設定する。       2. 設備管理部長は、保全重要度等を考慮して保全活動管理指標の目標値を設定する。また、第         62条の10の保全の有効性評価の結果を踏まえ、保全活動管理指標の目標値の見直しを行う。         3. 設備管理部長は、保全活動管理指標の監視項目、監視方法及び算出周期を具体的に定めた監視計画を策定する。         複計画を策定する。なお、監視計画には計画の始期及び期間に関することを含める。			
の中で、保全活動管理指標を設定する。         2. 設備管理部長は、保全重要度等を考慮して保全活動管理指標の目標値を設定する。また、第         62 条の 10 の保全の有効性評価の結果を踏まえ、保全活動管理指標の目標値の見直しを行う。         3. 設備管理部長は、保全活動管理指標の監視項目、監視方法及び算出周期を具体的に定めた監視計画を策定する。なお、監視計画には計画の始期及び期間に関することを含める。			
2.       設備管理部長は、保全重要度等を考慮して保全活動管理指標の目標値を設定する。また、第         62 条の 10 の保全の有効性評価の結果を踏まえ、保全活動管理指標の目標値の見直しを行う。         3.       設備管理部長は、保全活動管理指標の監視項目、監視方法及び算出周期を具体的に定めた監視計画を策定する。なお、監視計画には計画の始期及び期間に関することを含める。			
62 条の 10 の保全の有効性評価の結果を踏まえ、保全活動管理指標の目標値の見直しを行う。         3. 設備管理部長は、保全活動管理指標の監視項目、監視方法及び算出周期を具体的に定めた監視計画を策定する。なお、監視計画には計画の始期及び期間に関することを含める。			
3. 設備管理部長は、保全活動管理指標の監視項目、監視方法及び算出周期を具体的に定めた監視計画を策定する。なお、監視計画には計画の始期及び期間に関することを含める。			
			3. 設備管理部長は、保全活動管理指標の監視項目、監視方法及び算出周期を具体的に定めた監
4. 設備管理部長は、監視計画に従い、保全活動管理指標に関する情報の採取及び監視を実施し、			
			4. 設備管理部長は、監視計画に従い、保全活動管理指標に関する情報の採取及び監視を実施し、

加工施設における保安規	定審查基準	
旧	新	保安規定関連条文
		<u>その結果を記録する。</u>
		(保全計画の策定)
		第62条の <u>6</u> 各部長は、 <u>施設管理目標を達成するため、施設管理の実施に関す</u> る計画として以下の保全計
		画を策定する。施設及び設備の改造のための設計・開発管理を行った場合の保全計画の策定にあたっては、第12条 <u>の3</u> 第3項(2)に定めるところにより記録された保全において留意すべき事項
		を踏まえる。 <u>なお、事業所の加工施設が使用開始後の原子力施設であることを踏まえ、保全計画</u>
		の始期は直近(次回)の定期事業者検査の開始日とし、保全計画の期間はその次(次々回)の定
		期事業者検査の開始日前日までの期間とする。
		<u>(1) 点検計画</u>
		(2) 定期事業者検査の実施計画
		(3) 設計 <i>及び</i> 工事の計画
		(4) <u>巡視の計画</u> (5) ************************************
		(5) 特別な保全計画 2. 各部長は、保全計画の策定にあたって、保全重要度を勘案し、必要に応じて次の事項を考慮
		する。また、第62条の10の保全の有効性評価の結果を踏まえ、保全計画の見直しを行う。
		(1) 運転実績、事故及び故障事例などの運転経験
		(2) 使用環境及び設置環境
		(3) 劣化、故障モード
		(4) 機器の構造等の設計的知見
		( <u>5</u> ) 科学的知見
		3. 各部長は、保全の実施段階での加工施設の安全性が確保されていることを確認するとともに、
		安全機能に影響を及ぼす可能性のある行為を把握し、保全計画を策定する。 4. 各部長は、以下の事項を定めた点検計画を策定する。また、環境安全部長は、第 53 条に定め
		る放射線測定器類の管理に関する点検計画を策定する。 る放射線測定器類の管理に関する点検計画を策定する。
		(1) <i>建物・構築物及び設備・機器</i> の適切な単位ごとに、予防保全を基本として、以下に示す保全
		方式から適切な方式を選定する。
		<u>一 予防保全</u>
		<u>a. 時間基準保全</u>
		<u>b. 状態基準保全</u>
		<u>二 事後保全</u> (2) 選定した保全方式の種類に応じて、次の事項を定める。
		一時間基準保全
		<u>a. 具体的な点検方法</u>
		b. <i>建物・構築物及び設備・機器</i> が所定の機能を発揮し得る状態にあることを確認
		・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準
		<u>c. 実施頻度</u>
		<u>d. 実施時期</u> なお、時間基準保全を選定した機器に対して、運転中に監視データを採取、点検等
		合に準じて必要な事項を定める。
		二
		a. 建物・構築物及び設備・機器の状態を監視するために必要なデータ項目
		<u>b. 点検の具体的方法</u>
		c. 状態を監視するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準 d. 実施頻度
		<u>u. 美施頻度</u> e. 実施時期
		f. 機器の状態が管理基準に達するか又は故障の兆候を発見した場合の対応方法
		<u>三 事後保全</u>
		a. 機能喪失の発見後、修復を実施する前に、修復方法、修復後に所定の機能を発揮
		することの確認方法及び修復時期を定める。
		5. 各部長は、保全対象範囲の建物・構築物及び設備・機器が、所定の機能を発揮し得る状態に サス 期間 (一学の期間) について第50条の2に其づき実施する実知事業表験本により確認・認
		ある期間(一定の期間)について第59条の3に基づき実施する定期事業者検査により確認・評価する時期までに、定期事業者検査の実施計画として次の事項を定める。
		<u>画りる時期までに、定期事業有機重の実施計画として</u> 扱い事項を定める。 一 所定の機能を発揮し得る状態にある <i>期間 (一定の期間)</i> を確認 <i>・評価</i> するために必
		要な定期事業者検査の項目
		<u>二 定期</u> 事業者検査の具体的方法
		<u>三 評価方法及び管理基準</u>

加工施設における	5保安規定審査基準	
旧	新	保安規定関連条文
		<u>四 定期事業者検査の実施時期</u> 6. 担当部長は、設計及び工事の計画の策定について、次のとおり実施する。 (1) 担当部長は、保全計画の期間中に実施する加工施設の設計及び工事について、対象とする
		設備等、関係する要求事項、実施体制、工程等については、第12条に規定する設計・開発計画において明確にする。また、その計画段階において、法令に基づく手続きの要否について確認を行い、その結果を記録する。
		(2) 担当部長は、工事の実施において、補修に係る工事ついては第63条に、改造に係る工事ついては第64条にそれぞれ規定する(工事)作業計画を作成することにより、設計時の考慮
		事項等が適切に施工時に反映した体制を整備する。 (3) 担当部長は、工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置として、補修及び改造に関わる工事においては、それぞれ第63条及び第64条に基づいて作成する(工事)
		作業計画に保安を確保するための具体的な対策を計画する。また、点検等においては、加工 施設の操作に関する計画として第25条に、放射線管理に関する計画として第38条に、それ ぞれ基づいて策定する基準に従い保安を確保する。
		(4) 担当部長は、工事を実施する建物・構築物及び設備・機器が、所定の機能を発揮し得る状態 にあることを、第 59 条の 2 に基づき実施する使用前事業者検査並びに使用前事業者検査以 外の検査及び試験(以下「試験等」という。)により確認・評価する時期までに、次の事項を
		<u>定める。</u> <u>一 所定の機能を発揮し得る状態にあることを確認・評価するために必要な<i>使用前</i>事</u> 業者検査 <i>及び試験等</i> の項目
		<u>二</u> 使用前事業者検査及び試験等の具体的方法 <u>三 評価方法及び管理基準</u> <u>四 使用前</u> 事業者検査及び試験等の実施時期
		(5) 担当部長は、設備図書が実態を適切に示すものとなっていることを設計及び工事の計画、 実施の各段階で確認する。 7. 各部長は、巡視の計画及び実施に関して、加工施設の状況を日常的に確認し、偶発故障等の
		発生も念頭に、設備等が正常な状態から逸脱した場合、又は逸脱する兆候が認められる場合に、 適切に正常な状態に回復させることができるよう、巡視を行う者の力量、巡視項目、巡視時の 確認の視点等を標準に定めるとともに、巡視を行う者を選定して体制を構築し、毎日1回以上、
		別表 2 に示す加工施設の設備及びその設備が設置されている建物について巡視を行わせる。 <u>巡</u> <u>視は、第 30 条の 3、第 32 条、第 46 条の 2 及び第 85 条の観点の他、核燃料物質等の取扱いに</u>
		おける安全の観点その他の観点を含めて行う。 8. 特別な保全計画の策定について、次のとおり実施する。 (1) 各部長は、加工施設を相当期間停止する場合その他施設管理を行う観点から特別な状態に
		ある場合においては、保全対象範囲の施設の状態(停止)等に応じた保全方法及び実施時期 を定めた特別な保全計画を策定する。 (2) 各部長は、特別な保全計画に基づき保全を実施する建物・構築物及び設備・機器が所定の
		機能を発揮し得る状態にあることを点検によって確認・評価するまでに、次の事項を定める。一 所定の機能を発揮し得る状態にあることを確認・評価するために必要な点検の項目
		<u>二 点検の具体的方法</u> <u>三 評価方法及び管理基準</u> <u>四 点検の実施時期</u>
		(保全の実施) (保全の実施) (第62条の7 各部長は、第62条の6で定めた保全計画に従って保全を実施する。 2. 各部長は、保全の実施にあたって、必要な設計・開発については第12条による設計・開発管
		理を実施し、補修及び改造に関わる工事においては、それぞれ第 63 条及び第 64 条に基づいて 作成する(工事)作業計画による工事管理を実施する。
		3. 各部長は、保全の結果について記録し、保管する。 (保全の結果の確認・評価) 第62条の8 各部長は、あらかじめ定めた方法で、保全の実施段階で採取した <i>建物・構築物及び設備・機</i>
		#の保全の結果から所定の機能を発揮し得る状態にある一定の期間を所定の時期までに確認・評価し、記録する。 2. 担当グループ長は、加工施設の使用を開始するために、要求事項が満たされていることにつ
		いて合否判定をもって検証するため、第59条の2による使用前事業者検査又は第59条の3から第59条の4による定期事業者検査を実施する。 各部長は、使用前事業者検査等の実施の結果を確認する。
		<u> </u>

加工施設における保安規定審査基準 旧  「日  「日  「日  「日  「日  「日  「日  「日  「日	保安規定関連条文  3. 各部長は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合には、定めたプロセスに基づき、保全が実施されていることを所定の時期までに確認・評価し、記録する。
	3. 各部長は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合には、定めたプロセスに
	<b>基づき 保全が実施されていることを所定の時期までに確認・評価し、記録する</b>
	<u>(不適合管理、是正処置及び未然防止処置)</u>
	第62条の9 各部長は、施設管理の対象となる施設及びプロセスを監視し、以下の(1)及び(2)の状態に至
	らないよう通常と異なる状態を監視・検知し、必要な是正処置を講じるとともに、以下の(1)及び (2)に至った場合には、不適合管理を行った上で、是正処置を講じる。
	(1) 保全を実施した <i>建物・構築物及び設備・機器</i> が所定の機能を発揮し得ることを確認・評価
	できない場合
	(2) 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合にあって、定めたプロセスに基づ
	き、点検・補修等保全が実施されていることが確認・評価できない場合
	2. 各部長は、他の原子力施設の運転経験等の知見を基に、自らの組織で起こりえる問題の影響
	<u>に照らし、適切な未然防止処置を講じる。</u>
	3. 各部長は、第1項及び第2項の活動を第14条の3の継続的な改善に基づき実施する。
	4. 各部長は、保全の実施結果、原子力施設における保全に関する最新の知見及び第 15 条の 3 に
	定める技術情報の共有結果を踏まえて評価を行い、保全の継続的改善を図る。
	<u>(保全の有効性評価)</u> 第62条の10 設備管理部長は、保全活動に関する情報(第 <b>62</b> 条の <b>5</b> の保全活動管理指標を含む。)を収
	集し、故障及び補修頻度等の分析を定期的に行い保全の有効性を評価する。また、評価結果を核
	燃料安全委員会へ報告する。
	2. <i>各部長</i> は、 <i>前項の報告</i> を踏まえ、 <i>建物・構築物及び設備・機器</i> の保全方式を変更する場合は、
	第 62 条の 6 第 4 項に基づき保全方式を選定する。
	3. 設備管理部長は、保全の有効性評価の結果とその根拠 <i>及び</i> 必要となる改善内容について記録
	<u>する。</u>
	(施設管理の有効性評価)
	第62条の11 設備管理部長は、第62条の10の保全の有効性評価の結果及び第62条の2の施設管理目
	標の達成度から、定期的に施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。
	<u> </u>
	(経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針)
	第62条の12 設備管理部長は、「加工施設及び再処理施設の高経年化対策に関する基本的考え方につい
	て」(平成20・05・14原院第2号(平成20年5月19日原子力安全・保安院制定(NI
	SA-181a-08-1))) 及び「加工施設及び再処理施設における高経年化対策の評価の手
	<u>引き(内規)」(平成20・05・14原院第3号(平成20年5月19日原子力安全・保安院制定))</u>
	を参考とし、加工施設の経年劣化に関する技術的な評価(以下「高経年化に関する技術評価」と
	いう。)を実施し、加工施設の保全のために有効な実施すべき措置に関する10年間の長期施設管理大利を第二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十
	理方針を策定する。また、設備管理部長は、高経年化に関する技術評価を行うために設定した条 件又は評価方法を変更する場合は、当該評価の見直しを行う。
	<u>ドスは計画が伝き変更する場合は、当該計画が見信しを行う。</u> なお、高経年化に関する技術評価とは、加工施設について、その構成する建物・構築物及び
	設備・機器のうち安全機能を有するものについて、工学的に想定される経年変化事象の影響を
	分析し、その建物・構築物及び設備・機器に施されている現状の保安活動が、その経年変化事
	象の顕在化による建物・構築物及び設備・機器の機能喪失を未然に防止できるかどうかの評価
	<u>を行うことをいう。</u>
	2. 第1項の評価は、10年を超えない期間のごとに、再評価を行う。
	3. 長期施設管理方針は、第 62 条の 2 に規定する長期施設管理方針を施設管理方針に反映する
	ことにより、施設管理における各種活動を一体として実施することを踏まえ、添付3に示すも
	<u>のとする。</u>
	添付3 長期施設管理方針(第62条の12関係)
	1. 加工施設の長期施設管理方針(始期:2020年3月17日、適用期間:10年間)
	高経年化対策の観点から充実すべき保守管理項目はなし。
	POPEL   IDADA > PROMING JODA ) CVN V BY X H 10.0 CO
	第3節 補修及び改造
	(補修)
	第63条 各部長は、第36条第3項に基づき異常の原因を調査した結果、正常な状態に復帰させるため

加工施設における保安規定審査基準	(1) 办担户眼本久之
旧新	[
世 新	保安規定関連条文 に補修が必要と判断した場合、又は、その他の理由で補修が必要と判断した場合は、補修作業を 目ら実施する又は設備管理部長に実施を依頼する。 2. 設備を所管する担当節長又は設備管理部長は、前項の補修作業を実施するにあたっては、関 係部長と協議のし、(工事) 作業計画を保し、火災・爆発防止その他の安全対策を譲じるとと ともに、核燃料及全委員会の審議を受け、所長の承認を受ける。ただし、補修が加工施設の消耗 品の取替等で保安に及ぼす影響が軽敵なものを除く。 3. 前項の補修作業を行つた部長は、当該政債の機能調認のための試験により正常に機能することを確認し、その結果を核燃料取扱主任者に考さるととして、政備管理部長及び関係部長に 通知する。また、所長の承認を受けた補修を行ったときは、その結果を所長に報告する。 (改 造) 第64条 各部長は、施設の改造を行う場合、自ら実施する又は設備管理部長に実施を依頼する。 2. 設備を行ったお見は、当該政備の機能があるともに、設備管理部長と関係部長に基立と対し、技術の改造を存めていては、残禁処を政策に構造するにあたっては、関係部長と協議の上、(工事) 作業計画を作成し、核燃料政法任者が許認可事項に該当する又は保安上重要と判断した改造については、裁禁処を全員会の需義を受け、所見の承認を分。 3. 前項の改造を行った部長は、当該政備の機能確認のための政験等により正常に機能することを確認し、その結果を核燃料取扱主任者に報告するとともに、設備管理部長及の関係部長に通知する。また、所長の承認を受けた改造を行ったときは、その結果を所長に報告する。 第4節 給募政政備の停止に係る措置)第65条 設備管理部長及で関係部長に通知する。また、所長の承認を受けた改造を行ったときは、その結果を所長に報告する。 第4節 給募政政備の停止に係る措置)第65条 設備管理部長は、計画停電等で加工施設の第1種経知扱主任者に結計気設備の停止実施能にその指数が適切であることの確認し、核燃料取扱主任者に結計気設備の停止実施能にその計算が適切であることの経過を要ける。 (1) 加工施設の通常的使用の停止 (2) 核燃料の質の適切な除去、閉じ込め (3) 給辨な設備停止時の対応を定めた標準の整備・周知徹近及び対応体制の確保 2. 各部長は、持衛発療の関心と対した場合とは第1種管理区域に入を立ちが与と対しままで同間の機能維持 (新規制素体が広工事の対象政備等が使用的確認証の交付を受けるまでの間の機能維持 (新規制素体が広工事の対象政備等が使用的確認証の交付を受けるまでの間の機能維持 (新規制素を対応工事の対象政権等が定用的確認を確定と対しまでも受けるまでの間、次の各等に定める事項により、その機能を維持する。 (2) 金の長は、第62条の61に定める後と維持する。 (3) 金を成ま、第62条の62で対象の強化のための核原料を関してからを関すを基本的考とがに関する基本的考とがに対し をと変しまる技術のが限しまる。1との規定に基づきを集ますをはいては、支持を使うの対象政権等がでし、前述を受ける。2 原子が関連制等16条列を行ると対策に対していては、ならを発生していては、ならを発力を表すしまりに対しませながに対しながは対しませながに対しませながは対しませながは対しませながは対しませながは対しませながは対しませながは対しませながは対しませながは対しませながは対しませながは対しませながは対しませながは対しませながは対しませながは対しませながは対しませながは対しながは対しませながは対しながはなりながは対しませながは対しませながは対しませながは対しませながはなどはなどはなりなどはなどはなりながはなどはなどがはなりませながはなどはなどはなどはなりませながはなどなどはなどはなどはなど
則第7条の4の2に規定された加工施設の経年劣化に関する技術的な評価を実	SA-181a-08-1))) 及び「加工施設及び再処理施設における高経年化対策の評価の手
施するための手順及び体制を定め、当該評価を定期的に実施することが定められていること。  でいること。	引き(内規)」(平成20·05·14原院第3号(平成20年5月19日原子力安全・保安院制定)) を参考とし、加工施設の経年劣化に関する技術的な評価(以下「高経年化に関する技術評価」と
3. 事業を開始した日以後20年を経過した加工施設については、長期施設管理 方針が定められていること。	いう。) を実施し、加工施設の保全のために有効な実施すべき措置に関する 10 年間の長期施設管 理方針を策定する。 また、設備管理部長は、高経年化に関する技術評価を行うために設定した条
	<u>件又は評価方法を変更する場合は、当該評価の見直しを行う。</u> なお、高経年化に関する技術評価とは、加工施設について、その構成する建物・構築物及び
	<u>され、同程中化に関する技術評価とは、加工施設について、その構成する建物・構築物及の</u> <u>設備・機器のうち安全機能を有するものについて、工学的に想定される経年変化事象の影響を</u>

加丁施設における	, 保安規定審査基準	
旧	新	保安規定関連条文
IH.	1/1	_ 分析し、その建物・構築物及び設備・機器に施されている現状の保安活動が、その経年変化事
		象の顕在化による建物・構築物及び設備・機器の機能喪失を未然に防止できるかどうかの評価
		<u>を行うことをいう。</u>
		2. 第1項の評価は、10年を超えない期間のごとに、再評価を行う。
		3. 長期施設管理方針は、第62条の2に規定する長期施設管理方針を施設管理方針に反映する
		ことにより、施設管理における各種活動を一体として実施することを踏まえ、添付3に示すも
		<u>のとする。</u>
		75.11.0 E 40.45-70.65-70-4-01 (65.00.45 p. 10.49.15)
		添付3 長期施設管理方針(第62条の12関係)
		1. 加工施設の長期施設管理方針(始期:2020年3月17日、適用期間:10年間)
		高経年化対策の観点から充実すべき保守管理項目はなし。
	4. 加工規則第8条第1項第16号に掲げる加工施設の施設管理に関することを	旧法に基づく活動として、当該の「技術評価書」に相当する「NFIK-PSR-19003 定期評価報告書(高経年
	変更しようとする場合(加工規則第7条の4の2第1項若しくは第2項の規定に	化対策に関する報告)」(経年変化に関する技術的な評価及び長期保全計画を含む。) について、令和2年3
	より長期施設管理方針を策定し、又は同条第3項の規定により長期施設管理方針	月24日に現地規制事務所に報告した。引き続き新法に基づく活動として継承し、第62条の12第1項にお
	を変更しようとする場合に限る。)は、申請書に加工規則第7条の4の2第1項	いて「加工施設の経年劣化に関する技術的な評価(以下「高経年化に関する技術評価」という。)を実施し、
	若しくは第2項の評価の結果又は第3項の見直しの結果を記載した書類(以下	施設の保全のために有効な実施すべき措置に関する10年間の長期施設管理方針を策定する。」とし、第2項
	「技術評価書」という。)が添付されていること。	において「10年を超えない期間毎に再評価を行う。」としていることから、次回の見直しは2029年頃を予
	5. 長期施設管理方針及び技術評価書の内容は、「加工施設及び再処理施設の高	定しているため、本申請において添付していない。 前述の報告書(NFIK-PSR-19003)は第62条の12第1項の規定に適合し、「加工施設及び再処理施設の高
	3. 反射地設管理方針及び技術計画者の内容は、「加工地設及び再処理地設め局 経年化対策に関する基本的考え方」等を参考として記載されていること。	耐速の報音者 (NFIK-PSK-19003) は第 02 米の 12 第 1 頃の規定に適合し、「加工地設及の再処理地設の間   経年化対策に関する基本的考え方」等を参考としたものであり、その旨を併せて記載している。
	6. 使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関することが定められている	第59条の2(使用前事業者検査の実施)及び第59条の3(定期事業者検査の実施)に定めている。
	こと。	(なお書きに関連する条項:第13条の3(機器等の検査等)第5項)
	<u></u>	5. 担当グループ長は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性(使用前事業者検査
	おいては、品質管理基準規則第48条第5項及び品質管理基準規則解釈第48条	等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とするこ
	2の規定に基づき、当該使用前事業者検査等の対象となる機器等の工事(補修、	とその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。)を確保す
	取替え、改造等) 又は点検に関与していない要員に検査を実施させる体制でもよ	<u>る。この独立性の確保に当たり、事業所の加工施設が重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置が要</u>
	<u>V</u>	求されていないことを踏まえ、少なくとも当該使用前事業者検査等の対象となる機器等の工事又は点検
		<u>に関与していない要員に使用前事業者検査等を実施させる。(「使用前事業者検査等の中立性及び信頼性</u>
		が損なわれないこと」とは、使用前事業者検査等を実施する要員が、当該検査等に必要な力量を持ち、適
		正な判定を行うに当たり、何人からも不当な影響を受けることなく、当該検査等を実施できる状況にあ
		<u>ることをいう。)</u> (第 59 条の 2 (使用前事業者検査の実施) 第 2 項、第 59 条の 3 (定期事業者検査の実施) 第 2 項)
		2. 担当グループ長は検査責任者として、検査の対象となる機器等の工事(補修、取替え、改造等)又
		関与していない要員を検査員として配置する。
		(許可を受けたところによる評価に関して、第30条の4(重大事故に至るおそれがある事故又は大規模
		損壊に係る加工施設の保全に関する措置≝)に注釈を追記)
		※: 重大事故に至るおそれがある事故発生時の保全活動を行う体制の整備については、加工事業変更
		許可申請書を踏まえ、加工施設においては重大事故の発生は想定されないものの、あえて設計基準を超
		える条件により重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合を想定し、重大事故の発生を防止する
An T LE DUME O M Mr. 4 TEME O4 D. LANGE HAR ON U. 4.		ために必要な措置を定めるものである。 
加工規則第8条第1項 <u>第21号</u> 技術情報の共有	加工規則第8条第1項 <u>第17号</u> 技術情報の共有	ー
○メーカーなどの保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報を事業者の情報共有の場を活用し、他の加工事業者と共有し、自らの加工施設の	1. メーカーなどの保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報を事業者の情報共有の場を活用し、他の加工事業者と共有し、自らの加工施設の	
を事業者の情報共有の場を活用し、他の加工事業者と共有し、自らの加工施設の 保安を向上させるための措置が定められていること。	を事業者の情報共有の場を活用し、他の加工事業者と共有し、目らの加工施設の 保安を向上させるための措置が定められていること。	MILCED (CEの C V '公o )
加工規則第8条第1項第22号 不適合発生時の情報の公開	加工規則第8条第1項第18号 不適合発生時の情報の公開	
○ 加工施設の保安の向上を図る観点から、不適合が発生した場合の公開基準が	1. 加工施設の保安の向上を図る観点から、不適合が発生した場合の公開基準が	反映不要。(第15条の3(情報の共有及び公開)第2項に定めている。)
定められていること。	定められていること。	STATE OF THE STATE
○ 情報の公開に関し、原子力施設情報公開ライブラリーへの登録などに必要な	2. 情報の公開に関し、原子力施設情報公開ライブラリーへの <mark>登録等</mark> に必要な事	
事項が定められていること。	項が定められていること。	
加工規則第8条第1項 <u>第23号</u> その他必要な事項	加工規則第8条第1項 <u>第19号</u> その他必要な事項	
○ 日常の品質保証活動の結果を踏まえ、必要に応じ、加工施設に係る保安に関		
し必要な事項を定めていること。	に関し必要な事項を定めていること。	要な変更を行った。
○ 加工事業者が、核燃料物質による災害を防止するため、保安活動を原子炉等	2. 保安規定を定める「目的」が、核燃料物質による災害の防止を図るものとし	(「第1章 総則」から関連個所を以下に抜粋。)

加工施設における保安規定審査基準		(D. 少. H. 宁. B. ) 本久 · 文
旧	新	保安規定関連条文
規制法第22条第1項の規定に基づき保安規定として定めることが「目的」として定められていること。	て定められていること。	第1章 総則 (目 的) 第1条 この規定は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律』(以下「原子炉等規制法」という。)第22条第1項及び「核燃料物質の加工の事業に関する規則』(以下「加工規則」という。)第8条の規定に基づき、原子燃料工業株式会社熊取事業所(以下「事業所」という。)の加工施設における核燃料物質の加工の事業に関する保安について定め、もって <mark>核燃料物質による</mark> 災害を防止することを目的とする。 (適用範囲) 第2条 この規定は、事業所の加工施設の保安に係る運用に関して適用する。
○ 安全文化を基礎とし、国際放射線防護委員会(ICRP)が19 77年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念(ALARA: as low as reasonably achievable)の精神にのっとり、核燃料物質の加工による災害防 止のために適切な品質保証活動のもと保安活動を実施することが「基本方針」と して定められていること。	<u>(削除)</u>	反映不要。